# 越谷市緑の基本計画

# (改定版)

~ 水と緑と人をつなぐ 環境共生都市・こしがや ~













平成28年3月

越谷市



# はじめに



わたしたちのまち越谷市は、古くから「水郷こしがや」と呼ばれ、多くの河川や用水が流れ、農地、屋敷林などの緑に囲まれており、これらの豊かな緑は、本市のかけがえのない財産となっております。また、都市における「緑」は、人々にゆとりや豊かさなどを与えるとともに、環境保全、生物多様性の確保、防災、レクリエーション、地域コミュニティの形成等、多様な機能を有しており、わたしたちが健康でいきいきと暮らしていく上で、欠かすことのできないものです。

本市では、市域における緑地の保全や緑化の推進について、総合的かつ計画的に 進めるため、平成11年3月に「越谷市緑の基本計画」を策定いたしました。しか し、策定から現在までの間に、環境問題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化な ど、緑を取り巻く状況は大きく変化しました。

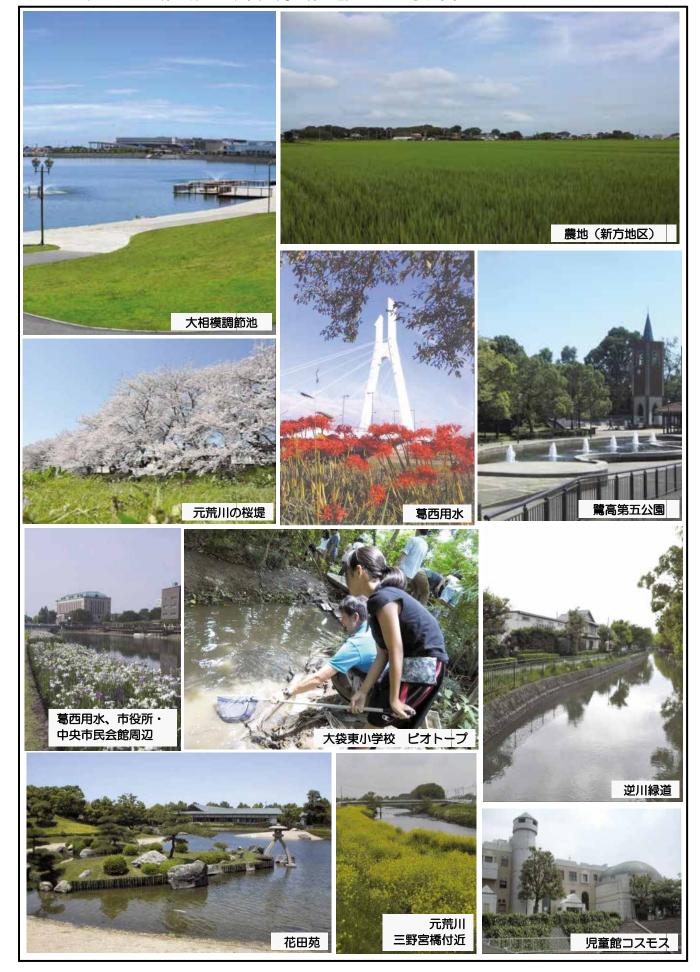
これらを踏まえ、本市では、越谷市総合振興計画や越谷市都市計画マスタープラン等の計画、さらには、都市緑地保全法から都市緑地法への改正などとの整合を図りながら、「越谷市緑の基本計画」を改定いたしました。

本計画では、市域の緑の特性や課題等を踏まえ、「緑」を市民の皆様との共有財産として、また、大切さや必要性などの共通認識のもと、今回、緑の将来像を「水と緑と人をつなぐ 環境共生都市・こしがや」と掲げました。そして、この将来像の実現に向け、5つの基本方針や4つの目標、34の個別施策など、市民の皆様と市との新たな役割分担のもと、取り組みを推進していく考え方をお示しいたしました。

今後とも、わたしたちのまち越谷市が、将来にわたり、人と自然が調和した緑豊かな安全・安心・快適都市となるよう、各施策を計画的かつ効果的に進めてまいりますので、引き続き、市民、事業者、維持管理団体等の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、熱心なご審議をいただきました「越谷市緑の基本計画策定審議会」の皆様を始め、市民アンケート調査、パブリック・コメント等により貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

本市は、古くから「水郷こしがや」と呼ばれ、多くの河川や用水路が流れ、河川沿いの屋敷林や地域の身近な公園、広がりのある農地など、水と緑に恵まれた豊かな自然環境に囲まれています。これからは、これらの緑を保全し、質の高い緑を創出していきます。



# 目 次

第1	草	計画の基本的な考え万	1
1	計	画改定の趣旨と目的	2
2	緑	の基本計画とは	2
3	計	画改定の背景	3
4	緑	の機能	4
5		画の対象	
6		画の期間	
7		画の位置づけ	
8	計	画の全体構成	13
第2	章	緑の現状と課題	15
1	越	谷市の現状	16
2	計	画の課題	48
第3	章	計画の基本方針	51
1	基	本理念	52
2	緑	の将来像	53
3	計	画の基本方針	57
4	計	画の目標	60
第4	章	施策の推進	63
第5	章	地区別の方針	89
第6	章	体制・進行管理	119
本文中	<b>中に(</b>	(*) が表記されている用語については、131~136Pの資料4 用語集で解説を掲載し	<b>ノています</b> 。
<b>咨</b> 判	編		125
資料			
	•	これまでの越谷市緑の基本計画の経過	
		越谷市緑の基本計画策定審議会・検討委員会	
容彩	14	田語集	131



# 第章

# 計画の基本的な考え方

1	計画改定の趣旨と目的	2
2	緑の基本計画とは	2
3	計画改定の背景	3
4	緑の機能	4
5	計画の対象	6
6	計画の期間	11
7	計画の位置づけ	12
8	計画の全体構成	13

# 第1章 計画の基本的な考え方

# 1 計画改定の趣旨と目的

「緑」は、わたしたちがいきいきと健康で文化的な暮らしをしていくために必要不可欠なものです。

この必要不可欠な緑を、あるべき場所に、あるべき姿でしっかりと確保していくためには、みんなで緑を守り、創り、育てていく計画的な取り組みが必要です。

本市では、平成11年3月、都市緑地保全法に基づき「越谷市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。しかし、その後、環境問題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化など、緑を取り巻く状況は大きく変化しました。また、上位計画である第4次越谷市総合振興計画\*や都市計画マスタープラン\*が改定され、関連計画なども新たに策定されました。さらには、緑に関係する法制度の制定や改正も行われてきています。

そこで、このような緑を取り巻く状況の変化に対応し、市域における緑地の保全及び緑化の推進について、総合的かつ計画的に実施していくために「越谷市緑の基本計画」の改定を行うものです。

本計画では、緑の現状と課題やこれまでの取り組みを踏まえた上で、緑に関する基本理念、緑の将来像、これらを具体化した基本方針、計画の目標を明確に示し、それを具体的に実施していくための施策を定めています。

# 2 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法\*第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

本計画では、都市の緑を対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」 や「緑の将来像」、「計画の基本方針」、「計画の目標」などを定め、それを具体 的に実施していくための施策を示すものです。

これにより「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園\*の整備」などの施策を 総合的に進めていくことができます。

また、計画策定により、都市緑地法などに基づいた国の支援の活用が可能となり、積極的に施策の展開を図ることができます。

本計画の役割は次のとおりです。

- ① 市域で本来、保全や創出すべき場所に、質の高い良好な緑をしっかりと確保していくため、方針と目標を示す。
- ② 市民、事業者、行政の役割を明確にし、協働して緑に関する活動に取り組んでいく。
- ③ 「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」などの施策を示し、総合 的に進めるために行政内部での合意形成を促進する。

# 3 計画改定の背景

#### (1) 社会経済情勢の変化

#### ① 地球温暖化とヒートアイランド現象\*1への対応

全国的に地球温暖化による影響と思われる局地的な豪雨や渇水、土砂災害が発生しています。本市においても地球的な環境の変化などから突発的・集中的な豪雨が頻発する傾向にあり、降雨による浸水被害も発生しています。

また、近年、ヒートアイランド現象の影響を大きく受け、夏場の気温上昇や 猛暑日が続くなどの傾向があります。これら地球温暖化やヒートアイランド現 象に対応するため、市内の緑地を保全し、緑化を推進していくことが必要とな ります。

#### ② 生物多様性\*2の確保

「生物多様性の確保」は、「地球温暖化」と並ぶ環境問題とされており、生物多様性の確保のための取り組みが世界的にも進展しています。

平成23年10月には、都市緑地法\*運用指針が改正され、緑の基本計画の内容や計画策定の留意事項に、生物多様性の確保の視点が追加されました。さらには、緑の基本計画の策定又は改定時において、生物多様性の確保への配慮事項をまとめた「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が作成され、改定にあたり、生物多様性の確保に配慮する必要があります。

#### ③ 大規模災害への対応

東日本大震災をはじめ、水害や竜巻災害などの発生により、市民の防災意識の高まりから、防災・減災対策の一層の強化が求められています。公園・緑地は、延焼防止や防災活動拠点として、都市の防災機能を向上させる重要な役割を担っています。

このため、土地の有効活用等により、さらに防災機能の向上に資する公園・緑地の確保等を図る必要があります。

# (2) 市が抱える課題

本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、下記の課題を的確にとらえ、緑のまちづくりを計画的に進める必要があります。

- 〇人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- ○地方分権の推進と市民によるまちづくり
- ○安全・安心志向の高まり
- ○環境意識の高まり
- ○経済・産業構造の変化

<sup>\*1</sup> ヒートアイランド現象:アスファルト舗装、車の排気熱などの影響により、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。

<sup>\*2</sup> 生物多様性: 種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

# 4 緑の機能

#### ① 地球環境・都市環境の向上(環境保全)

- ・樹木や草などの緑は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を光合成により吸収し、酸素を排出する働き(地球温暖化防止の機能)があります。
- ・緑は、コンクリートやアスファルトと比べて暖まりにくく、蒸散作用や遮へ い作用により都市部におけるヒートアイランド現象\*の緩和効果があります。



葛西親水緑道



東越谷調整池

### ② 多様な生物の生息・生育・繁殖の場(生物多様性\*の確保)

- ・緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たします。
- ・身近な公園や街路樹、家庭の庭などの規模の小さな緑も、生物多様性の確保 に寄与する大切な役割を果たします。
- ・生物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの感情を豊かにし、自然に関する環境学習の場としても重要となります。



学校ビオトープ(南越谷小学校)



河川緑地 (大落古利根川)

#### ③ 都市の防災機能・安全性の確保(防災)

- ・公園緑地や道路の街路樹などの緑の空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、避難路の確保や防災·救護活動の場となります。
- ・災害時の避難場所や復旧活動の重要な拠点として利用され、安全・安心な都市 づくりの役割を担っています。
- ・樹林地などは、雨水を保ち、地下水をかん養し、健全な水循環を形成する機能な経があり、都市環境を改善します。



防災訓練 (大杉公園)



緩衝緑地 (流通団地)

#### ④ 良好な景観をつくり出し、季節感を感じさせる場(景観形成)

- ・木々、沿道の並木·草花などの緑や河川の水辺は、自然の緑が織りなす四季 折々の風景を描き、良好な景観を形成します。
- ・緑により形成された景観は、生活空間に潤いとやすらぎを与える大切な存在 です。



八条用水<sup>\*1</sup>



梅林公園

#### ⑤ ふれあいやスポーツ・レクリエーションの場(レクリエーション)

・自然の樹林や草花などの緑は、憩いや休息の場、木陰として、わたしたちに 自然とのふれあいや心のやすらぎを与えてくれます。公園緑地は、ジョギン グやスポーツなどの場を提供することで人々の健康を維持・増進します。



ウォーキング(大吉調節池親水公園)



グラウンドゴルフ大会 (越谷総合公園)

#### ⑥ 地域コミュニティの形成

- ・公園緑地は、スポーツなどのレクリエーションや学習活動の場としても利用 され、緑を介して様々なコミュニケーションが生まれます。
- ・大規模な公園緑地は、市内外の人々が訪れ、広域的なレクリエーションの拠点となり、身近な公園緑地は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。



こいのぼりフェスタ (元荒川)



大相模調節池 (越谷レイクタウン)

### ⑦ 心理的効果 (癒し効果)

・緑は、人の心理的な疲れを癒し、ストレスを緩和する働きがあります。 また、緑に触れ、香りを楽しむことなどにより、わたしたちに精神的なやす らぎを与え、健康を維持・増進するとともに、暮らしを豊かなものとする役割 を果たします。

<sup>\*1「</sup>越谷市景観写真コンクール応募作品」転載

# 5 計画の対象

#### (1)計画の対象となる緑

本計画で対象となる緑は、「木・草・花などの植物」や「樹林地・農地 (田・畑)、水辺など良好な自然環境を形成しているスペース」などが対象と なります。

具体的には、公共施設である公園・緑道・街路樹・河川・水路などや民有地の屋敷林\*・庭・生垣、建物の屋上緑化\*1・壁面緑化\*2など幅広く対象に含みます。

※水路については、水面が開放されたものが対象となります。



対象となる緑のイメージ

<sup>\*</sup>1 **屋上緑化**:都市の生活環境の向上を目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

<sup>\*2</sup> 壁面緑化:都市の生活環境の向上を目的として、建物の外壁物に植物を植え緑化すること。

### (2)計画の対象となる項目

計画の対象となる項目は、市域の緑に関する全ての項目で、主に次の①~③ に関する項目とします。

#### ① 緑地に関する項目

緑地の確保 公 共 の 緑 地 的 施 設 ……学校緑地\*、調節池等

公園緑地等\*・・・・都市公園\*、児童遊園\*、緑道\*等

保全されている緑地・・・・生産緑地地区\*、農業振興地域\* における農用地、河川区域\*、

環境保全区域\*等

#### ② 緑化に関する項目

緑化の推進

公 共 用 地 …公園、道路、河川、水路、公共施設等 民 有 地 …一般住宅、集合住宅、事業所、商業施設、

工場、商店街等

#### ③ 緑の取り組みに関する項目

規範、制度、事業等

体制、しくみづくり等

普及啓発、学習、人材育成等

計画の推進と進行管理

協働による緑のまちづくりの推進



都市公園(東越谷九丁目公園)



農用地(大吉・向畑)



水路(葛西用水)



民有地(イオンレイクタウン)

### (3) 緑地とは

緑地とは、計画の対象となる緑のうち、都市公園\*や公共施設にある植栽地などの「施設緑地」と法律や条例等の指定により保全・活用される「地域制緑地等」の2つに分類され、具体的には、下記のものを示します。

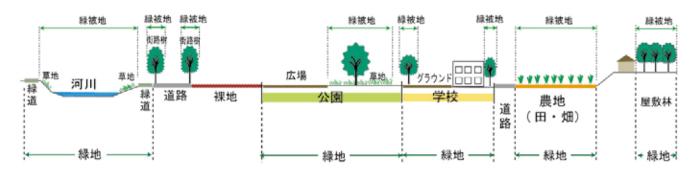
#### ■緑地の分類

		市の例			
		都市公園	都市公園法で規定する公園 (街区公園*、近隣公園*、地区公園*、総合公園*、 運動公園*)	しらこばと運動公 園、大吉公園	
		都市公園等に準ず 児童遊園*、借地公園、ふれあい公園*、編るもの その他の公園、都市緑地*等		ラベンダー公園 (ふれあい公園)	
	設緑地	公共施設緑地	市民農園*、調節池等、河川緑地*、学校緑地 <sub>*1</sub> *、 公共施設の付属緑地、埼玉鴨場等	大相模調節池(レイクタウン)	
緑地	民間施設緑地(都市公園、公共施設緑地に準じる機能を持つ施設)		民間緑地、公開空地、社寺境内地、 学校緑地(私立)等		
	地域制緑地	法に基づく緑地の 生産緑地地区*、農業振興地域*における農用地 地 保全に関するもの 河川区域*			
		条例等に基づく緑 地の保全に関する もの	環境保全区域*、緑地協定*等	埼玉鴨場周辺、 久伊豆神社周辺	
	地等	その他民有地にあるもの	法や条例などに指定されていない農地、屋敷林*等		

- ※1学校緑地は、緑の防災機能を有するため、緑地に含みます。
- ※2計画目標の緑地については、施策の推進にあたり、計画的に緑地を確保するため、民間施設緑地などを除く担保性のある永続性の高い緑地\*を定義しています。
- ※3都市緑地法\*における緑地の定義では、「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいいます。

### (4) 緑被地とは

緑被地とは、「樹林地」、「植栽地」、「草地」、「農地」や「河川」、「池」などの水辺地等植物の緑に被われた土地などの総称です。



緑地と緑被地の違い

#### (越谷市の緑地)

#### ◆都市公園

「都市公園法」に基づき、設置された公園又は緑地で、その 設置者である地方公共団体が当該公園および緑地に設ける公園 施設を含むもの。



都市公園 (東越谷八丁目いちょう公園)

#### ◆都市公園等に準ずるもの

#### 〇児童遊園

「越谷市まちの整備に関する条例\*」に基づき、開発者が開発行為等によって整備した面積 100 ㎡以上の規模の小さい公園のこと。



児童遊園(宮本町)

#### ○ふれあい公園

地域住民が多目的広場として利用することを目的に、市が設置する公園のこと。土地所有者から市が用地を借り受け、自治会が管理を行っている。1 箇所あたり面積 1,000~3,000 ㎡を標準として設置している。



ふれあい公園 (大成町)

#### ○緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性 の確保等を図ることを目的として、河川や水路等を活かして、 遊歩道として整備している緑地のこと。



新方川緑道(花田)

### ◆公共施設緑地

#### 〇市民農園

土に親しみ、農作物を栽培することにより、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市が農地を借りて区画を市民に貸し出す農地のこと。



市民農園(西大袋・大道)

### ○調節池等

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超える可能性のある洪水を河川に入る前に一時的にため、水量を調節する池のこと。



大相模調節池(レイクタウン)

#### ○河川緑地\*

河川区域\*のうち、河川周辺における草木が生い茂った緑地のこと。



河川緑地(中川)

#### ○学校緑地

緑の防災機能を有することから、学校敷地全体を定義した緑地のこと。



学校緑地 (南越谷小学校)

#### ◆法や条例等によるもの

#### 〇生産緑地地区

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、 良好な都市環境の形成を図るため指定された農地のこと。



生産緑地地区(南荻島)

#### 〇農業振興地域\*における農用地

総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域のうち、特に非農業的土地利用が制限され、原則として、農地転用ができない区域のこと。



農用地(増森)

#### ○河川区域

「河川法」に基づき、堤防と堤防の間の河川としての役割をもち、河川管理者が指定した区域のこと。本計画においては、主に河川の水面と河川周辺の河川緑地\*のこと。



河川区域 (元荒川)

#### ○環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者に届出を義務付け、環境への影響を監視することによって、環境を将来的に保全していく区域のこと。



環境保全区域(埼玉鴨場)

# 『市の木・花・鳥』

#### 〇市の木:ケヤキ

昔から武蔵野の風景を思わせる木であり、市内にも多く育っています。大きな幹の上に枝を広げた雄姿は堂々としており、ますます発展していく越谷市にふさわしい木です。

(市制20周年を記念し、昭和53年11月3日制定)

#### 〇市の花:キク

栽培も容易で、その美しさと容姿は古くから日本人に親しまれています。一般公募した中で花としてのイメージがもっとも高く、市の花に選ばれました。

(市制 20 周年を記念し、昭和 53 年 11 月 3 日制定)

#### 〇市の鳥:シラコバト\*

灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」と して昭和31年に国の天然記念物にも指定されており、越谷 を代表する野鳥として、また、かけがえのない自然環境を守 るシンボルとして選ばれました。

(市制30周年を記念し、昭和63年11月3日制定)

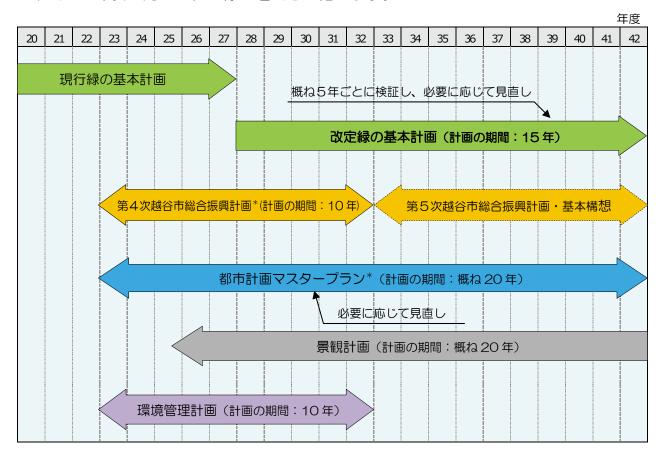






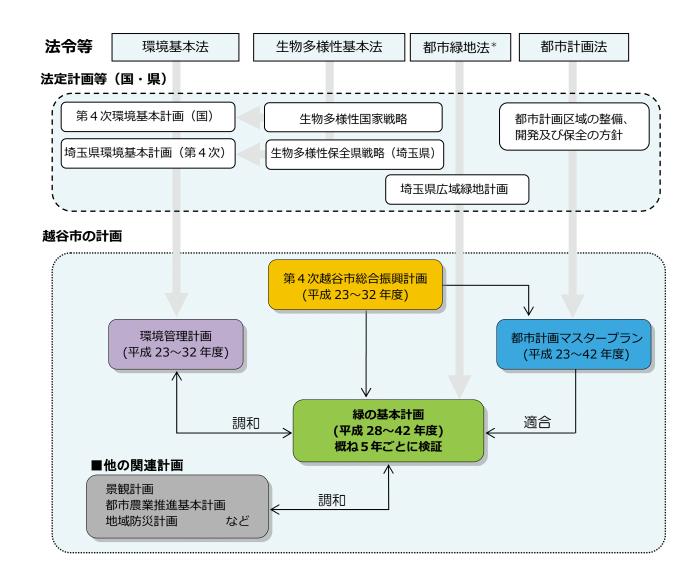
### 6 計画の期間

改定計画の期間は、15 年間(平成 28 年度~42 年度)とし、目標年度の 平成 42 年度に向けて、目標の達成を目指します。



# 7 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である第4次越谷市総合振興計画\*に即し、都市計画マスタープラン\*に適合するとともに、関連計画である環境管理計画、景観計画などと調和を図ります。



計画の位置づけ

緑の基本計画の根拠法である都市緑地保全法が平成 16 年に都市緑地法\*へ改正され、緑の基本計画がより重要なものとなりました。

平成 23 年 10 月には、都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性\*の確保の視点が追加され、国土交通省から「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が作成されています。

# 8 計画の全体構成

#### ※青字:特に市民・事業者に係るところ

第1章 計画の基本的な 考え方

- 1 計画改定の趣旨と目的
- 2 緑の基本計画とは -
- 3 計画改定の背景
- 4 緑の機能
- 5 計画の対象 ----
- 6 計画の期間
- 7 計画の位置づけ

#### 計画の役割

- ① 市域で本来、保全や創出すべき場所に、質の高い良好な緑をしっかりと確保していくた め、方針と目標を示す。
- 市民、事業者、行政の役割を明確にし、協働して緑に関する活動に取り組んでいく。
  - 「緑地の保全」「緑化の推進」「都市公園\*の整備」などの施策を示し、総合的に進める ために行政内部での合意形成を促進する。

#### 計画の対象となる項目

- ① 緑地に関する項目
- ② 緑化に関する項目
- ③ 緑の取り組みに関する項目(協働による緑のまちづくりの推進)

第2章 緑の現状と課題 越谷市 ・位置と面積 人口 の概況 越谷市の歴史・発展、

緑に関する計画の経緯 越谷市 地形

の自然

·流域と河川·水路

植生

緑の現状

緑被地の現状

樹林地の現状

緑地の現状

道路緑化の現状

緑の役割における現状

- ・地球環境・都市環境の向上
- ・多様な生物の生息・生育・繁殖の場
- ・都市の防災機能・安全性の確保
- ・良好な景観をつくり出し、季節感を感 じさせる場
- ふれあいやスポーツ・レクリエーショ ンの場

緑に関する これまでの 取り組み

- 1)緑地の保全
- 2) 緑地の創出 3)緑化の推進
- 4)緑化の支援

緑に対する市民意識(市民アンケート調査)

計画の課題

- (1)緑の保全における課題
- (2) 緑の創出における課題
- (3) 緑の連携における課題
- (4) 緑の質における課題 (5) 緑の活動における課題

基本理念 第3章

みんなで守り、創り、育て、自然と共生する 心やすらぐ緑のまち

緑の将来像 水と緑と人をつなぐ 環境共生都市・こしがや

基本方針1 まもる:緑の保全

基本方針 2 ふやす:緑の創出

基本方針3 つなぐ:緑の連携

基本方針 4 質をたかめる: 緑の質の向上

基本方針5 舌動をささえる: 緑の活動支援

計画の月標

①永続性の高い緑地の確保

②公園緑地等の増加

③緑の質の向ト

④市民との協働

5 活動をささえる

市民との協働によ る緑の取り組みの

**--**緑への理解と

意識の向上

充実

改善(Action)

# 第4章

計画の基本方針

施策の推進

# 1 まもる

- \_ 市の拠点となる 緑地の保全
- 身近な緑地の保全
- 農地の保全と活用
- 水辺環境の保全
- 2 ふやす 市の拠点となる 公園緑地の整備
- 身近な公園緑地の
- 整備
- 公共施設の緑化推
- ・民有地の緑化推進
- 3 つなぐ
- | 緑道等の整備
- ・道路の緑化推進
- 4 質をたかめる

評価(Check)

- 魅力ある公園等の 施設充実と利活用
- 公園や街路樹等の適切な 維持管理
- 景観形成の配慮
- 生物多様性の確保へ配慮
- 緑のリサイクル

第5章 地区別の方針

林 大 袋 荻 島 出 羽 蒲 生川 柳 大相模 大 沢 北越谷 越ヶ谷 南越谷 桜 方 井 増

第6章

体制・進行管理

計画 (Plan) 実施 (Do)

緑の基本計画における進行管理の指標一覧

#### 前計画からの改定のポイント

- ・越谷市の地域特性を表現した緑の将来像と目標値を新たに設定しました。
- ・基本方針や目標として新たに「緑の質の向上」を設定しました。
- ・5つの施策の柱に沿って、施策の展開について整理しました。・施策の取り組みに関わる担当課を明記し、市民にわかりやすい計画にしました。
- ・市民との協働を推進するため、市民・事業者の役割として「市民・事業者ができること」を示しました。 ・実効性のある計画とするため、施策ごとに進行管理の指標を整理しました。



# 第 2 章

# 緑の現状と課題

1_	越谷市の現状	16
2	計画の課題	48

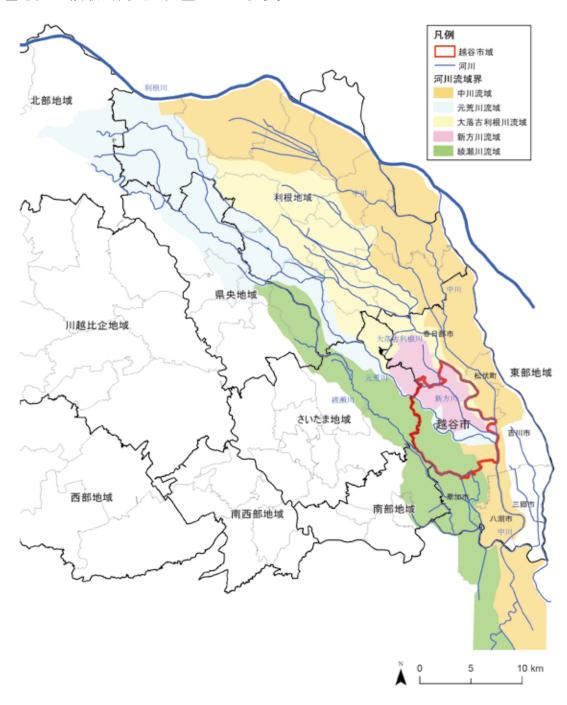
# 第2章 緑の現状と課題

# 1 越谷市の現状

# (1)越谷市の概況

#### 1) 位置と面積

本市は、埼玉県の南東部に位置し、面積 60.24km<sup>2</sup>、大宮台地と下総台地に挟まれた埼玉東部低地帯の一角を占め、地形は丘陵がなく平坦であり、広大な関東平野において中川流域(元荒川流域、大落古利根川流域、新方川流域を含む)と綾瀬川流域に位置しています。



越谷市の河川流域図

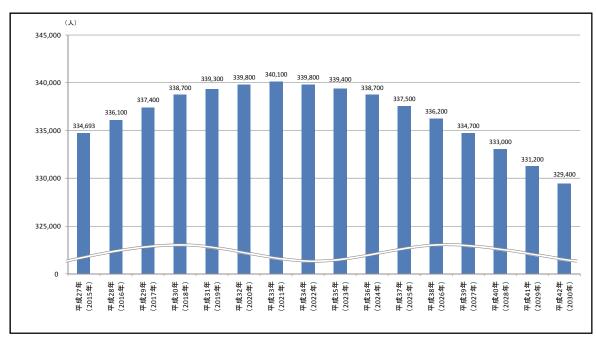
### 2) 人口

本市は、首都圏の近郊住宅都市として、昭和30年代後半から急激な人口増加がはじまり、昭和50年以降は緩やかな増加を示し、平成8年12月には30万人に達しました。その後も増加傾向で推移を続け、平成27年(2015年)1月1日現在で総人口が約33万5千人に達しました。

出生・死亡による自然増減は、出生数が平成27年(2015年)をピークに減少する見込みで、死亡者数は年々増加することから、近い将来、自然に減少することが予想されます。

また、転入・転出による社会増減は、開発に伴い、継続的に増加することが予想されます。

本計画の将来人口は、平成33年をピークに約34万人になることが予想されますが、長期的には人口減少社会の到来の中、本市においても緩やかに減少過程に入り、目標年次の平成42年(2030年)には約33万人になるものと見込まれます。



※平成28年から平成42年までの人口は、平成27年までの実測値を基にした推計値

将来人口推移

### (2) 越谷市の歴史・発展、緑に関する計画の経緯

#### 〇川に発する都市

本市は、古くから「水郷こしがや」として親しまれ、平坦な土地には多くの川や用水路が貫流するなど、水との関わりを強くもっています。鎌倉時代に寺社が創立した頃に、自然堤防上に集落が形成され、低湿地の氾濫原では稲作が行われていました。

#### 〇日光街道の宿場町としての発展

江戸時代には、幕府によって利根川、荒川の瀬替えと流域一帯の積極的な治水、 開墾が行われ、耕地の拡大と生産力の増大が進みました。また、日光街道と元荒 川舟運の交点に位置したことから、宿場町として、米穀類の集散地として栄えま した。

#### ○鉄道整備に伴う急激な人口増加と市街化の進行

明治32年(1899年)には東武鉄道が開通し次第に近代化が進み、昭和29年(1954年)に2町8ヶ村が合併して越谷町となり、昭和33年(1958年)には市制が施行され越谷市が誕生しました。

当時は、日光街道沿いに市街地が形成されていましたが、東武鉄道伊勢崎線に地下鉄日比谷線の相互乗り入れ(昭和37年)やJR武蔵野線の開通(昭和48年)などにより、東京都心部との連絡性が高まり、急激な人口増加と市街化が進みました。

#### ○生活関連施設及び都市の骨格づくり

高度経済成長期以降は人口増加も緩やかになり、生活環境向上も含めて都市としての体裁が整い始めました。

また、東武鉄道伊勢崎線の高架化などの広域都市基盤整備や副次核の基盤整備 が開始され、東武鉄道伊勢崎線と地下鉄半蔵門線・東急電鉄田園都市線が相互乗 り入れ(平成15年)を始め、都市の概ねの骨格が形づくられていきました。

さらに、JR 武蔵野線に越谷レイクタウン駅が新たに開業(平成 20 年)され、 都市の発展が進みました。

#### ○東京近郊の33万人都市

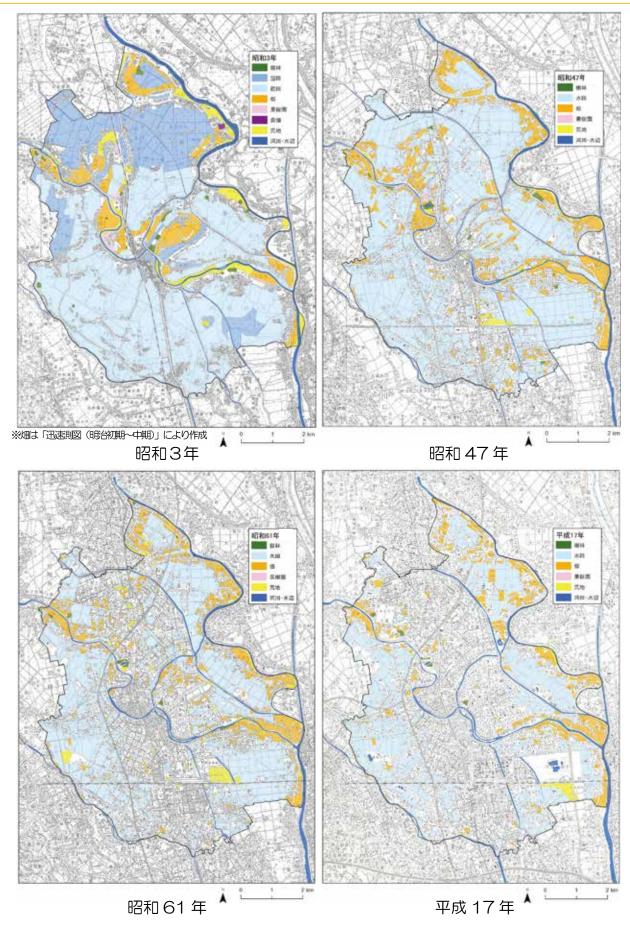
近年では、越谷レイクタウン特定土地区画整理事業が完了するとともに、市郊外部において、西大袋土地区画整理事業が進められており、安全で利便性に優れた新市街地が形成されました。

また、平成27年4月には、埼玉県内で、川越市に次いで2番目の中核市\*1 に移行し、県南東部地域の中心的な都市となりました。

#### ○緑に関する計画の経緯

- ・都市化の進展等に伴い、豊かな自然的環境や歴史的環境が損われつつあった ため、昭和60年3月、快適な環境を守り、創り、育てるために「越谷市ア メニティ・タウン計画」が策定され、その中で「緑のネットワーク構想」が 示されました。
- ・平成元年には、緑地を環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の観点から総合的に評価し、緑地の目標水準に照らした配置計画、施策の方針を示した「越谷市緑のマスタープラン」を策定しました。
- ・平成 11 年には、都市緑地保全法に基づき、「越谷市緑の基本計画」を策定し、 市域における緑地の保全、緑化の推進を計画的に取り組んできました。

<sup>\*1</sup> **中核市**: 平成6年、「地方自治法」の一部改正により、創設され、人口20万人以上を有する都市のこと。



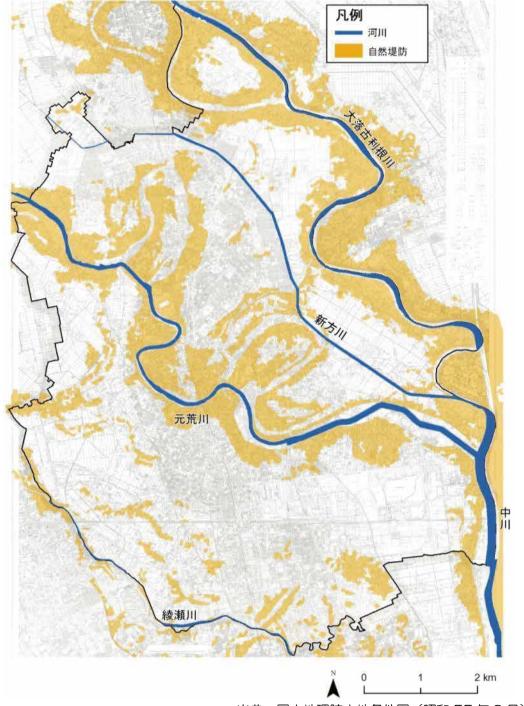
出典:国土地理院 1/5 万地形図の凡例を着色したもの 土地利用の歴史的変遷(昭和初期以降)

# (3) 越谷市の自然

#### 1) 地形

本市は、大宮台地と下総台地に挟まれた中川流域の沖積平野に位置し、市内には大落古利根川、元荒川、綾瀬川、中川、新方川の河川が流れています。これらの河川の自然堤防が微地形(微高地)を形成する以外は概ね平坦な地形を有しています。

旧来からの土地利用は地形に沿い、自然堤防上は集落、低湿地・はん濫原には水田が広がり、市域一帯は稲作中心の農耕地でした。



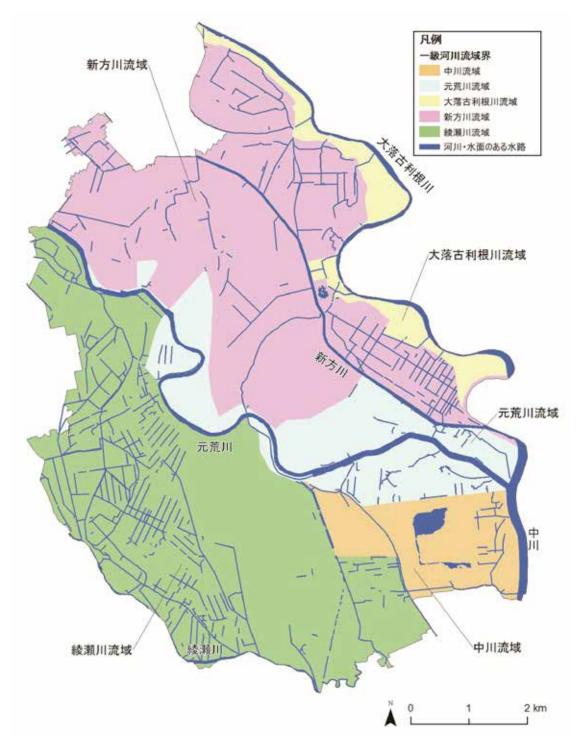
出典:国土地理院土地条件図(昭和55年3月) 越谷市河川図(平成23年5月)

#### 2) 流域と河川・水路

本市は、中川流域及び中川水系の元荒川流域、大落古利根川流域、新方川流域と綾瀬川流域からなります。

河川には、一級河川、準用河川、普通河川があります。一級河川の元荒川には自然の土手が分布しており、市街地における貴重な緑の一つになっています。

一方、広大な農地には用水路が張り巡らされており、生きものの生息・生育・ 繁殖の場にもなっています。

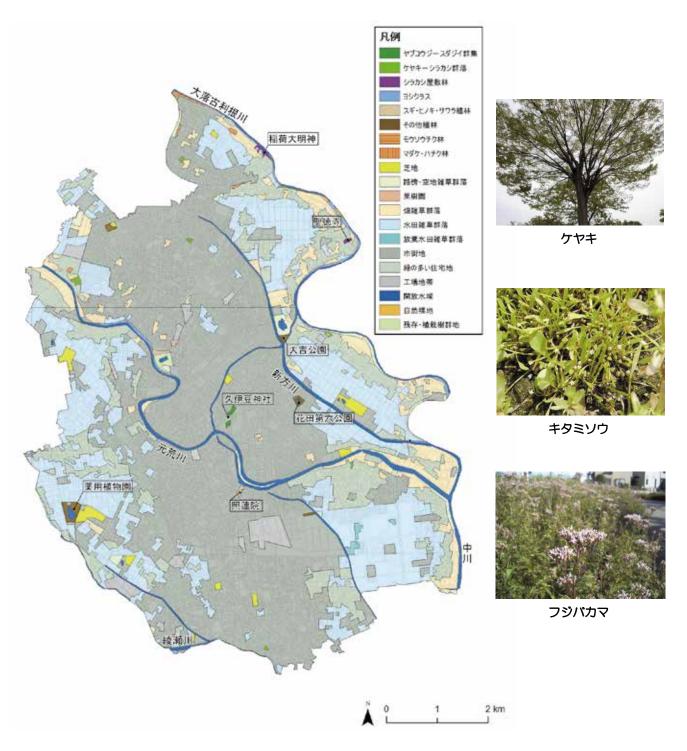


出典:越谷市河川図(平成23年5月)

越谷市の5つの流域と河川・水路

### 3) 植生

良好な植物群落として、自然堤防上に屋敷林\*として残存するケヤキ・シラカシ林、大落古利根川や元荒川等の河川敷にある植生、特に大落古利根川や葛西用水に生育するキタミソウ\*、元荒川の河川敷のフジバカマ\*、県東部平野地域においても希少な林分となった久伊豆神社のスダジイの社叢林が挙げられます。



出典: 平成 26 年時点 1/2.5 万環境省植生図より作成

#### 植生図

### (4)緑の現状

#### 1)緑被地の現状

樹林地、田畑、草地からなる緑被地の市域に対する割合は、約29%となり、 市街化区域\*1では約10%、市街化調整区域\*2では約47%を占めています。な お、水面を含めると緑被地の市域に対する割合は約33%です。

上段: 面積(ha) 緑被地の面積及び区域に対する割合 下段: 割合(%)							
緑被地区分			市街化調整区域				
	6,024ha	2,872ha	3,159ha				
   樹林地	275.5	117.8	157.7				
他的个小巴	4.57	4.10	4.99				
田畑	1,238.8	120.2	1118.6				
	20.56	4.18	35.41				
草地	255.0	37.4	217.6				
早地 	4.23	1.30	6.89				
≪ヨカセナわ≒土	1,769.3	275.4	1,493.9				
緑被地計	29.37	9.59	47.29				
水面	245.1						
小田	4.07	***************************************					

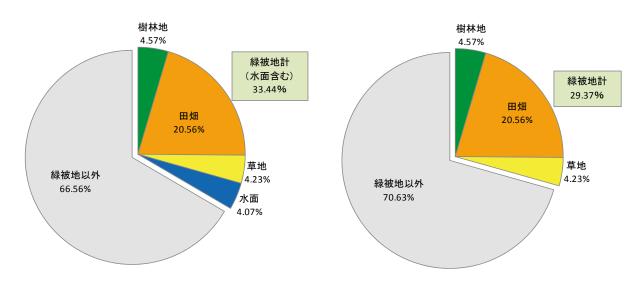
- ※1 緑被地の現状面積については、都市計画基礎調査(平成 23 年 3 月 31 日)の土地利用現況図 をもとに作成し、平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真により時点修正を行い、樹林地分布 図と合わせて緑被分布図を作成しました。(P24 図参照)
- ※2 緑被地の面積及び区域に対する割合における市街化区域、市街化調整区域の面積は、現時 点で確定していないため、従前の面積を示しています。
  - 従前の市街化区域面積(2,872ha)+従前の市街化調整区域面積(3,159ha)

2.014.4

33.44

=従前の市域面積(6,031ha)

緑被地計(水面含む)

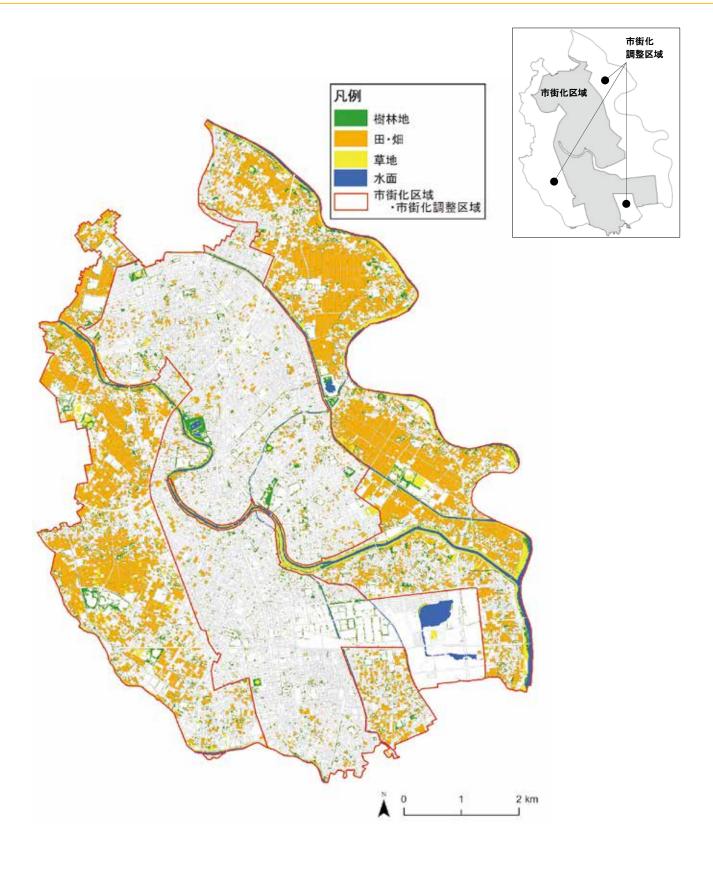


市域における緑被地の割合(水面を含む)

市域における緑被地の割合

<sup>\*1</sup> 市街化区域:「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

<sup>\*2</sup> 市街化調整区域:「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。



※平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真より作成した樹林地分布図と平成 23 年都市計画基礎調査の土地利用現況図より作成(土地利用現況図は平成 26 年 1 月 1 日撮影の航空写真により修正)

# 緑被地の分布図

#### 2) 樹林地の現状

緑被地のうち、樹林地面積の市域に対する割合は約 4.6%で、300 ㎡以上のまとまった樹林地の市域に対する割合は約 3.4%です。300 ㎡以上のまとまった樹林地の 1,961 箇所のうち面積規模が 1,000 ㎡未満の箇所数が約 3/4 を占めています。

#### 樹林地の面積及び区域に対する割合

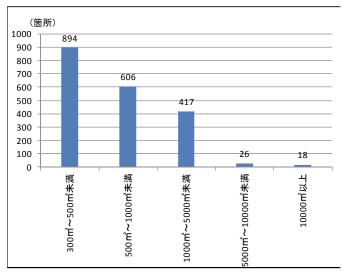
NT NO EN CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PRO										
	区域面積 (ha) 箇所数	t±1+++h   c	ロボる種に	100 ㎡以上 300 ㎡未満の 樹林地			300 ㎡以上の 樹林地			
区分		箇所数	樹林地 面積 (ha)	区域面積に対する割合(%)	箇所数	面積 (ha)	区域面積に 対する割合 (%)	箇所数	面積 (ha)	区域面積に 対する割合 (%)
市街化区域*	2,872	2,876	117.8	4.10	2,051	34.3	1.19	825	83.5	2.91
市街化調整区域*	3,159	3,163	157.7	4.99	2,027	34.3	1.09	1,136	123.4	3.91
市域	6,024	6,039	275.5	4.57	4,078	68.6	1.14	1,961	206.9	3.43

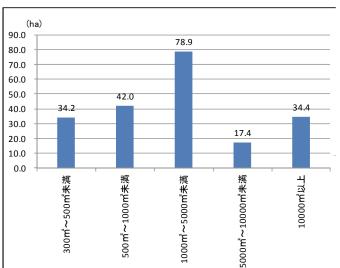
- ※1 平成 26 年1月1日撮影の航空写真より 100 ㎡以上の樹林地を抽出して樹林地分布図を作成しました。(P26 図参照)
- ※2 市街化区域、市街化調整区域の面積は、現時点で確定していないため、従前の面積を示しています。

従前の市街化区域面積(2,872ha)+従前の市街化調整区域面積(3,159ha)

=従前の市域面積(6,031ha)

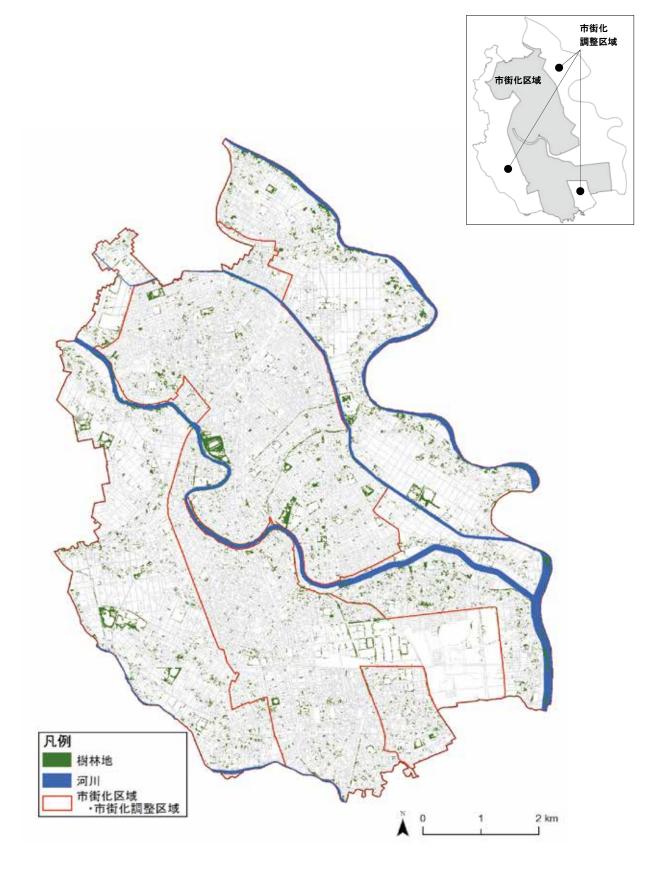
※3 箇所数は、それぞれの規模の一団となった樹林地を1箇所とし、その数を示したものです。





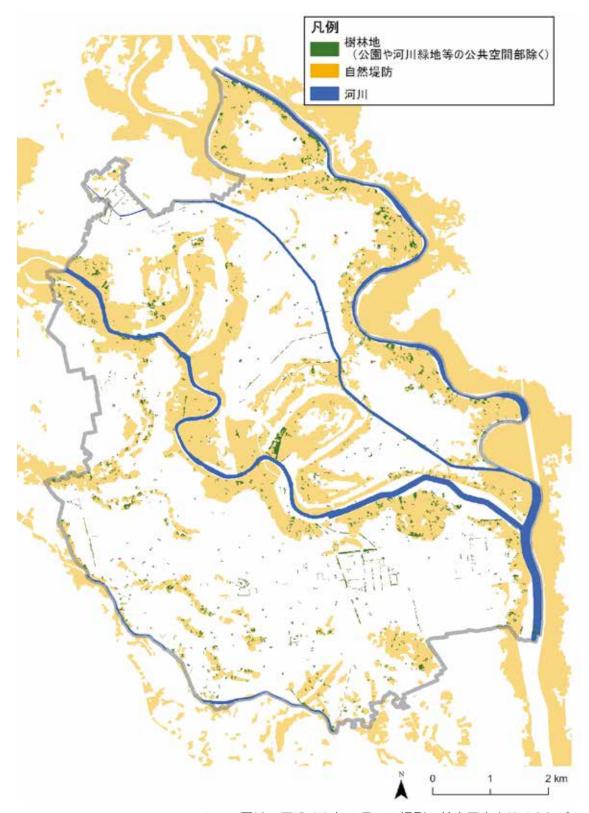
まとまった樹林地の面積規模別の箇所数

まとまった樹林地の面積規模別の面積



※平成 26 年1月1日撮影の航空写真より作成 樹林地分布図

越谷市の特徴である自然堤防にある屋敷林\*等の 300 ㎡以上の樹林地は 902 箇所で 81.07ha あり、市域の樹林地面積の約3割を占めています。



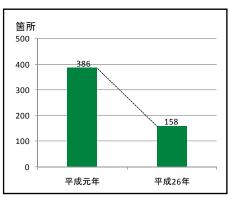
※この図は、平成26年1月1日撮影の航空写真より300㎡ 以上の樹林地を抽出して作成しています。

自然堤防にある屋敷林等の 300 ㎡以上の樹林地の分布図

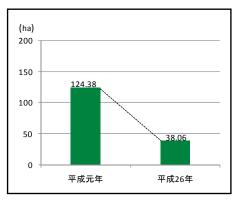
屋敷林\*等の樹林地\*1は、平成元年から平成26年までの25年間で、平成 26 年の箇所数は平成元年の約4割、平成26 年の面積は平成元年の約3割に減 少しています。

※1:樹林地のうち、公共施設や公園などの公共用地以外の民有地にあるものを屋敷林等と

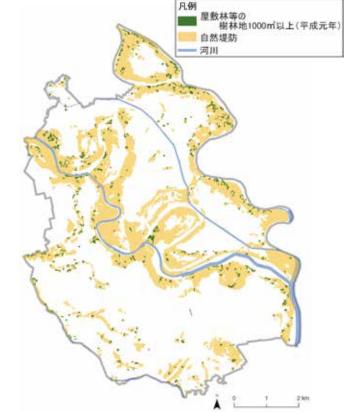




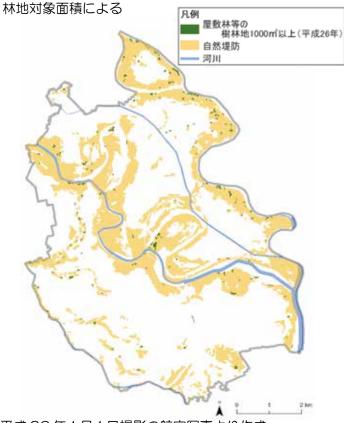
屋敷林等の箇所数の変化



屋敷林等の面積の変化



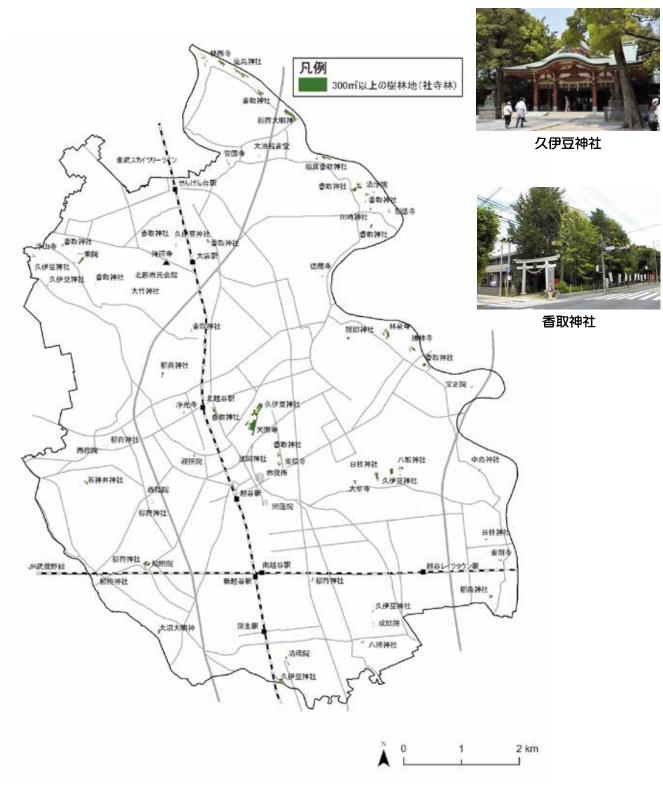
※越谷市樹林地環境調查一樹林地分布図一(平成元年) より作成 1000 ㎡以上で整理した根拠は本資料の樹



※平成26年1月1日撮影の航空写真より作成

屋敷林等の変遷 平成元年→平成 26 年

社寺に付属すると考えられる 300 ㎡以上の樹林地(社寺林\*)は130箇所で16.78haあり、市域の樹林地面積の約6%を占めています。



※この図は、平成26年1月1日撮影の航空写真より社寺に 付属する樹林地(社寺林)を抽出して作成しています。

#### 社寺林の分布図

# 3)緑地の現状

施設緑地及び地域制緑地等の状況は以下に示すとおりです。

施設緑地及び地域制緑地等の状況(永続性の高い緑地\*に限る)

区分		平成 2 (平成 27 年		/# <del>**</del>		
		面積(ha)	面積割合 (%)	備  考		
	都市	公園*	86.96	1.44	街区公園*、近隣公園*、総合公園*、 運動公園*	
施設	都市	公園以外の公園緑地等*	111.27	1.85	ふれあい公園*、児童遊園*、境内地、 集会所等の広場、緑道*、県民健康福 祉村、その他の公園	
施設緑地		小 計※1	198.23	3.29		
	公共	施設緑地	383.76	6.37	市民農園*、調節池等、河川緑地*、 学校緑地*(公立学校敷地)、公共施 設の付属緑地、埼玉県越谷防災基地、 埼玉鴨場	
	施設	緑地合計	581.99	9.66		
		生産緑地地区*	27.84	0.46		
	法に	農用地	703.31	11.67	農業振興地域*における農用地	
	よる	河川区域*等	280.30	4.65	大相模調節池(レイクタウン)を含む	
地	も	その他緑地	18.97	0.31	緑地協定*に基づく緑地	
地域制緑地等	の	小計	1,030.42	17.11		
地等	条例等による	環境保全区域*(久伊 豆神社周辺、埼玉鴨場 周辺)	13.93	0.23		
	もの	小青十	13.93	0.23		
地域制緑地等合計		1,044.35	17.34			
施設・地域制緑地等の重複		-198.73	-3.30	河川緑地と河川区域等の重複		
緑地現況量総計※2		1,427.61	23.70			
市域面積			6,024.00	100.00		

※1:計画目標にある公園緑地等の面積は、「都市公園」と「都市公園以外の公園緑地等」の面積を 足し合わせたものを示します。

※2:計画目標にある永続性の高い緑地\*面積は、「緑地現況量総計」の面積を示します。

# ① 都市公園\*

都市公園は、平成27年4月1日現在で、107箇所86.96ha あります。

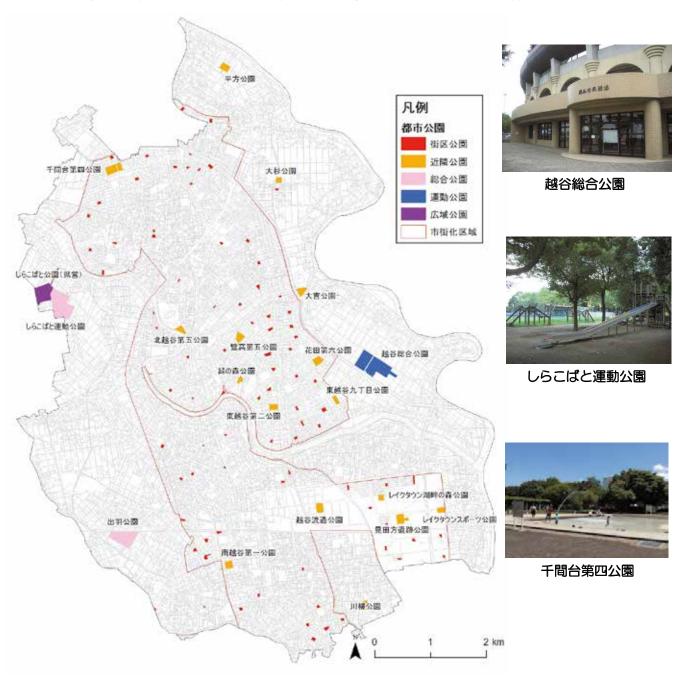
#### 都市公園の整備状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

		住区基幹公園		都市基幹公園		広域公園※1		
		街区公園*	近隣公園*	総合公園*	運動公園*	四以口图	合計	
	標準面積	0.25ha	2ha	10~15ha	15~75ha	50ha 以上		
箇所数		87	16	2	1	(1)	107	
面和	責(ha)	19.89	28.22	14.86	15.79	8.20	86.96	
水	集(㎡/人) <sup>※2</sup>	0.59	0.84	0.44	0.47	0.25	2.60	

※1:広域公園は、県営しらこばと公園。

※2: 水準とは、市民一人当たりの公園面積。人口は334,693人(H27.4.1)として算出



都市公園の位置図

# ② 都市公園以外の公園緑地等\*

平成 27 年 4 月 1 日現在で、ふれあい公園\*が 54 箇所 9.96ha、児童遊園 \* (市有)が 307 箇所 7.70ha、児童遊園 (借地)が 32 箇所 2.66ha、境内地・集会所等の広場が 31 箇所 0.78ha、緑道が 16 箇所 35.36ha、県民健康福祉村は 21.80ha、その他の公園が 33 箇所 33.01ha あり、全部で 474 箇所 111.27ha あります。

都市公園\*と合わせると 581 箇所 198.23ha あり、市民一人当たりの公園 面積は 5.92 m<sup>3</sup>/人になります。

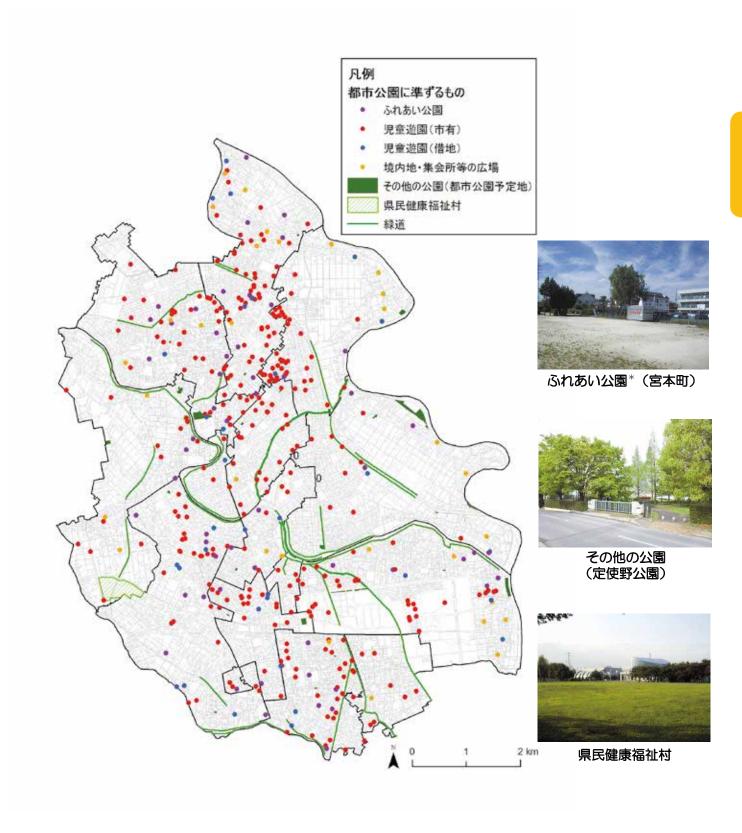
#### 都市公園以外の公園緑地等の整備状況

(平成27年4月1日現在)

種別・名称	箇所数	面積計(ha)	水準(㎡/人)**1
ふれあい公園	54	9.96	0.30
児童遊園(市有)	307	7.70	0.23
児童遊園(借地)	32	2.66	0.08
境内地・集会所等の広場	31	0.78	0.02
緑道	16	35.36	1.06
県民健康福祉村	1	21.80	0.65
その他の公園	33	33.01	0.99
合 計	474	111.27	3.32

※1: 水準とは、市民一人当たりの緑地面積。人口は334,693人(H27.4.1)として算出

	箇所数	面積計(ha)	水準(m²/人)
都市公園	107	86.96	2.60
都市公園以外の公園緑地等	474	111.27	3.32
合計	581	198.23	5.92



都市公園以外の公園緑地等\*の位置図

# ③ 公共施設緑地

市民農園\*、調節池・調整池、河川緑地\*、学校緑地\*、公共施設の付属緑地、 埼玉県越谷防災基地、埼玉鴨場の公共施設緑地面積は 383.76ha あり、市域 面積の約6.4%を占めています。

# 公共施設緑地の状況

(平成27年4月1日現在)

種別・名称	箇所数	面積計(ha)	水準(㎡/人)
市民農園	14	1.51	0.05
調節池・調整池	37	46.91	1.40
河川緑地(河川敷・河川空間)	5	199.44	5.96
学校緑地(公立学校敷地)	45	123.34	3.69
公共施設の付属緑地	15	2.05	0.06
埼玉県越谷防災基地	1	0.90	0.03
埼玉鴨場	1	9.61	0.29
合 計	118	383.76	11.47

※1: 水準とは、市民一人当たりの緑地面積。人口は334,693人(H27.4.1)として算出





大相模調節池 (レイクタウン)



河川緑地 (新方川)



公共施設の付属緑地(図書館)

公共施設緑地の位置図

# ④ 法によるもの・条例等によるもの

法により定められた生産緑地地区\*、農用地、河川区域\*等のほか、越谷市環境条例により環境保全区域\*(久伊豆神社周辺、埼玉鴨場周辺)などの緑地を保全しています。法や条例等により保全された緑地の面積は、1,044.35haで、市域面積の17.3%を占めています。

法や条例等による緑地の状況

(平成27年4月1日現在)

種別	規定している法律や条例	面積(ha)	備考
生産緑地地区	生産緑地法	27.84	
農用地	農業振興地域*の整備に関する法律	703.31	農業振興地域における農用地
河川区域等	河川法等	280.30	開放している水路等を含む
その他緑地	都市緑地法*	18.97	緑地協定*に基づく緑地
環境保全区域	; : 越谷市環境条例	4.32	久伊豆神社周辺(元荒川河畔等除く)
<b>以以休土区以</b>	- 烟台中垛块未例	9.61	埼玉鴨場周辺(元荒川河畔等除く)
	合 計	1,044.35	市域面積の 17.3%





農用地(大吉・向畑)



緑地協定 (増森工業団地)

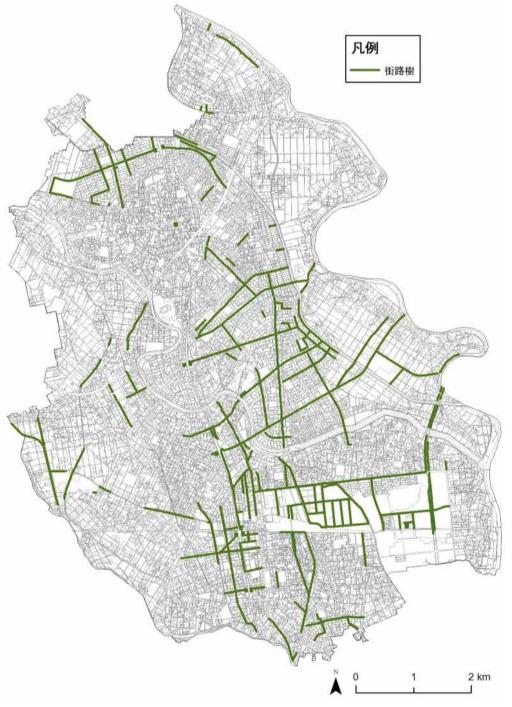


環境保全区域 (久伊豆神社)

法や条例等により保全された緑地の位置図

# 4) 道路緑化(街路樹)の現状

都市計画道路等や幹線道路等の整備に合わせて道路緑化を推進しています。 今後、道路整備に合わせて、道路の緑化推進に努めていきます。





街路樹 (越谷駅前通り)



街路樹 (足立越谷線)



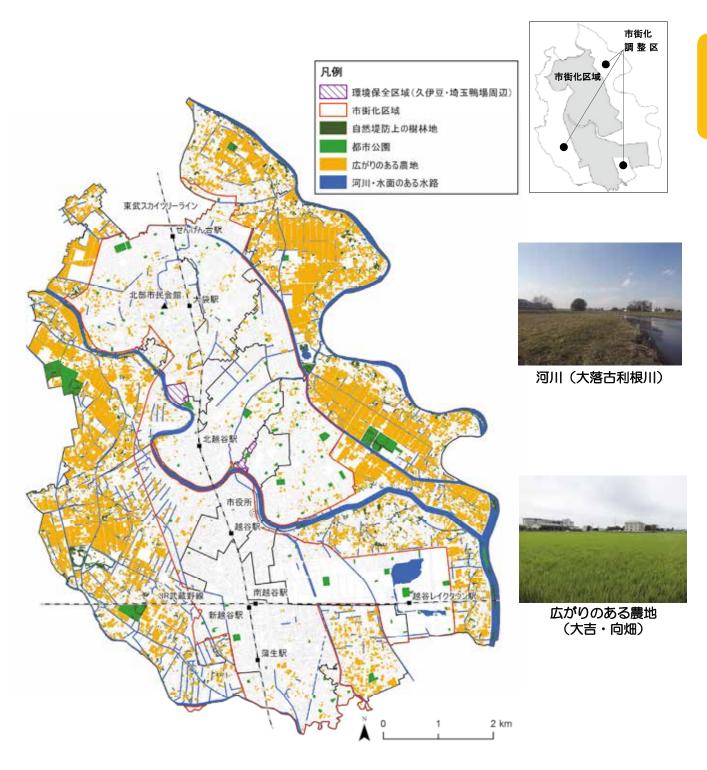
街路樹(越谷吉川線)

街路樹の位置図

# (5)緑の役割における現状

# 1) 地球環境・都市環境の向上

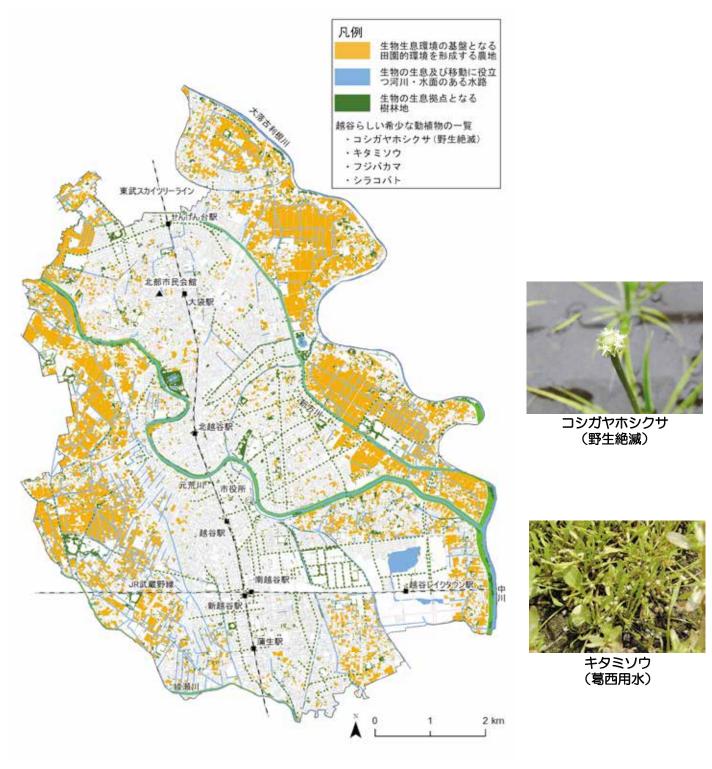
市街地を取り巻く広がりのある農地や河川・水路などの緑は、コンクリートやアスファルトと比べて暖まりにくく、さらに蒸散作用や遮へい作用によって都市部におけるヒートアイランド現象\*の緩和効果があり、越谷市の環境の基盤をつくる緑地として重要です。



環境保全機能を持つ緑地

# 2) 多様な生物の生息・生育・繁殖の場

緑は、多様な生物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となっています。越谷市では市街地を取り巻く広がりのある農地とそこに張り巡らされた河川・水面のある水路が生物生息環境の基盤であり、生物の移動にも役立っています。また、まとまりのある樹林地も、生物の生息・生育・繁殖などの場として、重要な役割を果たしています。



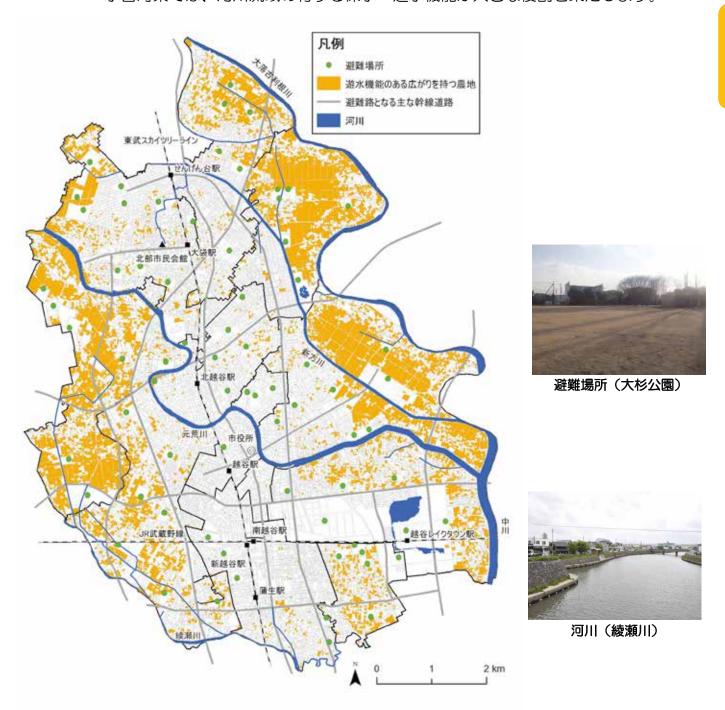
生物多様性\*に寄与する緑地

# 3) 都市の防災機能・安全性の確保

公園緑地の空間は、火災に対する延焼防止の役割を果たし、公園や緑道は避難路の確保や防災・救護活動の場となります。市街地に点在する公園や学校緑地\*は、避難場所や復旧活動の重要な拠点として利用されるなど、安全·安心な都市づくりの役割を担います。

また、市街地を取り巻く広がりのある農地は、保水・遊水機能をもち、下流域への洪水被害を軽減します。

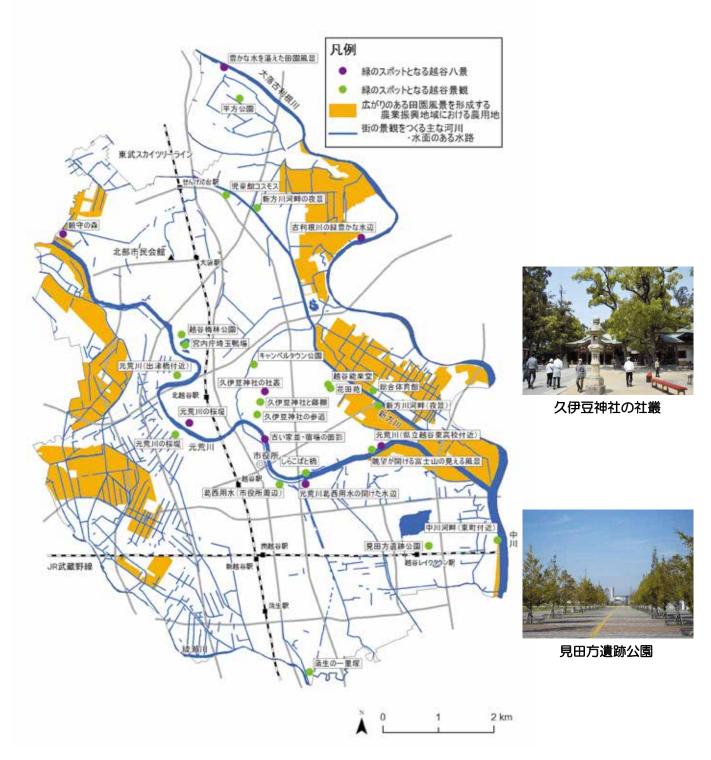
水害対策では、河川流域の有する保水・遊水機能が大きな役割を果たします。



防災機能を持つ緑地

# 4) 良好な景観をつくり出し、季節感を感じさせる場

市街地や住宅地における木々、沿道の並木、草花などの緑、元荒川などの自然の土手や水辺は、自然の緑が織りなす四季折々の風景を描き、良好な景観を形成します。また、都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つ緑は、ふるさととしての歴史的景観を継承します。

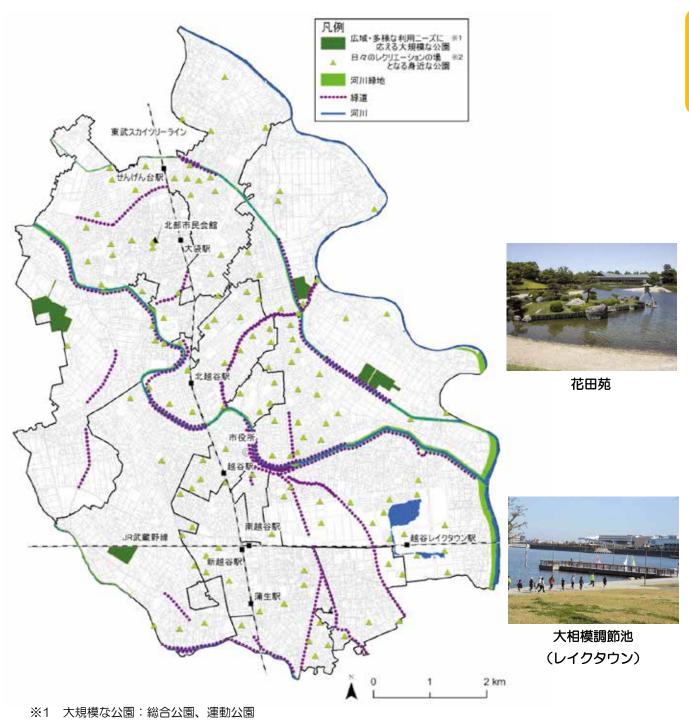


景観形成機能を持つ緑地

# 5) ふれあいやスポーツ・レクリエーションの場

大規模な公園緑地は、市内外の人々が訪れる観光やスポーツ・レクリエーションの拠点となります。

身近な公園緑地は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や 地域活動の場として、豊かな市民生活を提供してくれます。また、自然とのふ れあいなどを通じて、わたしたちに心のやすらぎを与え、ストレスや疲れを癒 し、リフレッシュさせてくれます。



※2 身近な公園:街区公園、近隣公園、地区公園

レクリエーション機能を持つ緑地

# (6)緑に関するこれまでの取り組み

#### 1)緑地の保全

- ① まちのシンボルとなる緑地の保全
  - ・越谷市環境条例に基づく環境保全区域\*の指定
  - ・(仮称) 平方自然観察公園の用地取得と保全
  - ・越谷市都市農業推進基本計画に基づく農地の保全と活用
  - ・越谷アリタキ植物園の開園
- ② 河川·水路の環境保全
  - ・市民団体による河川清掃活動の支援
- ③ 身近な緑地の保全
  - ・指定文化財の保全のための補助
  - ・屋敷林\*など地域のシンボルとなる緑に対して「こしがや緑のオアシス」 の認定
  - ・生産緑地地区\*の維持・存続・追加
- ④ 越谷らしい緑や生き物の保全
  - ・市民団体との協力によるキタミソウ\*の観察会や清掃活動の実施
  - ・コシガヤホシクサ\*1の保護のための栽培等の実施
  - ・市内公園におけるフジバカマ\*保護区域の設置及び管理
  - ・県との協力によるシラコバト\*の種の保存
  - ・ 外来生物等の駆除
  - ・ふるさと生き物調査の実施
- ⑤ 緑のリサイクル
  - ・私有地での不要な樹木の受入・移植
  - ・ 落葉や枝による腐葉土・堆肥の有効活用

#### 2)緑地の創出

- ① まちのシンボルとなる公園緑地の整備
  - ・都市基幹公園の整備
- ② 緑地軸を形成する緑道等の整備
  - ・水と緑の軸の形成としての河川や用水沿いの緑道の整備
- ③ 身近な公園緑地の整備
  - ・住区基幹公園の整備
  - ・市民農園\*による農業体験の支援

#### 3)緑化の推進

- ① 河川・水路の緑化
  - ・大相模調節池及び周辺環境の整備

<sup>\*1</sup> コシガヤホシクサ: ホシクサ科の一年草で、ため池の岸辺や河原、水中でも生育し、8~9月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅種として指定されている。

- ② 道路の緑化
  - ・主要幹線道路整備に伴う街路樹の緑化
- ③ 公共公益施設の緑化
  - ・市役所や地区センターなどにおける花いっぱい事業
- ④ 民有地の緑化
  - ・開発に伴う公園や緑化整備
  - ・記念樹や苗木の無料配布の実施
  - ・商店街活性化のための花壇などの緑化
  - ・工場立地法\*1に基づく緑化

# 4)緑化の支援

- ① 緑化の体制整備
  - ・市民参加による公園の維持管理団体\*制度の要綱制定
- ② 緑化の普及・啓発
  - ・梅の実収穫体験などイベントの実施
  - ・維持管理団体の活動の実施
  - ・維持管理団体への活動に伴う消耗品等の支給
  - ・環境大会、エコ勉強会などの啓発イベントの実施



緑地の保全(越谷アリタキ植物園)



緑化の推進(児童館ヒマワリ)



緑地の創出(東越谷九丁目公園)



緑化の支援(梅の実収穫体験)

<sup>\*1</sup> **工場立地法**: 工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、工場立地に関する 調査の実施や準則等の公表を行い、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民の福祉の向 上に寄与することを目的とした法律。緑化については、準則により、敷地面積の 20%以上の緑化整 備を指導している。

# (7)緑に対する市民意識

#### 1) 市民アンケート調査の概要

調査対象 : 市内在住の18歳以上の男女

対象者数 : 2,000 人

回収件数 : 938 件(回収率 46.9%)

抽出方法 : 住民基本台帳より無作為に抽出

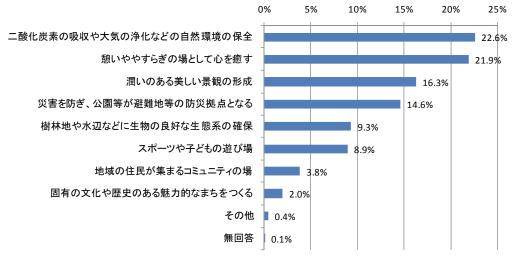
調査方法 :郵送法による(郵送配布・郵送回収)

アンケート期間: 平成 26 年 10 月 11 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

# 2)調査結果

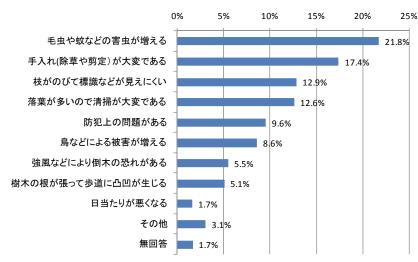
#### ① 期待している緑の役割

「憩いややすらぎの場として心を癒してくれる」「潤いのある美しい景観を形成する」の意見が多いため、「市民は心のやすらぎを求めている。」と考えられます。また、「心が落ちついたり、癒される」という質の向上の観点から、緑を管理していく必要があります。



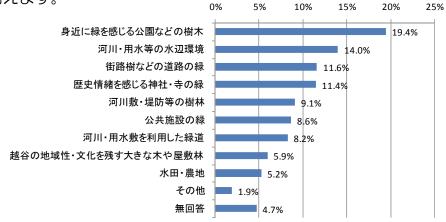
#### ② 緑の問題点

大きく「害虫・草刈・剪定・落葉清掃」、「危険(怪我や事故)が生じるもの(防犯、倒木、根っこによる凸凹)」の2点があり、適切な維持管理が必要となります。



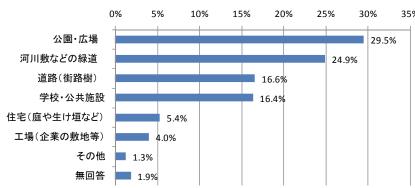
# ③ 地区の緑のシンボル

全体的に公園や河川・用水など公共用地の緑地にシンボル性を感じていることが伺えます。

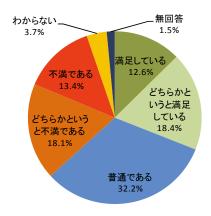


# ④ 重点的に緑を増やしていくべきところ

公園や緑道などの公共用地に重点的に緑を増やすべきという考えが多い状況です。

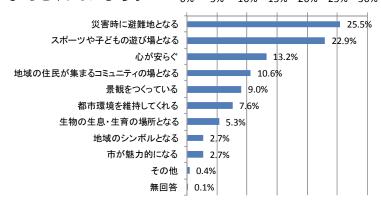


⑤ 地域における公園の数や位置、大きさ 公園の数や大きさについては、「普通である」 以上の回答が約6割となっています。今後も 新たな公園の整備と拡張を進める必要があり ます。



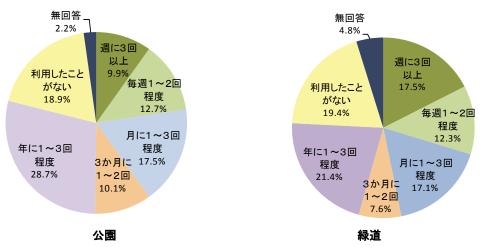
#### ⑥ 公園の効果

緑の役割と違い公園では、災害時の避難地やスポーツ・子どもの遊び場としての機能が求められています。 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30%



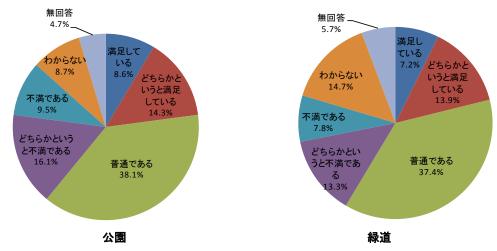
## ⑦ 公園や緑道の利用

公園・緑道の利用状況は、「3カ月に1~2回」以上の回答が約5割と低い状況です。また、「利用したことがない」が約2割となっており、今後、利用者を増やすための魅力ある公園・緑道づくりに努めていく必要があります。



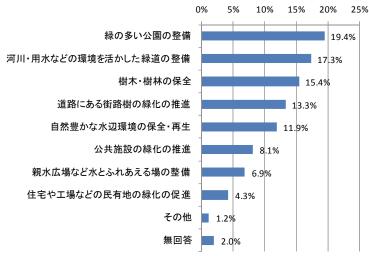
# ⑧ 公園や緑道の整備内容や管理の状態

公園・緑道の維持管理については、「普通である」以上の回答が約6割となっています。今後、より適切な管理をしていく必要があります。



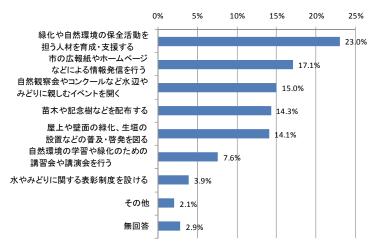
#### 9 緑の保全と緑化の推進のための施策

推進施策については、第1に公園の整備、第2に緑道の整備、第3に樹林・樹木の保全となっています。今後は、優先順位を検討しながら、施策を進めていきます。



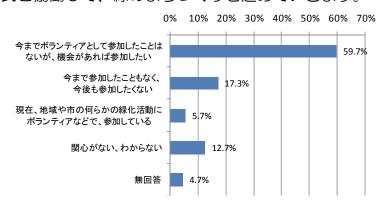
# ⑩ 緑の保全と緑化の推進のための普及・啓発

市の普及啓発については、人材育成と広報 PR に力を入れていく必要があります。



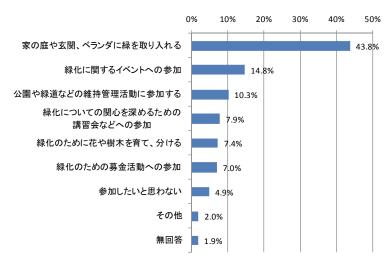
#### ① 緑化活動の参加意向

約 6 割の方がボランティアに参加したい結果となっています。今後は、参加 意向のある市民と協働して、緑のまちづくりを進めていきます。



#### ② 「緑豊かなまちづくり」のために市民ができること

市民ができることは、家の庭や玄関などに緑を取り入れることが約4割を占めています。まずは、市民に緑の機能や効果を身近に感じてもらい、維持管理活動やイベントへの参加をしてもらえるよう方策を考える必要があります。また、苗木や草花の配布の充実も検討していく必要があります。



# 2 計画の課題

# (1)緑の保全における課題

① 樹林・樹木の減少に伴う保全施策の推進

越谷らしい景観を形成する屋敷林\*などの樹林地は、近年の宅地化の進展 とともに失われていくことが予想されるため、指定文化財などの支援を行 っているものの、効果的な保全や活用の仕組みづくりが必要となります。

今後とも、景観重要樹木\*1の指定などの活用や、樹林地の保全方法につ いて、所有者や近隣住民の理解と協力のもと、検討を進めながら、適切な 維持管理を図っていく必要があります。

② 多面的機能を有する農地の保全と活用

農地は、年々減少傾向にありますが、多面的な機能を有する農地は貴重な 緑地であり、保全と活用の方法を検討する必要があります。

今後も、地域の特性を活かして効率的な保全や活用を進め、農業委員会や 農業協同組合などと協力し、荒廃農地\*2の再生や遊休農地\*3の有効活用を していくことが重要となります。

③ 河川や水路などの水辺環境の保全

親水拠点となる水辺環境の保全は、生物にとって水辺の生息空間となり、 生態系の保護につながります。そのため、市民ボランティアなどと協力して 調節池などのビオトープ\*を活用し、水辺環境の形成や自然環境づくりなど により、保全に努める必要があります。

# (2)緑の創出における課題

(1) 地域ニーズなどを踏まえた公園の整備

土地区画整理事業などの施行に伴い、公園の整備は進められてきました が、一方で、身近な公園が少ない地区では、市民から公園整備の要望もあ ります。今後も引き続き、借地によるふれあい公園\*などの制度を活用し、 地域のニーズに応え、地域に親しまれる個性的な公園づくりに努める必要 があります。

また、整備にあたっては、防災機能の充実や生物多様性の確保への配慮 が求められます。

② 快適な生活環境を目指した公共施設の緑化

市民アンケート調査においても、公共施設は緑化すべきとの意見が多く、 市民が利用する公共施設の緑化は重要なものとなっています。

そのため、植樹帯や花壇、コンテナを利用し、地域の特性を生かした積 極的な緑化を進め、快適な生活環境の向上を図る必要があります。

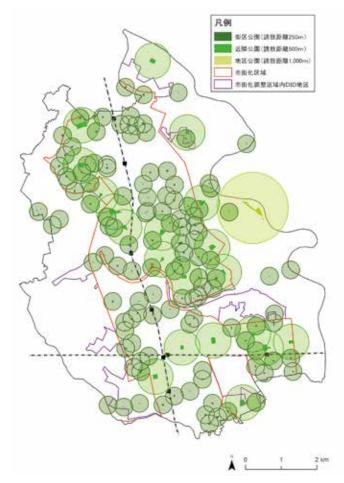
<sup>\*1</sup> 景観重要樹木:「景観計画」に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景 観の形成に重要な樹木のこと。

<sup>\*2</sup> 荒廃農地:現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的 に不可能となっている農地のこと。 \*3 **遊休農地**:農地であって、現に耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。

#### ③ 良好な都市環境を形成した民有地の緑化

民有地の緑化は、条例などにより緑化を進めていますが、さらなる充実を図る必要があります。今後も、まちの整備に関する条例\*1や地区計画\*、建築協定\*、景観協定\*などを活用し、地元住民との協力をもとに、地域による緑のまちづくりを進める必要があります。

また、記念樹や苗木の配布を行い、民有地への緑化支援をしていくことも 重要となります。



身近な公園の配置状況と誘致距離\*の範囲

※誘致距離:公園を利用する人がその公園に歩いて移動する範囲の距離のこと。誘致距離の標準は、街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1,000mである。

# (3)緑の連携における課題

# ① 水と緑のネットワークによる緑の連携

水と緑の機能を効果的に発揮するためには、公園などの緑の拠点を河川・水路沿いの緑道や幹線道路の街路樹などにより緑地軸でつないだ水と緑のネットワークの形成が重要となります。今後も、河川や水路の整備と合わせた緑道の整備や余剰地におけるスポット広場\*などの整備を進め、快適な緑地環境形成に努める必要があります。

<sup>\*1</sup> まちの整備に関する条例:適正なまちづくりに必要な緑化施設を確保することにより、都市施策の継続及び計画的なまちの整備の推進を図ることを目的として制定された条例のこと。

# (4)緑の質における課題

① 安全・安心な公園づくりの推進

少子高齢化により、子どもから高齢者、障がい者など誰もが安心して利用することができる公園づくりが求められています。また、既存の公園施設も 老朽化が進んできています。そのため、施設のバリアフリー化\*1や施設の 改修・更新を計画的に推進していく必要があります。

② 公園や街路樹の適切な維持管理

現在の計画では「緑を増やす」ことに重点が置かれ、それら緑の維持管理を行ってきましたが、今後も整備された公園や街路樹を適切に管理していくことがより重要となります。

そのため、緑の機能を活かした除草や樹木の剪定を行うなど適切な維持管理が求められます。

③ 良好な緑による景観の配慮

住宅地の木々、沿道の並木・草花などの緑や河川の水辺は、良好な景観を 形成し、緑のまちづくりに重要な役割を果たしています。今後も、公共施設 や民有地において、地区計画\*や建築協定\*などにより、街並みに配慮した 緑の保全や創出により、潤いのある景観形成に努める必要があります。

④ 生物多様性\*の確保への配慮

生物多様性を確保するためには、水と緑のネットワークの形成を充実させ、 生息・生育空間の形成が重要なものとなります。そのため、生物多様性の観点からも、ネットワーク化された緑の確保を行い、生息・生育空間のネットワーク形成を検討する必要があります。

# (5)緑の活動における課題

① 緑への理解と意識の向上

緑を守り、創り、育てるためには、市民が身近な緑に関心を持っていただくことが重要です。そのため、緑に関するイベントや制度などを情報発信し、緑とふれあう機会を提供することが課題となります。

また、緑化活動の幅を広げるため、専門の技術者による人材育成も重要となります。

② 市民との協働による活動の推進

緑の活動は、市民・事業者・行政と一体となって協働による緑のまちづくりをすることがより一層必要となります。活動の充実に向け、維持管理に伴うさらなる支援や意見交換などにより、市民・事業者・行政との交流を深めることが重要となります。

<sup>\*1</sup> バリアフリー化: 社会生活をしていく上で妨げとなる障害(バリア: Barrier)を除去(フリー: Free)するという意味で、段差など生活環境上の物理的障害を除去すること。

# 第3章

# 計画の基本方針

1_	基本理念	52
2	緑の将来像	53
3	計画の基本方針	57
4	計画の目標	60

# 第3章 計画の基本方針

# 1 基本理念

本計画における基本理念は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を持って、緑の取り組みを進め、人と自然が調和した緑豊かなまちづくりを実現するため、第4次越谷市総合振興計画\*に示されるまちづくりの理念と視点を考慮して、『みんなで守り、創り、育て、自然と共生する 心やすらぐ緑のまち』とします。

# みんなで守り、創り、育て、 自然と共生する 心やすらぐ緑のまち

本市は、首都圏の近郊住宅都市でありながら、市街地を取り囲むように農地が存在し、多くの河川や水路が縦横に流れています。大落古利根川、元荒川、綾瀬川などの水辺空間や集落の屋敷林\*、社寺の社叢・境内林、その周辺に広がる農地などの越谷らしい緑が、本市の魅力であり、市民が身近に自然や緑と親しむことができる場所になっています。

これらの緑は、ヒートアイランド現象\*や地球温暖化の防止などの環境保全や生物多様性\*の確保に配慮した生態系の保護、避難場所に指定している公園などの防災機能、自然環境と歴史的特性などが調和した景観形成、人々のふれあいやレクリエーションの場でのコミュニティ形成、市民生活にやすらぎと潤いを与える心理的癒しの効果など大きな役割を果たしています。

こうしたことから、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園\*の整備などが、より 一層重要となっており、緑豊かなまちづくりを実現するため、市民との協働による まちづくりを積極的に展開し、将来に向けて、越谷らしい緑をみんなで、守り、創 り、育て、自然と共生する、心やすらぐ緑のまちづくりを進めます。

そして、基本理念を踏まえ、「まもる、ふやす、つなぐ、質をたかめる、活動を ささえる」の5つの観点から施策を展開していきます。



# 2 緑の将来像

# 水と緑と人をつなぐ 環境共生都市・こしがや

この緑の将来像は、計画の基本理念をもとに、第4次越谷市総合振興計画\*基本構想における将来像「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」や都市計画マスタープラン\*における将来像「市民と地域の力で創り育む 自然と調和した質の高い安全な都市づくり」を踏まえ、緑の機能を十分発揮するため、都市の緑のあるべき姿を示したものです。

本市には、自然堤防上の樹林地、農地、河川、水路、公園、街路樹や宅地内の緑など、「多種多様な緑」が存在しています。これらの緑が人々の生活の場に身近に存在することで、人々は自然の恵みを受ける機会が増えるとともに、いきいきと心豊かな生活を送ることが可能となります。

また、地域ごとの質の高い緑を育てていくとともに、公園などによる緑の拠点 を河川沿いにある緑道などにより、緑のつながり(緑地軸)を作り、「水と緑の ネットワーク」を形成していきます。

豊かな緑の中に都市が存在し、水と緑と人がつながっている姿を緑の将来像とし、その実現に向けた基本方針、目標及び推進すべき施策を展開していきます。



緑の将来像は、公園などによる緑の拠点を河川沿いにある緑道などにより、緑のつながり(緑地軸)を作り、「水と緑のネットワーク」を形成していくものです。

〈緑 の 核〉:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

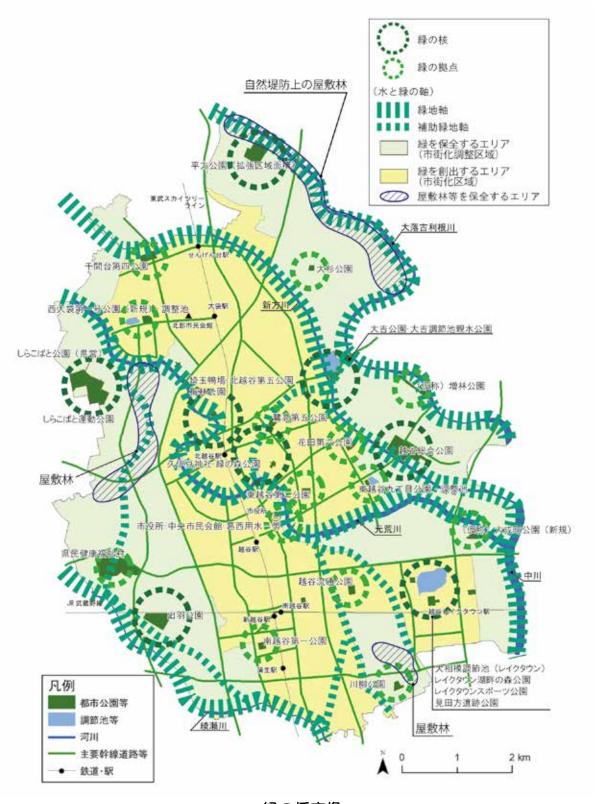
や調節池などのこと。

〈緑の拠点〉:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

〈水と緑の軸〉:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。



緑の将来像

#### 【緑の将来像のイメージ】

#### 〇水と緑をつなぐ

# (水と緑の拠点と緑地軸の形成)

点在する緑では、機能に限界があるため、緑の核や拠点をつなぐことで、緑の機能が発揮されます。そのため、拠点となる公園や拠点をつなぐ緑道の整備を推進し、緑が相互につながりをもち、水と緑のネットワークの形成されたまちを目指します。





# Oいのちをつなぐ

# (環境保全、生態系の保護)

緑は多様な生き物を育む自然環境を創出し、その保全は、環境保全につながっていきます。そのため、これら生き物のいのちをつなぎ、生態系の保護などによる生物多様性の確保に配慮した緑のまちづくりを目指します。

#### ○想いをつなぐ

#### (緑に対する想い(大切さ)をつなぐ)

市民一人ひとりが緑の役割を理解し、緑の大切さを地域みんなで共有することで、一体となる緑が形成されます。また、市民が緑ある地域に愛着を持ち、住み続けたいと思うためには緑を守り、創り、育てる活動が重要となります。これらの活動を通して、緑を大切にし、地域社会との関係を深め、地域への愛着や想いの醸成を目指します。



# 〇人と人をつなぐ

# (憩いの場、ふれあいの場、市民や事業者との協働)

緑は、市民に憩いややすらぎの機会を与え、日々の生活の充実につながります。また、公園などの緑地は、避難場所や人と人とのふれあいの場となり、地域のコミュニティの形成に役立ちます。みんなで緑を守り、創り、育てるため、市民・事業者・行政の協働による緑のまちを目指します。





# 〇未来へつなぐ

# (越谷らしい景観や歴史・文化の継承)

水と緑の豊かな景観やまちに受け継がれてきた越谷ならではの歴史や文化は、個性を作り出しているだけでなく、ふるさとを感じさせるなど、心を豊かにしてくれます。これらの景観や歴史・文化は次世代に向けて、越谷の個性として活かし、水と緑に恵まれた景観や歴史・文化を未来へつなぐことを目指します。

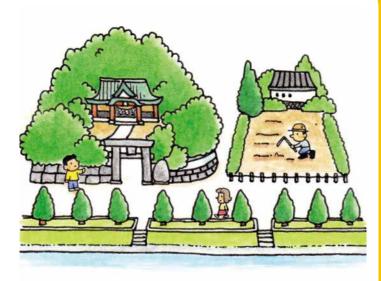
# 3 計画の基本方針

基本理念をもとに「まもる、ふやす、つなぐ、質をたかめる、活動をささえる」 の5つの観点を踏まえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定します。

# 基本方針1 まもる:緑の保全

埼玉鴨場や久伊豆神社周辺の一体となる緑や自然堤防上の屋敷林\*・社寺林\*、大落古利根川、元荒川、綾瀬川などの水辺空間は長い歴史と文化の中で育まれたものであり、農地とその周辺とともに、優れた自然環境や景観を形成しています。

今後も豊かな自然環境や景観を 活かした都市を次世代に継承する ため、まとまった緑、水辺、農地 などの越谷らしい緑を保全してい きます。



# 基本方針2 ふやす:緑の創出

都市における公園や緑地は、市 民生活にやすらぎと潤いを与える 貴重な空間であると同時に、防災 活動拠点やスポーツ・レクリエー ション及びコミュニケーションの 場となります。さらにはヒートア イランド現象\*や地球温暖化の防 止などの環境保全にも大きな役割 を果たしています。

また、緑を創出していくには、 公園や学校などの公共施設を緑化 するとともに、住宅地や商業・工 業地などの民間施設を緑化するこ とが重要となります。



市民が行きかう身近な場所で、個性的でより魅力的な公園等の整備や公共施設、民間施設の緑化に取り組み、地域にやすらぎを与える緑を創出していきます。

# 基本方針3 つなぐ:緑の連携

創出した緑は、河川、緑道、街路樹などの多様な緑でつなぐことにより、生物の移動や分散が可能となり、生態系の保護が図れます。また、避難路としての防災機能の向上、さらには身近な生活におけるふれあい空間の形成など、緑の持つ機能が十分に発揮されます。



そこで、これらの機能を発揮するために、河川や用水沿いの緑道や幹線道路の街路樹の整備を進め、緑地軸として水と緑のネットワークを形成し、良好な都市環境を形成しながら、緑の連携を図っていきます。

# 基本方針4 質をたかめる:緑の質の向上

わたしたちの生活に必要不可欠な緑の機能を最大限に活用し、生物多様性の確保など緑の有する環境機能を高めるため、緑の量を増やすだけでなく、緑の質を高めていく必要があります。

そのため、公園や緑道などの緑における適切な維持管理や施設の充実を図り、安全・安心な利活用を図ることが重要となります。



また、まちなかで潤いのある景観や生物多様性\*の確保に配慮し、環境への 負荷を減らした緑のリサイクル等を進めることで、緑の質の向上を図り、市民 にとって快適な緑によるまちづくりを進めていきます。

# 基本方針5 活動をささえる:緑の活動支援

市内の緑は、今までも多くの市 民や事業者などの力によって、守 り、創り、育てられてきました。 これら大切にしてきた緑を次世代 に引き継いでいくためには、これ まで以上に市民や事業者との協働 を進め、各々の役割を明確にし、 緑を守り、創り、育てていく必要 があります。



そのため、市の取り組みやイベント

などの情報を発信し、緑に関する技術や知識を継承することで、緑に対する 理解や意識の向上を図ります。

また、市民が緑の活動に積極的に参加できる仕組みづくりや市民の緑化活動の支援を行い、市民との協働による活動を推進していきます。

# 〇水と緑のネットワークの形成

水と緑のネットワークの形成は、水と緑の連続した空間や拠点同士に緑のつながり(緑地軸)をつくり、これらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を効果的に発揮するものです。

緑の核や拠点を緑地軸でつなぐことで、環境保全や生物多様性\*の確保、良好な景観や生活空間ネットワークなどが形成され、自然環境と共生したまちづくりが進みます。また、生き物とのふれあいや季節感のある快適な住環境を形成する効果が期待されます。

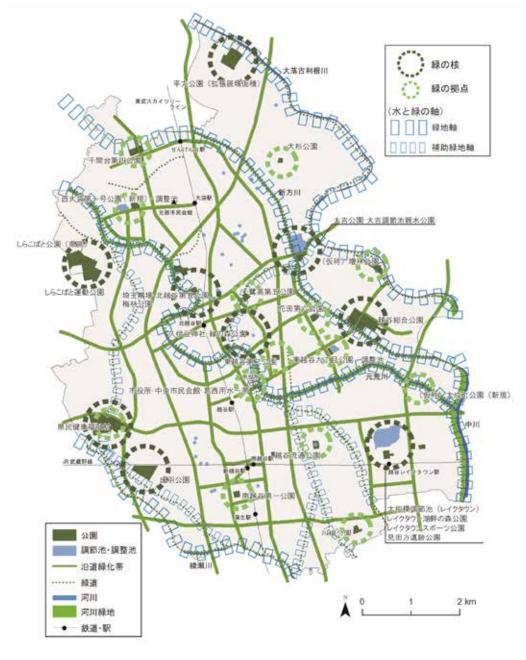
〈緑 の 核〉:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園 や調節池などのこと。

〈緑の拠点〉:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

〈水と緑の軸〉:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。



水と緑のネットワーク形成図

# 4 計画の目標

緑の将来像の実現に向けて、本計画の目標年次である平成42年度までに永 続性の高い緑地\*面積の確保、緑の質の向上、市民との協働による緑化について 目標を定めます。

緑地面積の確保では、わたしたちの生活に憩いややすらぎを与えてくれる場、 多様な生き物を育む場、防災活動拠点、スポーツ・レクリエーションやコミュニティの場などの様々な機能を持つ緑地を保全し、増やしていくため、永続性の高い緑地の確保について目標を設定するものです。また、緑地の1つであり、緑豊かな環境の中でスポーツや散策、自然観察や自然とのふれあいなど様々な利用ができる公園緑地等\*についても目標を設定し、面積の増加を目指します。

緑の質の向上については、緑の量の確保だけでなく生物多様性\*の確保や景観などへの配慮により、緑の機能を十分に発揮するための緑の質の向上に努めます。

また、市民・事業者・行政の協働により緑化を進めるとともに、協働による 公園の維持管理を推進し、基本理念である「みんなで守り、創り、育て、自然 と共生する 心やすらぐ緑のまち」を目指します。

# (1)緑地面積の確保

① 永続性の高い緑地については、市域面積の24.0%の確保を目指します。

公園緑地等の整備、農地の保全や屋敷林\*・社寺林\*等の樹林樹木の保全、公共施設の緑化を進め、永続性の高い緑地\*が市域面積の24.0%(約1445ha)確保することを目指します。

平成27年度

平成 42 年度(目標年次)

1427.61ha → 1

→ 1445.76ha (18.15ha 増加)

(23.70%) (24.00%)

② 公園緑地等については、面積 15%(約 30ha)以上の増加を目指します。

公園や緑道等の整備を進め、平成 27 年度の公園緑地等の面積より 15%以上の増加を目指して整備の取り組みを推進していきます。

平成 27 年度

平成 42 年度(目標年次)

(平成27年4月1日現在)

198.23ha → 227.96ha (29.73ha 增加)

(100%) (115.0%)

# (2)緑の質の向上

# ③ 市内における緑の質の向上に努めます。

緑の機能を十分発揮するため、下記の施策について取り組んでいきます。 (質の向上の主な施策)

- ・魅力ある公園等の施設充実と利活用を図ります。
- ·安全·安心して利用できるよう公園や街路樹の適切な維持管理に努めます。
- ・景観に配慮した緑の保全と創出に努めます。
- ·生物多様性の確保に配慮した公園·緑道等の整備や生態系の保護に努めます。
- ·緑を貴重な資源として有効活用を図ります。

# (3) 市民との協働

④ 市民・事業者・行政の協働により緑化を推進し、維持管理団体\*の数を 100 団体とすることを目指します。

市民・事業者・行政の役割(できること)を明確にし、維持管理団体の増加などにより、協働による緑化を進めます。

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 52 団体 平成 42 年度(目標年次)

→ 100 団体 (48 団体増加)

#### (維持管理団体制度)

公園や緑道を安全かつ快適に利用できる環境をつくるため、自治会等の団体が登録を行い、市民との協働によるまちづくりを推進する制度。

維持管理団体とは、「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、市内の自治会、ボランティア団体、その他市長が認める団体で、市長の登録を受け、施設の維持管理に参加し、安全かつ快適に利用できる公園等の環境づくりを行っています。



維持管理団体による清掃活動 (越谷アリタキ植物園)



維持管理団体による花植え活動 (梅林公園)



# 施策の推進

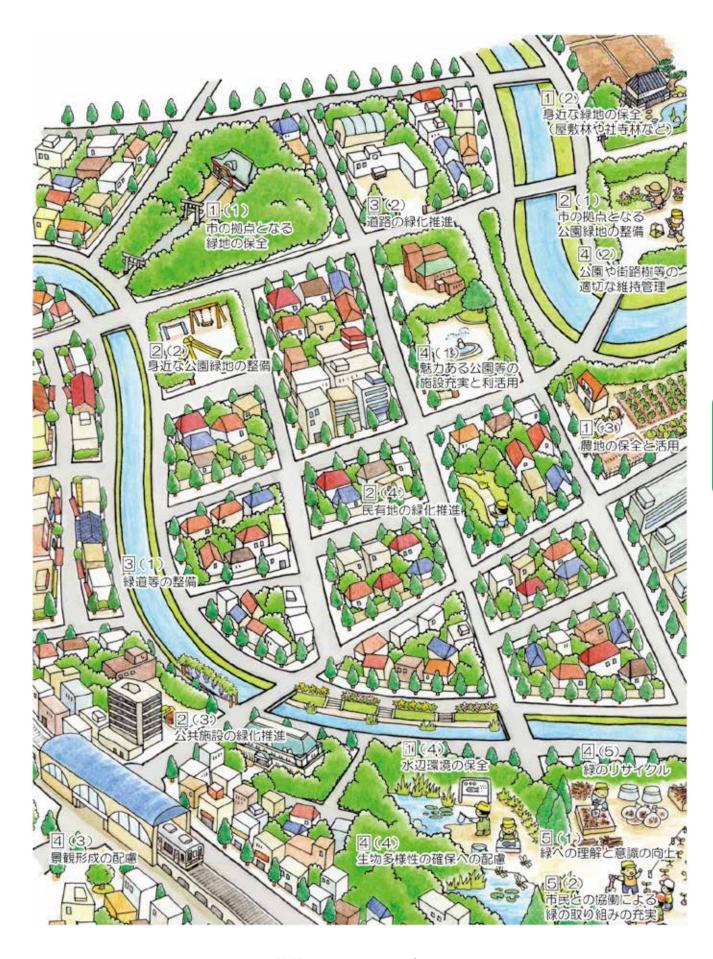
施急	<b>長の推進</b>	64
1	まもる:緑の保全	67
2	ふやす:緑の創出	72
3	つなぐ:緑の連携	77
4	質をたかめる:緑の質の向上	79
5	活動をささえる:緑の活動支援	86

# 第4章 施策の推進

計画の目標を達成するため、基本方針による5つの柱をもとに、17の基本施策と34の個別施策を展開していきます。

# (施策体系)

柱	No.	基本施策	No.	個別施策		
1	(1)	市の拠点となる緑地の保全	1	法や条例に基づく緑地の保全		
	(2)		2	屋敷林*や社寺林*などの身近な樹林・樹木の保全		
		身近な緑地の保全	3	越谷らしい緑の保全と活用		
まもる	(2)	農地の保全と活用	4	農地とその周辺の保全と活用		
8	(3)		5	生産緑地地区*の維持・存続・追加		
	(4)	水辺環境の保全	6	主要な河川・水路・調節池等の水辺環境の保全		
	(1)	市の拠点となる公園緑地の整備	7	市の拠点となる公園緑地の整備		
	(2)	身近な公園緑地の整備	8	身近な公園緑地の整備		
2	(3)	公共施設の緑化推進	9	小中学校の緑化推進		
	(5)	公共地域の減値推進	10	公共施設の緑化推進		
ふやす			11	民有地の緑化指導		
9	(4)		12	民有地の緑化支援		
	(4)	民有地の緑化推進	13	商店街の緑化推進		
			14	工場・事業所の緑化推進		
3	(1)	緑道等の整備	15	河川や水路などと一体となった緑道等の整備		
	(1)		16	緑道沿いのスポット広場*等の整備		
つなぐ	(2)	道路の緑化推進	17	道路の緑化推進		
			18	地域の魅力を高めるスポット広場等の整備		
	(1)	魅力ある公園等の施設充実と利	19	安全で快適な公園づくりの推進		
		活用	20	個性と魅力ある公園等の利活用の促進		
	(2)	公園や街路樹等の適切な維持管 理	21	緑の機能を活かした公園等の適切な維持管理		
4			22	街路樹の適切な維持管理		
	(3)	景観形成の配慮	23	公共施設の景観形成の配慮		
質をた			24	民有地の景観形成の配慮		
かめる		生物多様性*の確保への配慮	25	生息・生育空間のネットワークの形成		
る	(4)		26	希少な動植物等の生育・生息地の保全と復元		
			27	公共施設における生物多様性の確保への配慮		
	(5)	緑の川サイク川。	28	樹木の再利用制度の展開		
	(5)	緑のリサイクル 	29	落葉、枯れ枝等の活用		
5	(1)	緑への理解と意識の向上	30	緑を守り・創り・育てるための情報発信と啓発の推進		
活動			31	緑に対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進		
活動をささえる	(2)	市民との協働による緑の取り組 みの充実	32	市民との協働による緑の活動の推進		
さえ			33	緑に関する顕彰制度の推進		
3			34	緑に関する環境保全活動の推進		



施策の展開イメージ

# 施策の見方

本計画の施策については、施策の取り組みを担当する課を明確にし、個別施策の具体的な取り組みを推進していきます。

また、基本施策については、市民・事業者ができることを示し、市民・事業者・ 行政が一体となって、協働による緑のまちづくりを目指します。

(市民・事業者ができることの凡例)

○:市民ができること●:事業者ができること

◎:市民・事業者ができること

# 例

# (1) 市の拠点となる緑地の保全・・・基本施策

1 法や条例に基づく緑地の保全・・・・・個別施策

市の拠点となる緑地については、良好な環境保全や景観形成及び生物の生息 空間としての役割を有しています。これらの役割を十分果たすため、法や条例 で定める緑地に関する保全制度を活用し、緑地の保全に努めます。

・・・個別施策の概要

# 【施策の取り組み】

(環境保全区域\*、鳥獣保護区\*の保全:環境政策課)

・・・施策の取り組みを担当する課

- ※各施策の取り組みを担当する課名は、平成28年4月の組織改定等を踏まえたものとしています。
  - ・環境保全区域に指定されている埼玉鴨場周辺、久伊豆神社周辺の自然環境を保 全します。
  - ・鳥獣保護区に指定されている埼玉鴨場周辺、大吉調節池の自然環境を保全します。
  - ・指定された環境保全区域、鳥獣保護区については、地権者や市民の協力を得な がら、適切な維持管理を図ります。

・・・個別施策の具体的な取り組み

# □ 「市民・事業者ができること< 1 (1) 市の拠点となる緑地の保全> ]

・・・基本施策について、市民・事業者ができること

- ◎ケヤキなど風土特性のある樹木を保全しましょう。
- ◎樹木の落葉清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ●開発を行う際には、自然環境への影響に配慮して、緑地の保全に努めましょう。

(凡例) ○:市民 •:事業者 ○:市民·事業者

# 1 まもる:緑の保全

# (1) 市の拠点となる緑地の保全

# 1 法や条例に基づく緑地の保全

市の拠点となる緑地については、良好な環境保全や景観形成及び生物の生息 空間としての役割を有しています。これらの役割を十分果たすため、法や条例 で定める緑地に関する保全制度を活用し、緑地の保全に努めます。

# 【施策の取り組み】

(環境保全区域\*、鳥獣保護区\*の保全:環境政策課)

- ・環境保全区域に指定されている埼玉鴨場周辺、久伊豆神社周辺の自然環境を保 全します。
- ・鳥獣保護区に指定されている埼玉鴨場周辺、大吉調節池の自然環境を保全します。
- ・指定された環境保全区域、鳥獣保護区については、地権者や市民の協力を得な がら、適切な維持管理を図ります。

# [市民・事業者ができることく1 (1) 市の拠点となる緑地の保全>]

- ◎ケヤキなど風土特性のある樹木を保全しましょう。
- ◎樹木の落葉清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ●開発を行う際には、自然環境への影響に配慮して、緑地の保全に努めましょう。



市の拠点となる緑地として環境保全 区域に指定し、自然環境を保全して いる「埼玉鴨場」



市の拠点となる緑地として鳥獣保護 区に指定し、自然環境を保全している「大吉調節池」\*1

<sup>\*1:「</sup>越谷市景観写真コンクール応募作品」転載

# (2) 身近な緑地の保全

# 2 屋敷林\*や社寺林\*などの身近な樹林・樹木の保全

屋敷林や社寺林などの樹林・樹木は、市内の貴重な緑地であり、市内から失われつつあります。これら限られた樹林・樹木を保全するため、保全すべき樹林・樹木を調査し、地権者や近隣住民のご協力をいただきながら保全に努めます。

# 【施策の取り組み】

(樹林・樹木の調査:公園緑地課)

・古くから親しまれてきた身近な樹林・樹木については、所有者のご協力をいた だきながら、樹林・樹木の樹種・高さ・面積などを調査し、現況把握に努めます。

# (保存樹林・樹木指定の制度化:公園緑地課)

・調査結果をもとに、指定対象とする樹木の高さや面積などの基準を定めます。

# (保存樹林・樹木の指定:公園緑地課)

・保存樹林・樹木の指定制度等により、保全すべき樹木を指定し、保全に伴う維持管理などの支援や近隣住民や市民ボランティアのご協力をいただきながら、 樹林・樹木の保全に努めます。

# (景観重要樹木\*の指定:都市計画課)

・地域の景観形成に重要な樹木を保全するため、景観重要樹木の指定を検討します。

# (緑化重点地区の指定:公園緑地課)

・国や県の緑に関する制度を活用し、緑化重点地区の指定を検討します。



市内の貴重な緑地であり、古くから親しまれた民有地の屋敷林(平方)



市内の貴重な緑地である社寺林(照蓮院)

# 3 越谷らしい緑の保全と活用

藤助河岸跡、蒲生一里塚、元荒川の桜並木など古くから親しまれてきた越谷らしい緑の資源を保全します。

人々に親しまれ、地域の資産として保存指定した大樹・名木・ゆかりの木等 の保存・育成を図っていきます。

# 【施策の取り組み】

(越谷らしい緑の保全:環境政策課、観光課、公園緑地課)

- ・元荒川の桜並木や葛西用水のハナショウブ、梅林公園の梅など越谷で親しまれている緑の保全に努めます。
- ・藤助河岸跡、蒲生一里塚、市内に点在する社寺林\*やその参道並木など古くから親しまれてきた越谷らしい緑の資源を保全し、それらの魅力の向上に努めます。
- ・屋敷林\*等の保全活動の一環として、地域の優れた屋敷林をこしがや緑のオアシス\*1に認定し、地域への PR や緑を守る活動の支援に努めます。

※1:こしがや緑のオアシス:越谷市では、平成25年度から市内における緑の維持管理を推進するため、緑の庭・生垣・屋敷林などで特に優れたものを「こしがや緑のオアシス」として認定しています。

(指定天然記念物の保存と活用:生涯学習課)

・県や市の文化財として天然記念物に指定されている久伊豆神社のフジや越谷ア リタキ植物園のラクウショウなどを後世に継承するため、保存と活用に努めま す。

# [市民・事業者ができること <1 (2) 身近な緑地の保全>]

- ◎樹林地などの身近な緑地空間の保全に努めましょう。
- ◎ケヤキなど風土特性のある樹木を保全しましょう。
- ◎樹木の落葉清掃など地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◎天然記念物に指定されている樹木の保護の取り組みに協力しましょう。
- ◎樹林地などへの不法投棄の防止に協力しましょう。
- ●開発を行う際には、自然環境への影響に配慮して、緑地の保全に努めましょう。



古くから親しまれてきた越谷らしい 緑の資源である「蒲生一里塚」



越谷らしい緑として親しまれている ハナショウブ(葛西用水)

# (3) 農地の保全と活用

# 4 農地とその周辺の保全と活用

良好な自然環境や景観形成、保水・遊水機能といった多面的機能を有する農 地は、農業者や関係機関の理解と協力を得ながら、保全と有効活用を図ります。

# 【施策の取り組み】

(優良農地の保全と有効活用:農業振興課)

- ・農地の保全や有効活用のため、必要な情報を電算システムとして構築し、優良 農地が存在する区域を中心とした農地の利用集積を推進します。
- ・保全すべき農地への支援策を検討します。

(遊休農地\*の有効活用:農業振興課)

・遊休農地については、農業委員会を中心に現状把握に努め、荒廃農地\*を再生 し、有効活用に向けた取り組みを検討します。

# 5 生産緑地地区\*の維持・存続・追加

まちなかの緑のオープンスペースとして、都市計画に定められた生産緑地地区は、災害の防止など良好な都市環境を形成します。これら貴重な生産緑地地区の維持・存続を図るとともに、追加指定を検討します。

# 【施策の取り組み】

(生産緑地地区の維持・存続・追加:公園緑地課)

・近年、減少傾向にある生産緑地地区については、地権者の協力のもと、市街地における継続的な営農が図れるよう、維持·存続に努めます。また、より良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区の追加指定を検討します。

# [市民・事業者ができること <1 (3) 農地の保全と活用>]

- 〇農業体験に参加し、農業に対する理解を深めましょう。
- ◎農業者との意見交換の場に参加しましょう。
- ◎地域の農業を支援する活動に参加しましょう。

# (4) 水辺環境の保全

# 6 主要な河川・水路・調節池等の水辺環境の保全

河川改修や治水整備と合わせて、親水拠点となる水辺環境の整備に取り組みます。また、生物多様性\*の確保に配慮し、水辺の生息空間となっている調節池などのあるビオトープ\*の保全に努めます。

# 【施策の取り組み】

(河川・水路における水辺環境の保全:環境政策課、農業振興課、治水課、公園緑地課)

- ・水郷越谷の主要な河川・水路に沿って、良好な水辺環境を形成するため、緑地と一体的な環境整備に努めます。
- ・緑地軸形成の中心となる河川·水路の水質浄化や環境美化に取り組み、市民の協力を得ながら、自然堤防上の樹林地と合わせた水辺環境の保全を図ります。

(調節池等における自然環境保全の推進:環境政策課、公園緑地課)

・市民と生物がふれあえる空間を形成するため、大相模調節池(レイクタウン) や大吉調節池などにある生き物の生息空間となっているビオトープなどの水辺 環境の保全に努めます。

# [市民・事業者ができること 〈1 (4) 水辺環境の保全〉]

- 〇市民参加による河川清掃・美化活動に参加しましょう。
- ◎河川・水路・緑道の維持管理活動に参加しましょう。
- ◎河川・水路・緑道でゴミのポイ捨てはせずに、自ら持ち帰りましょう。

(凡例)○:市民 ●:事業者 ◎:市民・事業者



水辺の生息・生育空間となっている 「大相模調節池(ビオトープ)」



水辺環境の保全のための河川環境美化 活動(元荒川、葛西用水)

# 2 ふやす:緑の創出

# (1) 市の拠点となる公園緑地の整備

# 7 市の拠点となる公園緑地の整備

防災活動やスポーツ・レクリエーション、コミュニティの場の拠点となる都市基幹公園などの公園を整備します。また、緑豊かな環境の中で、自然観察や自然とのふれあいなど、様々な利用を考慮した整備を進めます。

# 【施策の取り組み】

(都市基幹公園などの整備:危機管理課、公園緑地課)

- ・防災活動拠点としての観点から、延焼を防止するための樹木の配置・樹種の選定に配慮し、遊水機能を持った公園整備を進め、防災備蓄倉庫や耐震性飲料貯水槽\*1を備えた避難場所として役立つよう、整備を進めます。
- ・整備にあたっては、公園利用の多様化に応え、緑豊かな環境の中でスポーツ・ レクリエーションや散策ができる広場や生物多様性\*の確保に配慮した自然と のふれあいの場となるビオトープ\*など、様々な利用ができる公園の整備に努 めます。
- ・緑の保全・創出による潤いのある景観に配慮した整備に努めます。
- ・市民の誰もが安全で、快適に利用ができ、緑の効用を享受できる場となるよう、 高齢者や障がい者に配慮した公園づくりに努めます。
- ・整備後は、公園の周知に努め、市民の公園利用を促進します。

# [市民・事業者ができること <2(1)市の拠点となる公園緑地の整備>]

- 〇公園整備についての説明会に参加しましょう。
- ○整備された公園を積極的に利用しましょう。

(凡例)○:市民 ●:事業者 ◎:市民・事業者



防災活動拠点として遊水機能も持つ 「越谷総合公園(池)」



市の拠点として、スポーツ・レク リエーションができる「しらこばと 運動公園」

<sup>\*1</sup> 耐震性飲料貯水槽:水道管に接続され、通常時には水が循環し、災害時には遮断され、1 基あたり 100 m の水道水が確保できる貯水槽のこと。

# (2) 身近な公園緑地の整備

# 8 身近な公園緑地の整備

市域に偏りなく、市民の誰もが歩いていける範囲(半径 250m程度圏内) にバランスよく、公園緑地を確保し、地域のニーズに応えた特色のある整備に 努めます。

# 【施策の取り組み】

(住区基幹公園などの整備:公園緑地課)

- ・日々の暮らしの中で利用し憩える場所、災害時の一時避難場所として、市域に 偏りのないように歩いていける範囲にバランスよく、公園の整備に努めます。
- ・市民の誰もが安全で、快適に利用ができ、緑の効用を享受できる場となるよう、 高齢者や障がい者に配慮した公園づくりに努めます。
- ・市街地などの公園の少ない地区については、借地によるふれあい公園などの制度の活用に努めます。
- ・整備にあたっては、地域のニーズに応え、地域の特色を生かしながら、地域に 親しまれる個性的な公園づくりに努めます。
- ・整備後は、地域に愛着のある公園として市民との協働による維持管理に努めます。
- ・整備後は、公園の周知に努め、市民の公園利用を促進します。

# [市民・事業者ができること <2(2) 身近な公園緑地の整備>]

- ○公園整備についての説明会に参加しましょう。
- 〇地域のコミュニティの場として整備された公園を積極的に利用しましょう。
- ◎地域での公園維持管理活動に参加しましょう。



地域の意見を参考にしながら、整備した「東越谷七丁目みどりの公園」



地域の憩いの場所や避難場所となっている「緑の森公園」

# (3) 公共施設の緑化推進

# 9 小中学校の緑化推進

小中学校においては、地域の特性や周辺の状況を踏まえて、環境教育の場や地域のコミュニティの場となるよう緑化を推進し、身近な緑の形成に努めます。

# 【施策の取り組み】

(小中学校の緑化推進:環境政策課、学校管理課、指導課)

- ・地域を行きかう誰もが緑の効用を享受できるようにするため、小中学校の外周 部の緑化に努めます。
- ・学校内の植栽地や花壇などに樹木や草花を積極的に植えます。
- ・緑に親しみ、教室に日かげをつくることのできる緑のカーテン\*1\*を支援します。
- ・児童の環境教育の場として、学校ビオトープ\*の維持管理に努めます。

※1:緑のカーテン:ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物をネットにはわせ、窓の日差しを遮り、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。

# 10 公共施設の緑化推進

地域の主要な公共施設(市役所、地区センター、駅前広場など)においては、 人々の出会いやふれあいの空間を創出するため、在来種などの樹木選定に配慮 しながら、地域の特性を生かした緑化を推進します。

# 【施策の取り組み】

(公共施設の緑化推進:庁舎管理課、市民活動支援課、道路建設課、公園緑地課)

- ・市役所・地区センター・駅前広場などの公共施設においては、人々の出会いやふれあいの空間を創出するため、植樹帯や花壇、コンテナを利用し、在来種などの樹木選定に配慮しながら、地域のシンボルツリーや草花を植え、積極的な緑化に努めます。
- ・地域を行きかう誰もが緑の効用を享受できるようにするため、公共施設の外周 部の緑化に努めます。
- ・緑化が困難な場所は、屋上緑化\*や壁面緑化\*などを検討します。
- ・地域の協力のもと、花いっぱい運動など緑化活動を推進し、公共施設の緑化を図ります。

# [市民・事業者ができること <2 (3) 公共施設の緑化推進>]

◎地域における公共施設の緑化活動に積極的に参加・協力しましょう。

(凡例)○:市民 ●:事業者 ◎:市民・事業者

# (4) 民有地の緑化推進

# 11 民有地の緑化指導

まちづくりと合わせて良好な都市環境を形成するため、民有地の緑の充実を図り、開発等に対しては、まちの整備に関する条例\*に基づき、公園や緑化整備を指導します。また、開発等に伴う緑化を推進し、在来種などの樹木選定を配慮するなど条例内容等の見直しを検討します。

# 【施策の取り組み】

(民有地の緑化指導・誘導:都市計画課、公園緑地課)

- ・開発時にまちの整備に関する条例に基づき、公園や緑化整備を指導します。
- ・地区計画\*1\*区域内については、地域の特性に合わせてまちに潤いを与える生 垣等の緑化を誘導します。
- ・開発等に伴う緑化を推進し、在来種などの樹木選定を配慮するなど条例に伴う 技術基準などの見直しを検討します。
- ・緑化の確保が困難な箇所は、屋上緑化\*や壁面緑化\*を促すよう指導します。

# 12 民有地の緑化支援

民有地の緑化を促進するため、市から記念樹や苗木の配布を行い、民有地への緑化や花づくりを支援します。また、市民・事業者と協力して緑地協定\*2\* や建築協定\*3\*などを活用した地域による緑のまちづくりを推進します。

### 【施策の取り組み】

(民有地の緑化支援:環境政策課、都市計画課、建築住宅課、公園緑地課)

- ・市から記念樹や苗木の配布を行い、民有地への緑化や花づくりを促進します。
- ・市でリサイクルした腐葉土などを市民へ提供するなどの方法により、民有地の 緑化を促進します。
- ・ゴーヤの苗の配布や育て方の講習などにより緑のカーテン\*の普及を図ります。
- ・民有地の生垣·庭·屋敷林\*における優良な緑化活動に対して、「こしがや緑のオアシス」を認定します。
- ・緑地協定や建築協定、景観協定\*4\*を活用し、市民·事業者と協力して、緑のま ちづくりの推進を図ります

(※1,2,3,4:計画、協定について)

名称	根拠法令	計画、協定の概要	市内指定地区数 (平成27年4月1日現在)
地区計画	都市計画法	個性豊かで魅力に満ちた市街地を形成するため、地区に応じたきめ細やかなまちのルールを定めることができるもので、かき又はさくなどの構造の制限等により、地区にふさわしい縁のまちづくりを図るものです。	1 9地区
緑地協定	都市緑地法	土地所有者等の合意によって、植栽する樹木の種類や場所など基準を定め、 地域の良好な環境形成を図るものです。	32地区
建築協定	建築基準法	地区の生活環境の向上・維持を図るため、地区ごとに道路沿いの生垣や花壇の設置などの制限を定め、敷地の植栽により、潤いのある環境形成を図るものです。	1 1 地区
景観協定	景観法	地区の住環境の維持・向上を図るため、土地の所有者等の合意によって、敷 地内の緑化等の基準を定め、潤いのある環境形成を図るものです。	1 地区

# 13 商店街の緑化推進

人々が行きかう商店街については、にぎわいややすらぎ、親しみやすさを演出するような緑の導入を推進します。

# 【施策の取り組み】

(商店街の緑化推進:産業支援課)

・商店街のにぎわいややすらぎ、親しみやすさを演出するため、助成制度\*1の活用を促進し、フラワーボックスやコンテナツリーなどの設置を行うなど、緑化や花植えによる景観形成を図ります。

※1: 商店街活性化のための助成制度: 商店街の活性化を促進するため、街路樹や花壇などの商店街環境施設の整備や花植え活動に対して、補助金を交付します。

# 14 工場・事業所の緑化推進

工場・事業所については、外周部への緑化、緑地帯の設置を中心に緑をつくり、地域の環境形成の寄与に努めていきます。

# 【施策の取り組み】

(工場・事業所の緑化推進:産業支援課、公園緑地課)

- ・大規模工場や産業団地の新設や建替え時等の際には、周辺の環境保全に配慮し、 外周部を中心に緑の確保を進めるよう指導\*2を行います。また、緑地協定など を活用し、緑のまちづくりの推進を図ります。
- ・中小規模の工業・事業者についても、状況に応じた緑化の推進を促します。

※2: 工場立地法\*に基づく緑化指導: 工場立地法に基づき、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、敷地面積の20%以上の緑化整備を指導します。

# [市民・事業者ができること <2 (4) 民有地の緑化推進>]

- 〇記念樹・苗木の配布や地域団体への草花の配布などを活用し、積極的に緑化しましょう。
- ◎生垣の設置や庭・ベランダなどの敷地内の緑化に努めましょう。
- ◎敷地や建物に緑のカーテン\*や壁面・屋上緑化\*に努めましょう。
- 〇身近な緑を創出するため、地域の社会貢献活動に努めましょう。
- ◎緑地協定\*や建築協定\*を活用し、良好な環境を維持するため、民有地の緑化 に努めましょう。
- ●開発の際、法や条例などに基づき、積極的な緑化に努めましょう。

# 3 つなぐ:緑の連携

# (1) 緑道等の整備

# 15 河川や水路などと一体となった緑道等の整備

人と自然の共生する水辺空間を創出するため、水郷越谷の特徴である河川、 水路などと一体となった緑道等の整備を進めます。さらに、緑の機能を最大限 に発揮するため、河川沿いの緑道や幹線道路の街路樹を緑地軸とした水と緑の ネットワークを形成していきます。

# 【施策の取り組み】

(水と緑のネットワーク形成:治水課、公園緑地課)

- ・河川整備の時期に合わせた緑道·河川緑地\*を整備し、多くの市民が水と緑にふれあい、人と自然が共生する水辺空間を創出した水と緑のネットワークを形成します。
- ・緑地軸、補助緑地軸等に位置づけされている緑道と近接した公園を結び、水と 緑のネットワークの充実を図ります。

(河川や水路などと一体となった緑道等の整備:農業振興課、治水課、公園緑地課)

- ・河川や水路の整備と合わせ、市民の健康増進のため、散策や休息の場として利用できる緑道の整備を図ります。
- ・いきものとふれあえる空間を形成するため、水辺環境に配慮した多自然川づく り\*1を推進します。

# <u>16 緑道沿いのスポット広場\*等の整備</u>

緑道沿いには余剰地を活用したスポット広場などの整備に努め、緑地環境の 充実を図ります。

# 【施策の取り組み】

(スポット広場等の整備:農業振興課、治水課、公園緑地課)

・河川や水路の余剰地に、緑道での憩いや休息の場として、スポット広場などの 整備に努め、緑地環境の充実を図ります。

# [市民・事業者ができること <3(1)緑道等の整備>]

◎水と緑の軸となる緑道を積極的に利用しましょう。

(凡例)○:市民 ●:事業者 ◎:市民・事業者

<sup>\*1</sup> 多自然川づくり:河川全体の自然の営みを考慮し、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する河川の管理のこと。

# (2) 道路の緑化推進

# 17 道路の緑化推進

道路整備に合わせて、道路の緑化を推進します。幹線道路については、歩道空間を活用し、緑を導入した快適で景観に優れた道路整備を図ります。

# 【施策の取り組み】

(駅周辺や幹線道路の緑化:道路建設課)

- ・駅周辺や幹線道路などでは、歩道空間·沿道空間を活用し、地域のシンボルツリーや街路樹などの緑を導入し、快適で景観に配慮した整備に努めます。
- ・街路樹の樹種は、空間の広がりに応じて、路線の連続性や地域性及び在来種を 考慮しながら選定し、維持管理に配慮した緑化を推進します。

# 18 地域の魅力を高めるスポット広場\*等の整備

地域の魅力をより向上させるため、道路沿いの周辺施設を活かしたスポット 広場の整備や景観形成を図ります。

# 【施策の取り組み】

(道路沿いのスポット広場等の整備:道路建設課)

- ・道路沿いにゆとりの空間の確保に努め、余剰地や沿道にある樹木などの環境資源を活かしたスポット広場を整備することで、道すじの魅力を高めます。
- ・道路規格に応じた緑の導入方法の工夫や区間を限定した緑化、バス停や公共公 益施設と一体となった整備などに努め、快適な緑の整備に努めます。

# [市民・事業者ができること <3(2)道路の緑化推進>]

◎道路の余剰地に草花などによる緑化を進めましょう。



沿道空間を活用し、緑を取り入れた 「越谷レイクタウン駅(北口)」



歩道空間を活用し、緑の拠点をつな ぐ街路樹(青葉通り・東越谷)

# 4 質をたかめる:緑の質の向上

# (1)魅力ある公園等の施設充実と利活用

# 19 安全で快適な公園づくりの推進

誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進し、計画的な施設の改修・更新を行い、施設のバリアフリー化\*を図ります。

# 【施策の取り組み】

(公園等の施設充実:公園緑地課)

- ・誰もが安全で安心して利用できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律\*1や関係条例に基づき、トイレや園路広場などのバリアフリー化\*を図ります。
- ・公園施設を定期点検し、計画的な施設の改修・更新を図ります。
- ・ふれあい公園\*については、地域の多目的広場として、快適な利用環境を整えます。

# 20 個性と魅力ある公園等の利活用の促進

市民にとって休息や憩い、スポーツ・レクリエーション、コミュニティの場として積極的な利用が図れるように努めます。

# 【施策の取り組み】

(公園等の利活用の促進:公園緑地課、スポーツ振興課)

- ・自然の緑が織り成す四季折々の季節を感じる場、動植物とのふれあいの場として、日本庭園花田苑·キャンベルタウン野鳥の森·越谷アリタキ植物園などの公園施設の利用を促進します。
- ・地域の活性化を図るため、市民にとって休息や憩い、スポーツ・レクリエーション、コミュニティの場を形成し、公園やイベントの情報を提供することにより、利用を促進します。

# [市民・事業者ができること <4(1)魅力ある公園等の施設充実と利活用>]

- ◎市内にある公園や緑道を積極的に利用しましょう。
- ◎遊具などの公園施設を利用する際は、ルールを守って使いましょう。
- ◎市のイベントや地域のお祭りなどの催しに積極的に参加しましょう。

<sup>\*1</sup> **高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**:トイレや園路広場などの公園施設をバリアフリー化することで、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、公共の福祉の増進を目的とした法律のこと。

# 『越谷市における公園内の主な施設』

〇日本庭園花田苑(所在地:花田六丁目6番地2 TEL:048-962-6999)

日本の情緒と風情を静かに味わえる廻遊式池泉庭園で、園内には桜や梅などさまざまな樹木が植えられており、季節ごとに日本の伝統美を堪能できます。木橋、石橋、飛び石などが点在し、豆砂利の歩道があり、園内を一周できます。四季折々の風情が楽しめる本格的な日本庭園です。



〇キャンベルタウン野鳥の森(所在地:大吉272-1 TEL:048-979-0100)

オーストラリアのキャンベルタウン市との姉妹 提携 10 周年を記念して開設された施設です。キャンベルタウン市から寄贈されたオウム類のキバタンやオカメインコなどのほか、市の鳥であるシラコバトを見ることができます。また、ベネットアカクビワラビーやエミューのエリアもあります。



○越谷アリタキ植物園(所在地:越ヶ谷 2563-1)

市に遺贈された故・有瀧龍雄氏の植物園を整備し、新たに市の植物園として開園しました。市の天然記念物に指定されている北米原産のラクウショウをはじめ、幹周り4m以上もある巨樹シナサワグルミや多種のツバキなど、暖温帯性の樹木を中心に約300種、約1200本が植えられています。



# (2) 公園や街路樹等の適切な維持管理

# 21 緑の機能を活かした公園等の適切な維持管理

公園や緑道を快適に利用できるようにするため、地域の実情に応じて、緑の機能を活かした除草や樹木の剪定等を行い、適切な維持管理に努めます。

# 【施策の取り組み】

(公園・緑道の適切な維持管理:公園緑地課)

- ・緑の機能を活かしながら、だれもが安全で安心して利用できるよう、定期的な 除草や清掃作業を行います。
- ・樹木が繁茂している公園については、防犯や隣接する敷地、道路の通行及び樹 形などに配慮した樹木の剪定を行い、適切な維持管理に努めます。
- ・公園内の防虫や落葉清掃については、必要に応じて行います。

# 22 街路樹の適切な維持管理

街路樹の維持管理については、地域の実情に応じて、樹種や時期を考慮した 剪定や落葉清掃に努めます。

# 【施策の取り組み】

(街路樹の適切な維持管理:維持管理課)

- ・隣接する敷地や道路の通行及び樹形などに配慮し、計画的な剪定を行います。
- ・街路樹の防虫や落葉清掃については、必要に応じて行います。

# [市民・事業者ができること <4(2)公園や街路樹等の適切な維持管理>]

- ◎公園や緑道の維持管理活動に協力しましょう。
- ◎街路樹の落葉清掃などに協力しましょう。
- ◎道路沿いの花壇やフラワーボックスの維持管理に協力しましょう。
- ◎ポイ捨ては行わず、ごみは自ら持ち帰りましょう。

# (3) 景観形成の配慮

# 23 公共施設の景観形成の配慮

景観形成の骨格となる公共施設については、まちの個性を高め、市民にとって愛着のある施設として、景観形成に配慮したシンボルツリーの植樹や施設と連続性のある良好な緑を確保した景観形成に努めます。

# 【施策の取り組み】

(公共施設の整備に伴う景観形成の配慮:庁舎管理課、市民活動支援課、道路建設 課、都市計画課、公園緑地課)

- ・公園や緑道などは、地域特性に配慮し、自然と調和した整備により良好な景観 形成に努めます。
- ・主要道路等は、電線類の地中化を行い、植栽帯を確保することで、道路からの 良好な眺望が見られる景観に配慮します。
- ・公共建築物などの整備においては、街並みのデザインを誘導するような、質の 高い施設となるよう、景観に配慮します。

# 24 民有地の景観形成の配慮

越谷市景観計画に基づき、市街地の周辺に残る農地や屋敷林\*の景観を大切にし、緑の保全・創出による潤いのある景観形成を図ります。開発時には景観計画等に基づき、緑の保全・活用を含めた景観形成についての誘導を図ります。

### 【施策の取り組み】

(越谷らしい景観形成の配慮:都市計画課、公園緑地課)

・屋敷林や社寺林\*などの資源を保全·活用するとともに、良好な集落地景観の誘導を図り、歴史や自然環境に調和した都市景観を創造していきます。

### (開発に伴う景観形成の配慮:都市計画課)

・良好な街並みを形成するため、景観計画及び景観条例に基づき、建物や工作物等の形態や色彩などのルールに配慮するよう誘導します。

# [市民・事業者ができること <4(3) 景観形成の配慮>]

- ◎地域の環境美化活動に参加するなど、田園・風土的な景観を損なわないように 努めましょう。
- ◎越谷らしい景観が広がる河川周辺や水田・集落地等の自然的空間を確保するための活動へ参加しましょう。
- ◎良好な景観形成を図るため、建築協定\*、景観協定\*などを活用し、協働による景観の創造に協力しましょう。

# (4) 生物多様性\*の確保への配慮

# 25 生息・生育空間のネットワークの形成

水と緑のネットワークの形成や緑地空間の拡大を進め、生物多様性を確保するため、生物多様性の確保に配慮した生息・生育空間のネットワークの形成に努めます。

# 【施策の取り組み】

(牛息・牛育空間の現況調査:環境政策課、公園緑地課)

- ・生息·生育空間のネットワークを形成するため、多様な動植物の調査研究やマップ作成を検討します。
- ・調査結果から分析・評価し、課題整理に努めます。

(生息・生育空間のネットワークの形成:環境政策課、公園緑地課)

・水と緑のネットワークを活かしながら、生物多様性の確保に配慮した生息・生育空間のネットワークの形成を検討します。

# 26 希少な動植物等の生育・生息地の保全と復元

コシガヤホシクサ\*、キタミソウ\*、在来種フジバカマ\*、シラコバト\*などの越谷らしい希少な動植物の生育・生息地を保全します。

# 【施策の取り組み】

(希少な動植物の保全と復元:環境政策課、公園緑地課)

- ・コシガヤホシクサ、キタミソウ、在来種フジバカマなど市に関わりの深い希 少な植物について、その生育が維持されるよう、生育地を復元し、環境保全 に努めます。
- ・ ホタルやシラコバトなど市内ではほとんど見られなくなった生き物の保護に 努めます。
- ・特定外来植物\*1による生活環境被害の防止や生態系への悪影響の防止に努めます。

<sup>\*1</sup> 特定外来植物:「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」により指定される、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある植物のこと。

# 27 公共施設における生物多様性\*の確保への配慮

公園や学校などの公共施設の整備にあたり、自然と共生したビオトープ\*などの整備を検討し、利用者や児童が生き物とふれあえる環境づくりを進め、生物多様性の確保に配慮します。

# 【施策の取り組み】

(公園整備に伴う生物多様性の確保への配慮:公園緑地課)

- ・公園の樹木や水辺空間を活用し、自然への親しみや生物多様性の確保に配慮 します。
- ・公園整備に伴う樹木の植樹については、自然環境や在来種に配慮した樹木を選定します。

(学校における生物多様性の確保への配慮:指導課)

・生物多様性の重要性を学ぶ場となるよう学校ビオトープ\*の維持管理に努め、 児童へ生物多様性に関する教育の場を提供します。

# [市民・事業者ができること 〈4(4)生物多様性の確保への配慮〉]

- ◎在来種フジバカマ\*、キタミソウ\*など越谷の貴重な植物の保全に協力しましょう。
- ◎生き物の生育・生息環境を保全・創出するため、生垣の設置や植樹に取り組みましょう。
- ◎地域の河川・水路清掃活動に積極的に参加しましょう。

(凡例)○:市民 ●:事業者 ◎:市民・事業者



希少な動物として保護に努めている 市の鳥(越ヶ谷のシラコバト)



生き物とふれあえる学習の場となっ ている学校ビオトープ(大袋東小)

# (5) 緑のリサイクル

# 28 樹木の再利用制度の展開

既存樹木を再利用する制度を展開し、開発・建て替え等の場合に、既存樹木の存続、再利用に努めます。

# 【施策の取り組み】

(樹木の再利用制度の検討:公園緑地課)

- ・開発や建築、建て替え時等に既存樹木の存続を図り、緑が必要な場所での活用を図る「樹木のリサイクル」制度を検討します。
- ・「樹木のリサイクル」制度については、当該樹木を市の圃場\*1等に引き取り 一時養生し、緑化等のために樹木を必要としている方への再利用を検討しま す。
- ・引き取った樹木を必要に応じて、既存樹木の樹種に配慮しながら公園や緑道へ移植します。

# 29 落葉、枯れ枝等の活用

公園の樹木や街路樹から出る落葉や枯れ枝等を腐葉土として市民へ提供するなど、資源としての有効活用を図ります。

# 【施策の取り組み】

(落葉、枯れ枝等の活用:維持管理課、公園緑地課)

- ・公園の樹木や街路樹から出る落葉や枯れ枝の堆肥化やウッドチップ化\*2による有効活用を検討します。
- ・伐採した樹木について、ベンチに加工するなど、必要に応じて有効利用を図 ります。
- ・落葉から腐葉土をつくり、花壇やプランターの肥料として提供し、有効活用 を図ります。

# [市民・事業者ができること <4 (5) 緑のリサイクル>]

- ◎不要になった樹木を市へ提供しましょう。
- ◎花植えなどの際、市からの腐葉土や堆肥を有効活用しましょう。

<sup>\*1</sup> 圃場:水田や畑地、樹園地、牧草地などのこと。

<sup>\*2</sup> **ウッドチップ化**: 街路樹や公園の樹木を伐採・剪定した際に出た幹・枝などを細かく砕いて小片にすること。雑草生長の抑制や利用者の歩行における負担軽減などを図るために利用される。公園では、 園路などでウッドチップが利用されることがある。

# 5 活動をささえる:緑の活動支援

# (1)緑への理解と意識の向上

# 30 緑を守り・創り・育てるための情報発信と啓発の推進

市民が身近な緑や地域の環境に対する関心を高めるため、緑に関する情報を発信し、啓発活動を推進します。また、改定した緑の基本計画に基づく、緑に関する取り組みの周知に努めます。

# 【施策の取り組み】

(緑に関する情報発信:環境政策課、公園緑地課)

- ・苗木の無料配布や梅の実収穫体験などのイベント情報や維持管理団体\*の登録制度など、緑に関する情報を広報誌やホームページで積極的に発信します。
- ・協働フェスタなどで維持管理団体制度や活動を紹介し、市民との協働による 維持管理の充実に努めます。
- ・緑の基本計画に基づく、緑に関する市の取り組みの周知に努めます。
- ・緑に関する市民活動団体の状況を把握し、市民に情報提供する体制を整えます。

(緑に関するイベントや自然観察会等の実施:環境政策課、公園緑地課)

- ・緑に対する理解を深めるため、苗木の無料配布や梅の実収穫体験など、緑に 関するイベントを開催し、イベント内容の充実を図ります。
- ・緑とふれあう機会を提供するため、自然観察会等を実施します。

# 31 緑に対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進

緑への関心を高め、緑化活動への参加を広げるため、専門の技術者から知識 や経験を学び、後継者の育成を図ります。

# 【施策の取り組み】

(緑に関するシンポジウムや講演会の実施:環境政策課、公園緑地課)

- ・緑化活動の普及を図るため、専門の技術者から知識や経験を学び、活動の支援·充実を図ります。
- ・環境講演会や市民環境セミナー\*1等を開催します。

# [市民・事業者ができること 〈5(1)緑への理解と意識の向上〉]

- ◎市が主催するイベントに積極的に参加しましょう。
- ◎緑に関する市の取り組みを知り、地域の緑の保全や創出に協力しましょう。
- ◎緑の機能や効果について理解を深めるため、シンポジウムや講演会等に積極的に参加しましょう。
- ◎専門の技術者から知識や経験を学び、様々な緑化活動に参加しましょう。

(凡例)○:市民 ●:事業者 ◎:市民・事業者

<sup>\*1</sup> 市民環境セミナー: 市民参加型の身近な環境調査や環境活動の内容を発表するセミナーのこと。

# (2) 市民との協働による緑の取り組みの充実

# 32 市民との協働による緑の活動の推進

維持管理団体\*、自治会及び各地区コミュニティ推進協議会との協働により、 適切な公園や緑道の維持管理に努めます。

# 【施策の取り組み】

(緑の活動への支援:公園緑地課)

- ・維持管理団体制度\*など緑に関する制度の活用を図り、緑の活動を推進します。
- ・維持管理活動している団体に維持管理に伴う消耗品や種苗を支給するなど、 緑化活動を支援し、団体登録の増加に努めます。

# (団体間交流の実施:公園緑地課)

・団体との交流については、定期的に意見交換会を行い、緑の活動の向上に努めます。

※:維持管理団体制度:公園や緑道を安全かつ快適に利用できる環境をつくるため、自治会等の団体が登録を行い、市民との協働によるまちづくりを推進する制度。

# 33 緑に関する顕彰制度の推進

公園等の維持管理や自然環境の保全などに貢献した方々を顕彰する制度をつくり、推進します。

# 【施策の取り組み】

(緑に関する顕彰制度の推進:公園緑地課)

・公園等の維持管理や自然環境の保全などに貢献した方々を顕彰する制度を検 討し、推進することで、活動の充実を図り、さらなる緑地保全や緑化推進の 向上を図ります。



市民との協働による維持管理団体の活動(平方公園)



緑に関する顕彰制度の推進
(維持管理団体への感謝状贈呈)

# 34 緑に関する環境保全活動の推進

市民や事業者などとの協働により、緑の持つ役割を幅広く周知、啓発するとともに緑に関する環境保全活動と情報ネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進していきます。

# 【施策の取り組み】

(緑に関する環境保全活動の推進:環境政策課、農業振興課、公園緑地課)

- ・環境ボランティアの育成と支援を検討します。
- ・市民参加型の「身近な環境調査」の実施を推進します。
- ・環境活動を発表する場を設け、環境活動の内容を公表します。
- ・環境保全活動団体との連携を図ります。
- ・農地の役割について理解を深め、市民全体で農業を支える仕組みをつくります。

# [市民・事業者ができること < 5 (2) 市民との協働による緑の取り組みの充実 > ]

◎緑に関する制度を活用し、緑の保全・創出に努めましょう。

◎緑に関するボランティア活動に積極的に参加しましょう。



市民参加型の身近な環境調査を実施し、 緑に関する環境保全活動を推進してい ます。



環境活動の発表(環境大会)により、 緑に関する環境保全活動を推進してい ます。

# 第5章

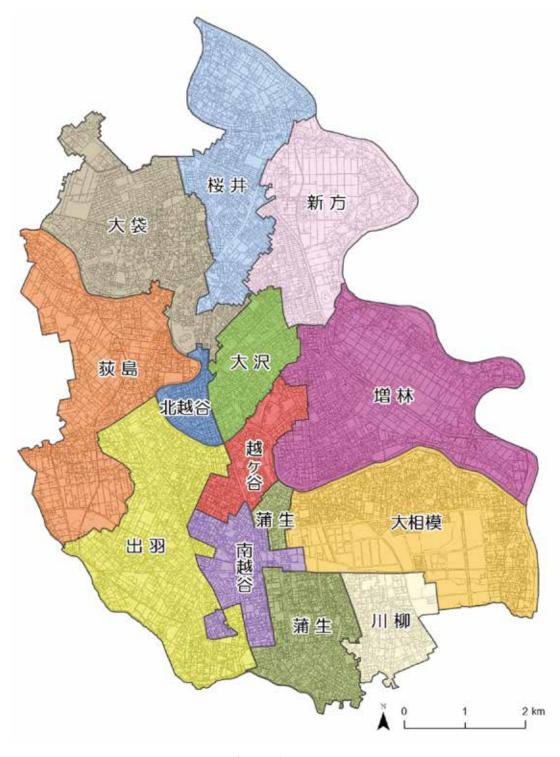
# 地区別の方針

地区	91	
1	桜井地区	92
2	新方地区	94
3	增林地区	96
4	大袋地区	98
5	荻島地区	100
6	出羽地区	102
7	蒲生地区	104
8	川柳地区	106
9	大相模地区	108
10	大沢地区	110
<u>11</u>	北越谷地区	112
12	越ヶ谷地区	114
13	南越谷地区	116

# 第5章 地区別の方針

地区別の方針では、緑の将来像を地区別に具体化し、地区毎の現在の緑の核・拠点、水と緑の軸等を示し、地区の特色を活かしながら、緑地保全や緑化推進及び公園等の整備などについて、「緑のまちづくりの方針」として取りまとめ、推進施策に沿って、緑のまちづくりを計画的に進めていきます。

※地区別の方針は、市全体での方針をわかりやすく各地区で整理したものです。



地区区分図

# 1 桜井地区:39.197人(平成27年4月1日現在)面積:558ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

桜井地区は、市域の北部に位置し、地区の北端を大落古利根川、中央には新 方川が流れています。

地区の北側には農地が、大落古利根川沿いの自然堤防上などには集落が広がり、南側には住宅地が形成されています。住宅地の一部では、沼田土地区画整理事業やせんげん台駅東口周辺の間久里土地区画整理事業が完了し、地区センター、公民館なども整備され、良好な住宅地が形成されています。また、地区内には屋敷林\*や潤いのある水辺など、貴重で豊かな自然環境が存在しています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

平方公園、新方川緑道、大落古利根川、新方川

# (3)緑のまちづくりの方針

# (大落古利根川沿いの自然堤防上の屋敷林等の保全)

・大落古利根川沿いの自然堤防上に見られる多くの社寺林\*や地域の特徴である屋敷林などを保全するとともに、活用することにより、良好な景観の形成を促進します。

# (総合公園\*として平方公園の拡張)

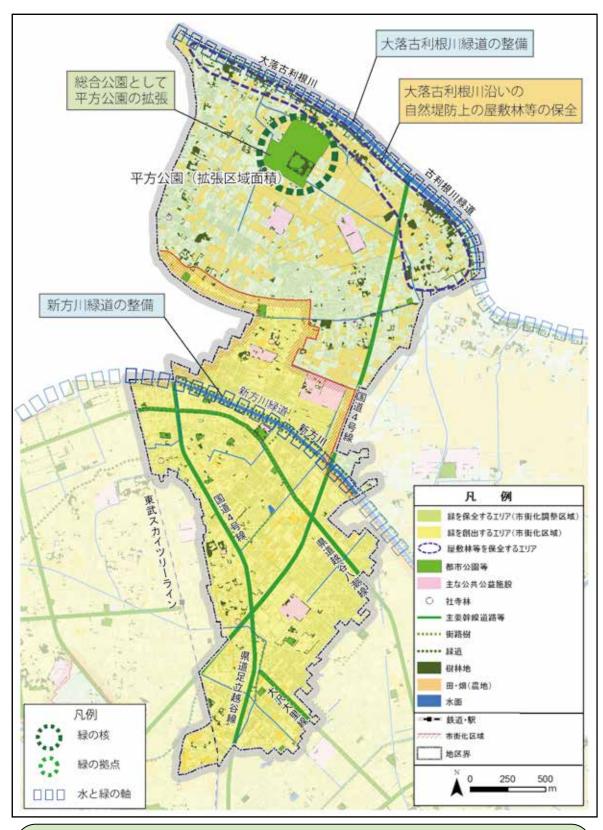
- ・平方公園を市北部の総合公園として、市民のスポーツ·レクリエーション、休息、散策など、総合的に利用することを目的に拡張·整備を推進します。
- ・拡張整備においては、治水機能や防災機能を備えた施設の整備を推進します。 (新方川緑道の整備)
- ・優先順位を考慮しながら新方川沿いの緑道の未整備区間において散策やジョギングができる緑道の整備に努め、水と緑のネットワーク形成を推進します。
- ・緑道整備が進む新方川や児童館コスモスの周辺などでは、市民に親しまれる 親水性の高い水辺空間の形成を推進します。

# (大落古利根川緑道の整備)

・緑の拠点である平方公園の拡張整備の進捗との調和を図りながら、大落古利 根川沿いの緑道の整備を推進します。



「大落古利根川」沿いの自然堤防上の 屋敷林などを保全するとともに、活用 することにより、良好な景観の形成を 促進します。



緑 の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など 地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(桜井地区)

# 2 新方地区: 14,727人(平成27年4月1日現在) 面積: 541ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

新方地区は、市域の北東部に位置し、地区の東側を大落古利根川、西側を新 方川が流れています。

本地区は、農地の広がりや集落地内の屋敷林\*などが特徴で、新方川の北側 一帯は美しい田園風景が形成されています。

一方、新方川の西側は、計画的に整備された住宅地と農地が共存した住宅地となっています。

また、新方川沿いには、キャンベルタウン野鳥の森、大吉調節池などが整備され、生き物や自然と身近にふれあえる環境が形成されています。

# (2)現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

大杉公園、大吉公園、大吉調節池親水公園、新方川緑道、逆川緑道、大落古 利根川、新方川、葛西用水

# (3)緑のまちづくりの方針

# (大吉調節池親水公園(鳥獣保護区\*)の保全)

・鳥獣保護区に指定されている大吉調節池親水公園については、自然環境を保全し、市民との協働による維持管理も検討しながら、適切な維持管理を図り、動植物などの生態系の保全に努めます。

# (大落古利根川沿いの自然堤防上の屋敷林等の保全)

・大落古利根川沿いの自然堤防上に見られる多くの社寺林\*や地域の特徴である屋敷林などを保全するとともに、活用することにより、良好な景観の形成を促進します。

# (大落古利根川緑道の整備)

・水と緑の軸の形成を目指し、豊かな自然環境を有する堤防とサイクリングロードなどを検討した緑道の整備を推進し、良好な水辺空間の形成と有効活用に努めます。

# (新方川緑道の整備)

・水と緑の軸の形成を目指し、キャンベルタウン野鳥の森や大吉調節池親水公

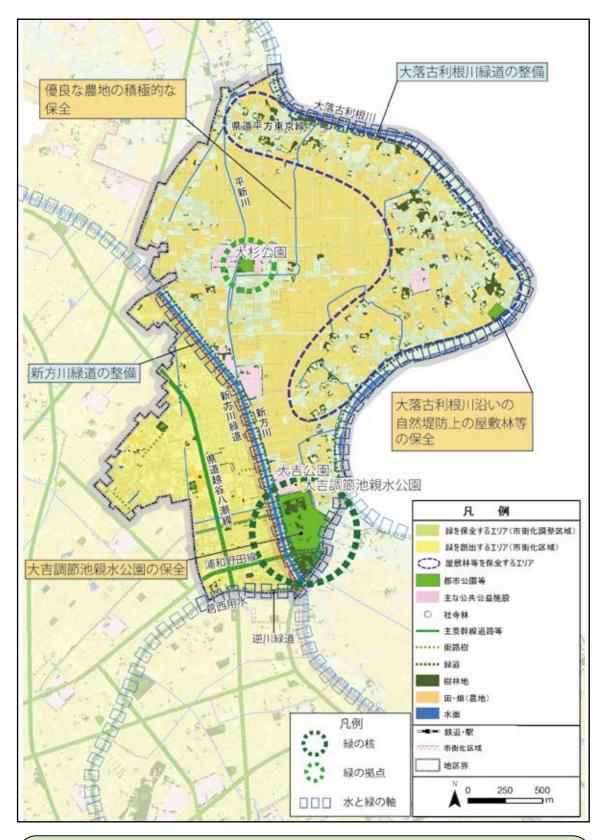
園などと併せ、水辺空間の有効活用に 努めながら、自然環境を活かした緑道 の整備を推進します。

# (優良な農地の積極的な保全)

・新方川より東側にある農地については、 優良な農地の積極的な保全に努めます。 また、保水・遊水や自然環境などの多 面的機能を持つ農地、河川、屋敷林な どにより形成される田園風景を保全し、 良好な景観の形成を促進します。



「大吉調節池親水公園」は、自然環境を保全するため、市民との協働による維持管理も検討します。



緑の核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

# 地区別の方針図(新方地区)

# 

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

増林地区は、市域の東部に位置し、地区の東側に大落古利根川、中央に新方川、南側に元荒川が流れています。

大落古利根川沿いには集落地、その西側には豊かな農地が広がり、地区の西側には土地区画整理事業などによる良好な住宅地が形成されています。

地区内には越谷総合公園、総合体育館などが立地し、スポーツ・レクリエーションの拠点となっており、越谷市民はもとより市外からも多くの利用者が訪れます。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

越谷総合公園、花田第六公園、東越谷第二公園、東越谷九丁目公園、(仮称) 增林公園、元荒川緑道、新方川緑道、逆川緑道、東越谷緑道、大落古利根川、元荒川、新方川、中川、葛西用水

# (3)緑のまちづくりの方針

# ((仮称) 増林公園の整備)

・増林地区の地区公園として、地域の特色を活かして市民のスポーツ・レクリエーション、休息、散策など、地域のニーズに合わせた整備を推進します。 また、市民との協働による維持管理を進めていきます。

# (元荒川緑道、大落古利根川緑道、新方川緑道の整備)

・水と緑の軸の形成を目指し、元荒川、大落古利根川、新方川では、周辺の自然的環境の保全を図りながら、緑道の整備を推進します。

# (東越谷調整池等の利活用の推進)

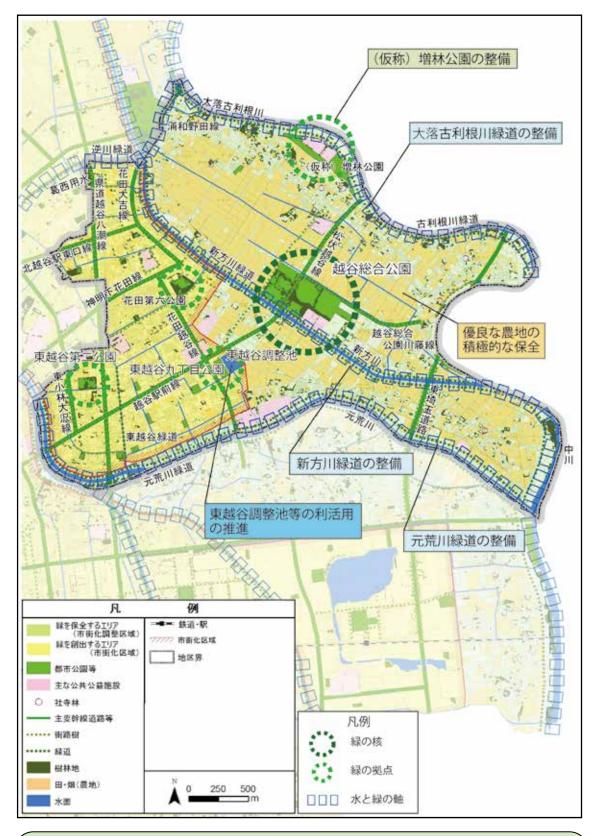
・東越谷調整池については、豊かな自然環境の場として、東越谷九丁目公園と 合わせた利活用を推進します。

# (優良な農地の積極的な保全)

・地区東側にある農地については、優良な農地の積極的な保全に努めます。また、保水・遊水や自然環境などの多面的機能を持つ農地、河川、屋敷林\*などの田園風景を保全し、良好な景観の形成を促進します。



「東越谷九丁目公園」と隣接する「東越谷調整池」については、豊かな自然環境の場として、利活用を推進します。



緑 の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

# 地区別の方針図(増林地区)

# 4 大袋地区:51,321人(平成27年4月1日現在) 面積:609ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

大袋地区は、市域の北西部に位置し新方川と元荒川が流れています。地区内には埼玉鴨場や梅林公園、元荒川など魅力的で特色のある景観があり、農地や屋敷林\*をはじめ多くの緑地も残されています。また、地区の北部には埼玉県立大学が開校しています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

埼玉鴨場、千間台第四公園、梅林公園、間久里川緑道、須賀用水緑道、根河原緑道、元荒川、新方川、須賀用水

# (3)緑のまちづくりの方針

# (埼玉鴨場周辺(環境保全区域\*や鳥獣保護区\*)の保全)

・環境保全区域や鳥獣保護区に指定されている埼玉鴨場周辺については、自然 環境を保全し、市民との協働による維持管理も検討しながら、適切な維持管 理を図り、動植物などの生態系の保護に努めます。

# (西大袋土地区画整理事業地内における住区基幹公園等の整備)

- ・西大袋土地区画整理事業により、調整池と一体的な緑の拠点となる西大袋第 一号公園や住区基幹公園等の整備を進めます。
- ・主要幹線道路の整備に伴い、地域の実情に応じて、緑化に努めます。

# (元荒川緑道の整備)

・環境保全区域内(埼玉鴨場周辺)の緑地や屋敷林などを保全するとともに、 元荒川緑道の整備により緑地軸の形成を推進します。

# (優良な農地の積極的な保全)

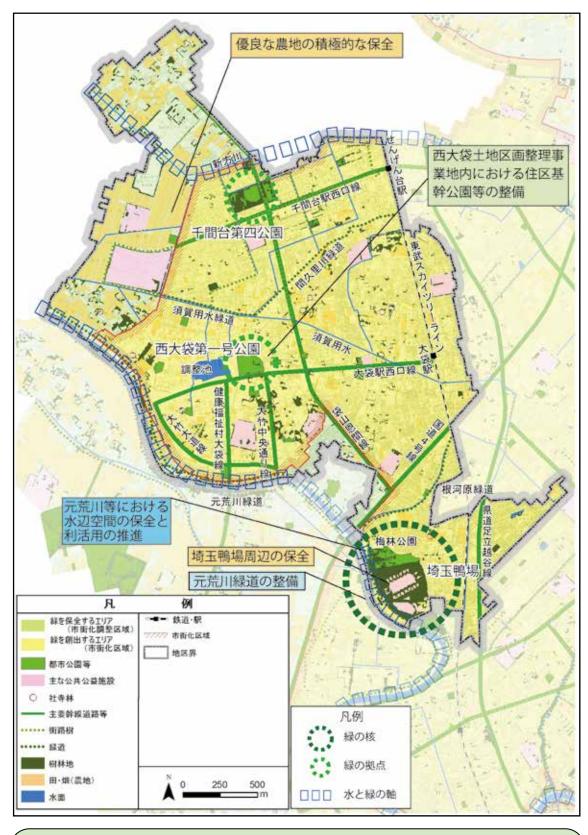
・地区の北西側にある農地については、優良な農地の積極的な保全に努めます。 また、保水・遊水や自然環境などの多面的機能を持つ農地の田園風景を保全 し、良好な景観の形成を促進します。

# (元荒川等における水辺空間の保全と利活用の推進)

・埼玉鴨場や梅林公園、元荒川の水辺空間など、魅力的で特色のある景観の保全し、梅林公園の利活用を推進します。



元荒川周辺にある「梅林公園」の利活 用を推進します。



核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(大袋地区)

# 5 荻島地区:12,182 人(平成27年4月1日現在) 面積:721ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

荻島地区は、市域の西部に位置し、地区の東北端を元荒川が流れています。 本地区は元荒川の南西側に農地が広がる地区で、国道4号線の東側には住宅地が形成されています。

地区内には、県営しらこばと公園、しらこばと運動公園、県民健康福祉村などの大規模公園などが立地しています。また、国道4号線より東側の住宅地内には文教大学があります。広域幹線道路としては、国道463号がさいたま市から国道4号まで開通しています。

本地区は、農地や集落地が主体となっているため、人口密度は低く、ゆとりのある農村的な風景が広がっています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

県民健康福祉村、県営しらこばと公園、しらこばと運動公園、元荒川緑道、 末田用水緑道、元荒川、末田大用水

# (3)緑のまちづくりの方針

# (しらこばと運動公園の利活用の推進)

・都市基幹公園であるしらこばと運動公園を、市民が憩うスポーツ・レクリエーションの場となるよう利活用を推進します。

# (末田用水緑道の整備)

・水と緑の軸の形成を目指し、周辺の自然的環境の保全を図りながら、末田大用水沿いの緑道の整備に努めます。

# (末田大用水沿いの屋敷林\*等の保全)

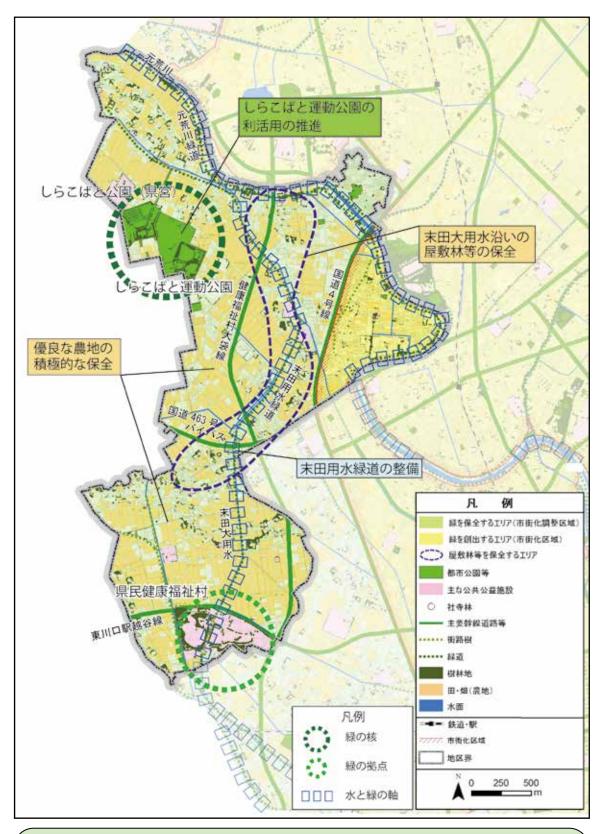
・地区内に多く残っている良好な田園風景や元荒川、末田大用水沿いの屋敷林 で構成される良好な景観を保全するとともに、越谷の原風景とも言える 広々とした水田・集落地等の空間の保全に努めます。

# (優良な農地の積極的な保全)

・地区の西側にある農地については、優良な農地の積極的な保全に努めます。 また、保水・遊水や自然環境などの多面的機能を持つ農地、河川、屋敷林な どの田園風景を保全し、良好な景観の形成を促進します。



都市基幹公園である「しらこばと運動公園」を、市民が憩うスポーツ・レクリエーションの場となるよう利活用を推進します。



緑 の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など 地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(荻島地区)

# 6 出羽地区:31,767人(平成27年4月1日現在) 面積:696ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

出羽地区は、市域の南西部に位置し、地区の北端には元荒川、南端には綾瀬川が流れ、出羽堀という歴史的にも価値のある用水があります。また、地区内を南北に国道4号線が通り、これを境に、東側には住宅地が形成され、西側には農地が広がっていますが、集落地とともに一部では住宅地等も形成されています。

地区の南西部には、緑の拠点及び親水拠点として出羽公園が整備されています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

出羽公園、元荒川緑道、綾瀬川緑道、新川緑道、元荒川、綾瀬川、新川用水

# (3)緑のまちづくりの方針

# (元荒川緑道、綾瀬川緑道、新川緑道の整備)

・元荒川や綾瀬川、新川沿いについて、地区の魅力を高める貴重な自然環境の 保全を図りながら、緑道の整備を推進します。また、市民との協働による 緑道の維持管理を進めていきます。

# (優良な農地の積極的な保全)

・地区の西側にある農地については、優良な農地の積極的な保全に努めます。 また、保水・遊水や自然環境などの多面的機能を持つ農地により形成される 田園風景を保全し、良好な景観の形成を促進します。

# (公園緑地の確保と整備の検討)

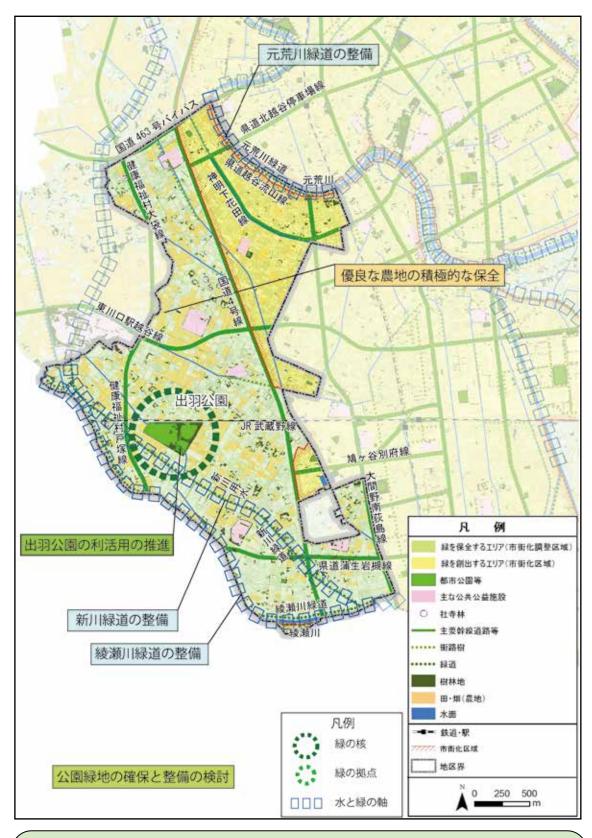
・身近なところにふれあい公園\*制度を活用した公園緑地の確保と特徴のある公園の整備を検討します。

# (出羽公園の利活用の推進)

・地区のシンボルである出羽公園を、市民が憩うスポーツ・レクリエーション の場となるよう利活用を推進します。



地区のシンボルである「出羽公園」は、 市民の憩いの場となるよう利活用を推 進します。



緑の核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(出羽地区)

# 7 蒲生地区:44,007人(平成27年4月1日現在) 面積:350ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

蒲生地区は、市域の南部に位置し、市内でも比較的古くから市街化が進んだ地区です。地区には東武スカイツリーラインの蒲生駅、新越谷駅とJR武蔵野線の南越谷駅の3つの駅があり、交通利便性が高くなっています。

地区内は、駅前をはじめとする商業地を除いて大半が住宅地で、南部地区と 蒲生駅西側及び南越谷駅周辺の一部は、土地区画整理事業により基盤整備がな されています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

元荒川緑道、綾瀬川緑道、東京葛西用水緑道、西幹排緑道、谷古田河畔緑道、四ヶ村用水緑道、元荒川、綾瀬川、東京葛西用水、谷古田用水

# (3) 緑のまちづくりの方針

#### (綾瀬川緑道の整備)

・谷古田河畔緑道や既存の緑道を維持管理するとともに、地区の魅力を高める 貴重な自然環境を保全しながら、綾瀬川緑道の整備を推進します。

#### (新越谷駅、南越谷駅周辺における緑化の推進)

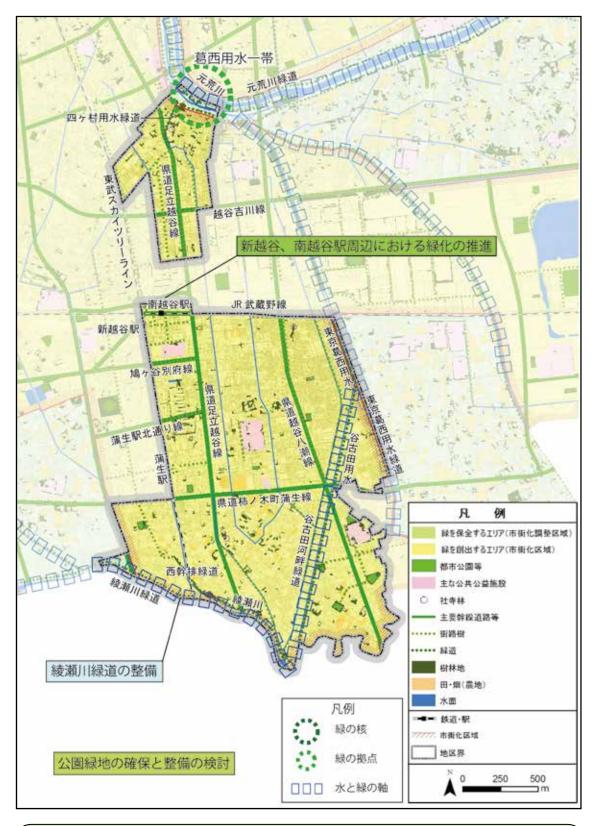
・新越谷駅、南越谷駅周辺においては、様々な活動により、多くの都市排熱が 想定されることから、都市のヒートアイランド化の防止に向け、屋上緑化\* をはじめとした敷地内緑化を推進します。また、これらの緑化により、中心 商業地にふさわしいにぎわいと魅力ある街並みの景観形成に努めます。

#### (公園緑地の確保と整備の検討)

・身近なところにふれあい公園\*制度を活用した公園緑地の確保と特徴のある 公園の整備を検討します。



「東京葛西用水緑道」などの緑道は、 市民との協働による維持管理を推進 します。



の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園 や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図 (蒲生地区)

# 8 川柳地区:8,309人(平成27年4月1日現在) 面積:226h a

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

川柳地区は、市域の南部に位置し、地区の北端を JR 武蔵野線が通り、西側に東京葛西用水、東側に八条用水が流れています。

地区の大部分は市街化調整区域\*であり、以前は田園地帯でしたが、現在は北側に小中学校が集積し、住宅等の立地も多く見られます。

地区内の一部は越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の事業区域に含まれていて、職・住・遊・学の調和した、水と緑の潤いのある水辺都市として、まちづくりが進められています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

川柳公園、東京葛西用水緑道、八条用水緑道、東京葛西用水、八条用水

# (3)緑のまちづくりの方針

# (東京葛西用水緑道、八条用水緑道における自然環境の保全と活用)

・東京葛西用水や八条用水などの親水空間や農地や屋敷林\*などの自然環境を 保全・活用することにより、良好な景観の形成を促進します。

#### (屋敷林等の保全)

・個性ある地域の自然環境である屋敷林などの保全、活用しながら、良好な景 観の形成を促進します。



地域のシンボルとなる「川柳公園」は、スポーツ・レクリエーションの場として利活用を促進します。



の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園 や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図 (川柳地区)

# 9 大相模地区: 25,993 人 (平成27年4月1日現在) 面積: 752h a

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

大相模地区は、市域の南東部に位置し、主に元荒川の南側に広がる地区です。 地区の北側と東側には田園と集落が広がっていて、西側には住宅地と流通業務 団地が形成されています。また、越谷レイクタウン地区では、大相模調節池の 整備と土地区画整理事業により、広域商業・業務施設と住宅地が整備され、水 と緑の潤いのある環境に配慮したまちづくりが進められています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

大相模調節池(レイクタウン)、見田方遺跡公園、レイクタウン湖畔の森公園、レイクタウンスポーツ公園、越谷流通公園、元荒川緑道、東京葛西用水緑道、谷古田河畔緑道、八条用水緑道、元荒川、中川、東京葛西用水、谷古田用水、八条用水

# (3)緑のまちづくりの方針

#### ((仮称) 大成町公園の整備)

・大相模地区の地区公園として、地域の特色を活かして市民のレクリエーション、休息、散策など、地域のニーズに合わせた整備を推進します。また、 市民との協働による維持管理を進めていきます。

#### (越谷吉川線における緑化の推進)

・主要幹線道路である越谷吉川線の整備に伴い、歩道空間を活用し、緑を導入 した快適で景観に優れた道路緑化を推進します。

### (大相模調節池の水辺空間の有効活用)

・地区の中央に位置する大相模調節池を、レクリエーションやビオトープ\*空間のある親水拠点として位置づけ、水辺空間の有効活用を図ります。

#### (農地の有効活用の促進)

・地区北東側と東側にある農地については、優良な農地の積極的な保全と有効 活用に努めます。また、保水・遊水や自然環境などの多面的機能を持つ農地、 河川などにより形成される田園風景を保全し、良好な景観の形成を促進し ます。

#### (中川の自然環境の保全と活用)

・中川河川緑地などの自然環境の保全·活用に努め、良好な景観の形成を促進します。



「大相模調節池(レイクタウン)」は、レクリエーションやビオトープ空間のある親水拠点として、水辺空間の有効活用を図ります。



緑 の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(大相模地区)

# 10 大沢地区: 22,242 人(平成27年4月1日現在) 面積: 218h a

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

大沢地区は、市域のほぼ中央部に位置し、旧日光街道沿いの宿場町として古くから開けたところを含む地区です。

旧日光街道沿いには商業地が、その東側には住宅地が形成されています。地 区東側の市街化は、昭和50年代以降の土地区画整理事業により急速に発展しました。

地区の中央部には逆川が流れ、この用水沿いは逆川緑道として整備され、地区を代表する良好な水と緑の軸となっています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

鷺高第五公園、逆川緑道、元荒川、葛西用水

# (3) 緑のまちづくりの方針

# (鷺高第五公園の維持・充実)

・鷺高第五公園(キャンベルタウン公園)では、日常生活における身近な憩い の場として機能の維持・充実に努めるとともに、遊具施設や花壇などの維持 管理により、安全に利用できる環境整備を推進します。

#### (逆川緑道の維持・充実)

・地区のシンボルとして、葛西用水(逆川)沿いに整備された緑道の維持·充 実を推進します。

#### (元荒川緑道の整備)

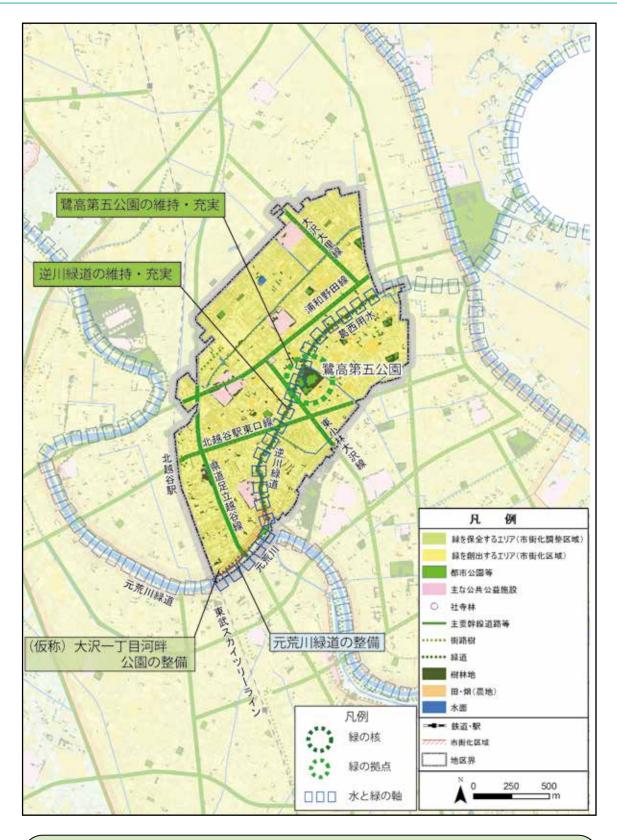
・水と緑の軸の形成を目指し、元荒川では、周辺の自然的環境の保全を図りながら、緑道の整備を推進します。

# ((仮称) 大沢一丁目河畔公園の整備)

・地域の特徴的な歴史·文化を有する良好な景観と合わせて、(仮称)大沢ー 丁目河畔公園の整備を推進します。



地域のシンボルである「鷺高第五公園」は、身近な憩いの場として機能の維持・充実に努めるとともに、花壇などの維持管理により、良好な環境整備を推進します。



の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など 地域のシンボルとなる緑のこと。

水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(大沢地区)

# 11 北越谷地区:8.514人(平成27年4月1日現在) 面積:87ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

北越谷地区は、概ね市域の中心部に位置し、元荒川と東武スカイツリーラインに囲まれ、地区の大部分は土地区画整理事業によって基盤整備され、良好な住宅地が形成されています。

本地区には元荒川沿いの桜並木や遊歩道、北側には緑の拠点となる北越谷第五公園があります。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

北越谷第五公園、元荒川緑道、元荒川

# (3) 緑のまちづくりの方針

# (元荒川緑道(埼玉鴨場周辺)の整備)

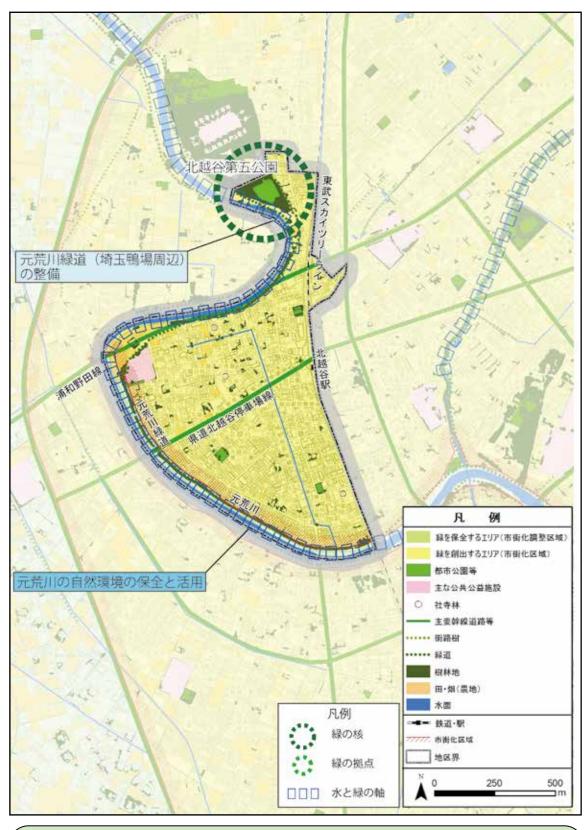
- ・優先順位を考慮しながら、北越谷第五公園とともに、水と緑の軸となる元荒川沿い(埼玉鴨場周辺)の緑道整備を推進します。
- ・元荒川緑道については、舗装の修繕など適切な維持管理に努めます。

#### (元荒川の自然環境の保全と活用)

- ・元荒川や桜並木などの美しく貴重な自然環境を保全・活用することにより、 良好な景観の形成を促進します。
- ・桜並木について、適切な維持管理に努めるとともに、浦和野田線の計画を踏まえながら、今後の保全のあり方を検討します。



「北越谷第五公園」とともに、水と緑の軸となる元荒川沿い(埼玉鴨場周辺)の緑道整備を推進します。



の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。 緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(北越谷地区)

# 12 越ヶ谷地区:15,929人(平成27年4<u>月1日現在)面積:180ha</u>

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

越ヶ谷地区は、概ね市域の中心部に位置し、本市の中心市街地を包括し、越谷市役所、中央市民会館など多くの行政施設が集約されています。特に、越谷駅の東口周辺から市役所周辺にかけて中心的な商業・業務地が広がっています。また、旧日光街道沿いにも商業地があり、それ以外は概ね住宅地が形成されています。地区の中央には元荒川や葛西用水が流れるほか、久伊豆神社周辺は環境保全区域となっており、緑の核となる自然環境が形成されています。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

ク伊豆神社、緑の森公園、市役所・中央市民会館・葛西用水一帯、元荒川緑道、葛西親水緑道、元荒川、葛西用水

# (3) 緑のまちづくりの方針

# (久伊豆神社周辺(環境保全区域\*)の保全)

- ・環境保全区域に指定されている久伊豆神社周辺については、自然環境を保全 し、市民との協働による維持管理も検討しながら、適切な維持管理を図りま す。
- ・四季折々の季節を感じる場や環境教育の場として、越谷アリタキ植物園の自 然環境を保全するとともに、施設の利活用を推進します。

#### (元荒川などの自然環境の保全)

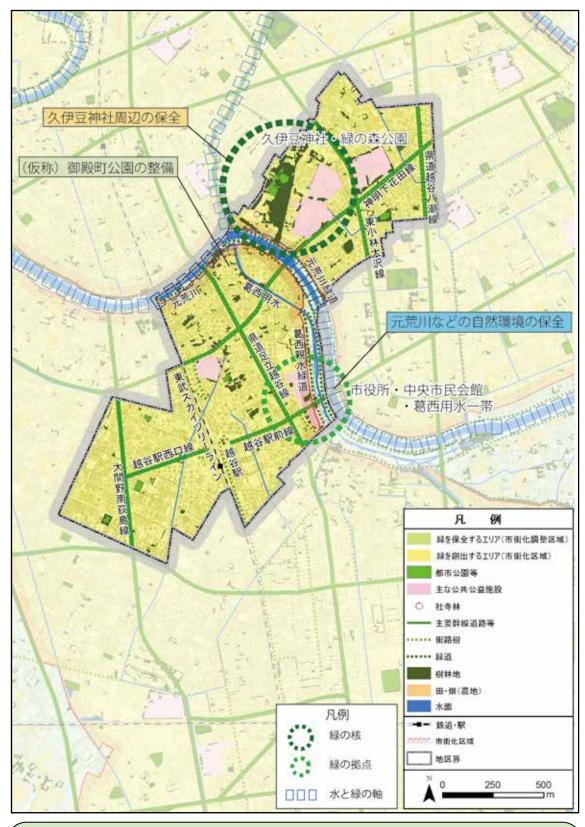
- ・元荒川や葛西用水などの豊富な自然環境を活かし、水と緑のネットワーク形成の推進と既存緑道の維持管理の充実に努めます。
- ・元荒川などでは、市民に親しめる親水性の高い水辺環境を形成するとともに、 葛西用水においては、キタミソウ\*など貴重な水辺の植物群落を守り水辺環 境の保全や景観の形成に努めます。

#### ((仮称) 御殿町公園の整備)

・災害時の一時避難場所としても機能する(仮称)御殿町公園の整備を推進します。



環境保全区域に指定されている「久伊豆神社」周辺については、自然環境を保全し、市民との協働による維持管理を検討します。



緑 の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など

地域のシンボルとなる緑のこと。

水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(越ヶ谷地区)

# 13 南越谷地区: 27,300人(平成27年4月1日現在)面積: 222ha

※市域面積は、60.24km<sup>2</sup>へ変更となりましたが、地区の面積は、現時点で確定しないため、従前の面積を示しています。

# (1)地区の概況

南越谷地区は、市域の南部に位置し、東武スカイツリーラインとJR武蔵野線が交差する交通利便性の良さを背景に、急速に発展した地区です。新越谷駅及び蒲生駅周辺に、商業地が形成されている他は主に住宅地で、西側では七左第一土地区画整理事業により、住宅などの土地利用が進んでいます。

# (2) 現在の緑の核・緑の拠点・水と緑の軸等

南越谷第一公園

# <u>(3)緑のまちづくりの方針</u>

# (新越谷駅、南越谷駅周辺における緑化の推進)

・新越谷駅、南越谷駅周辺においては、様々な活動により、多くの都市排熱が 想定されることから、都市のヒートアイランド化の防止に向け、屋上緑化\* をはじめとした敷地内緑化を促進します。また、これらの緑化により、中 心商業・業務地にふさわしいにぎわいと魅力ある街並みの景観形成に努めま す。

# (南越谷第一公園やグリーンベルトの維持・充実)

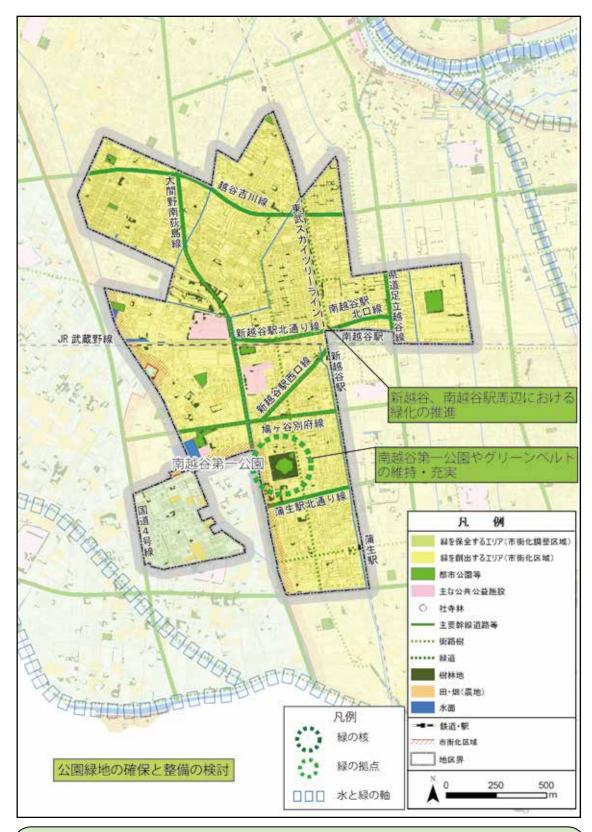
・地区のシンボルとして、南越谷第一公園やグリーンベルトの維持·充実を推進します。

#### (公園緑地の確保と整備の検討)

・身近なところにふれあい公園\*制度を活用した公園緑地の確保を検討し、地域を活かした公園の整備に努めます。



「南越谷第一公園」は地区のシンボルとして維持·充実を推進します。



の 核:単独でも優れた緑の機能を有するまとまりのある大規模な公園

や調節池などのこと。

緑の拠点:緑の機能を高めるため、ある程度規模のある公園や調整池など 地域のシンボルとなる緑のこと。 水と緑の軸:より一体的な緑の機能を有するため、河川沿いの緑道や幹線道

路の街路樹などの緑地軸のこと。

地区別の方針図(南越谷地区)



# 体制・進行管理

体制•進行管理

121

# 第6章 体制·進行管理

緑の将来像を実現するためには、各施策を推進し、その進捗状況や取り組みの効果を定期的に評価・検証し、必要に応じて見直しを図ることが重要となります。そのため、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の実効性を高めていきます。

① 計画(Plan) :本計画における各施策を推進するため、新たな取り組みを

計画していきます。

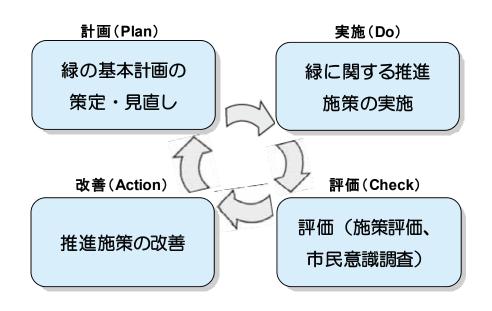
② 実施(Do): 市民や事業者との協働により、推進する施策を実施してい

きます。

③ 評価(Check) :本計画を実施していく中で、進捗状況を指標などで、概ね

5年ごとに評価していきます。

④ 改善(Action) :評価を踏まえ、必要に応じて推進施策の改善を図ります。



進行管理のしくみ

# (緑の基本計画における進行管理の指標一覧)

施策の進行管理については、計画の目標を実現するため、主に下記の指標をもとに平成32年度の目標に向けて、評価・検証を行っていきます。

※これらの指標は、64Pの施策体系に基づき、主な施策として整理したものです。

柱	基本施策	個別施策
1 +	(2)身近な緑地の保全	2屋敷林*や社寺林*などの身近な樹林・樹木の保全
まもる	(3)農地の保全と活用	4農地とその周辺の保全と活用
2 3 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(1)市の拠点となる公園緑地の整備	7市の拠点となる公園緑地の整備
(S)	(1)緑道等の整備	15 河川や水路などと一体となった緑道等の整備
つなぐ	(2)道路の緑化推進	17 道路の緑化推進
4 質を	(3)景観形成の配慮	23 公共施設の景観形成の配慮
質をたかめる	(4)生物多様性の確保への配慮	26 希少な動植物等の生育・生息地の保全と復元
5 活動を		32 市民との協働による緑の活動の推進
活動をささえる	(2)市民との協働による緑の取り組みの充実	34 緑に関する環境保全活動の推進

	指標		
担当課	指標名	現況 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
公園緑地課	樹林・樹木現況調査の進捗率	20.8%	100%
農業振興課	農地利用集積地域数	2 地域	4地域
公園緑地課	平方公園拡張用地取得の進捗率	23.0%	100%
公園緑地課	緑道整備の進捗率	53.3%	54.0%
道路建設課	越谷吉川線整備事業の進捗率	24.7%	100%
都市計画課	市民世論調査における景観の満足度	58.3%	70.0%
環境政策課	生物多様性コンセプト事業の取組み数 (H23 年度からの累計)	19 事業	40 事業
公園緑地課	維持管理団体 <sup>*</sup> の数	52 団体	70 団体
環境政策課	生物多様性コンセプト事業の取組み数 (H23 年度からの累計)	19 事業	40 事業

# 資料編

資料1	越谷市緑の基本計画改定の経緯	126
資料2	これまでの越谷市緑の基本計画の経過	127
資料3	越谷市緑の基本計画策定審議会・検討委員会	127
資料4	用語集 用語集	131

# 資料1 越谷市緑の基本計画改定の経緯

年月	策定審議会・検討委員会など
平成 26 年 8月19日	平成26年度(8月定例会)政策会議
	・越谷市緑の基本計画の策定(改定)について
平成 26 年 10 月	緑に関する市民アンケート調査の実施
平成 27 年 3月12日	第 1 回越谷市緑の基本計画策定検討委員会
	・越谷市緑の基本計画策定の趣旨等について
	・越谷市緑の基本計画の概要について
	・現行計画の進捗状況及び検証について
4月22日	第 1 回越谷市緑の基本計画策定審議会
	・審議会へ諮問
	・越谷市緑の基本計画の趣旨及び概要について
	・現行計画の進捗状況及び検証について
6月23日	第2回越谷市緑の基本計画策定検討委員会
	・計画の基本理念・将来像・基本方針について
	・計画の目標について
7月28日	第2回越谷市緑の基本計画策定審議会
	・計画の基本理念・将来像・基本方針について
	・計画の目標について
9月25日	越谷市環境推進市民会議(ECO 勉強会)
	・越谷市緑の基本計画について学ぼう!!
10月22日	第3回越谷市緑の基本計画策定検討委員会
	・計画の素案について
11月19日	平成27年度(11月定例会)政策会議
	・越谷市緑の基本計画(素案)について
11月27日	第3回越谷市緑の基本計画策定審議会
	・計画の素案について
12月 3日~ 19日	13 地区 地区説明会
12月18日~1月25日	パブリックコメントの実施
	<ul><li>・素案の公表・意見聴取</li></ul>
平成 28 年 2月 5日	第 4 回越谷市緑の基本計画策定検討委員会
	・計画の原案について
2月18日	第4回越谷市緑の基本計画策定審議会
	・計画の原案について
0 7 : 0 7	<ul><li>・審議会から答申</li></ul>
3月18日	平成27年度(3月定例会)政策会議
	・越谷市緑の基本計画(案)について
3月下旬	越谷市緑の基本計画(改定版)策定

# 資料2 これまでの越谷市緑の基本計画の経過

計画名	策定年月	計画期間
越谷市緑の基本計画	平成 11 年 3 月	平成 11 年 4 月から平成 28 年 3 月まで
越谷市緑の基本計画(改定版)	平成28年3月	平成 28 年 4 月から平成 43 年 3 月まで

# 資料3 越谷市緑の基本計画策定審議会・検討委員会

越谷市緑の基本計画策定審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、越谷市緑の基本計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査審議するため、 市長の附属機関として、 越谷市緑の基本計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 自治会を代表する者
  - (3) 環境関係団体を代表する者
  - (4) 商工業団体を代表する者
  - (5) 農業団体を代表する者
  - (6) 自然保護団体を代表する者
  - (7) 民有地の開発に関する団体を代表する者
  - (8) 緑地保全活動団体を代表する者
  - (9) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会 長が 指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例

(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

緑の基本計画策定審議会	委 員	日額	5,500円	2,500 円
-------------	-----	----	--------	---------

# 越谷市緑の基本計画策定審議会名簿(12名)

No	構成員種別	氏名	所属団体	備考
1	学識経験者	おかだ ともひで 岡田 智秀	日本大学理工学部	会長
2	(2名)	いしわたり たかひろ石渡高広	埼玉県越谷環境管理事務所	
3	自治会を 代表する者	がかしま ひでお 川島 秀男	越谷市自治会連合会	
4	環境関係団体を 代表する者	さいとう みつあき 斉藤 光明	越谷市環境推進市民会議	会長職務代理
5	商工業団体を 代表する者	から あきとし 加地 昭俊	越谷市商工会	
6	農業団体を 代表する者     かねこ としゆき 金子 利之       とよだ よしてる 豊田 好輝		第1回~ 第3回審議会	
0		きょだ よしてる	越谷市農業協同組合	第4回審議会
7	自然保護団体を 代表する者	くまがい ゆうすけ 熊谷 雄介	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会	
8	民有地の開発に 関する団体を 代表する者	とばり たかし <b>戸張 隆</b>	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 越谷中央支部	
9	緑地保全活動団体を 代表する者	e<らい たつぉ 櫻井 龍雄	特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト	
10		まるもと けんじ 選本 謙次		
11	公募による市民 (3名)	たしろ やすこ 田代 靖子		
12		ひらた なおこ 平田 尚子		

# 越谷市緑の基本計画策定検討委員会名簿(21名)

役職	部	課
委員長	都市整備部長	
副委員長	都市整備部副部長	
委員	企画部	企画課長
	総務部	総務管理課長
	協働安全部	市民活動支援課長
		危機管理課長
		環境政策課長
	環境経済部	産業支援課長
		農業振興課長
		道路総務課長
		道路建設課長
	建設部	治水課長
		営繕課長
		維持管理課長
		都市計画課長
		市街地整備課長
	都市整備部	公園緑地課長
		開発指導課長
		建築住宅課長
	    教育総務部	生涯学習課長
	秋 月 椛 犽 iD	スポーツ振興課長
	学校教育部	学校管理課長

<sup>※</sup>検討委員会名簿については、越谷市緑の基本計画策定検討委員会設置 要領に基づく。

<sup>※</sup>都市整備部副部長は、市街地整備課長を兼務。

# 資料4 用語集(「\*」が表示されている用語)

※掲載頻度の少ない用語については、掲載ページをカッコ書きに示しています。

#### あ行

# 維持管理団体(43P、61P、86P、87P、123P)

「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、市内の自治会、ボランティア団体、その他市長が認める団体で、市長の登録を受け、施設の維持管理に参加し、安全かつ快適に利用できる公園等の環境づくりを行っている。

# ウッドチップ化(85P)

街路樹や公園の樹木を伐採・剪定した際に出た幹・枝などを細かく砕いて小片にすること。 雑草生長の抑制や利用者の歩行における負担軽減などを図るために利用される。公園では、 園路などでウッドチップが利用されることがある。

### 運動公園(8P、30P、31P)

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に運動することを目的とする公園で、都市の規模に応じて、1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。

# 永続性の高い緑地(8P、30P、60P)

施策の推進にあたり、計画的に緑地を確保するために、担保性のある緑地のことで、都市公園、公共施設緑地等の施設緑地と生産緑地地区、農振農用地域における農用地等の地域制緑地等を合わせたものを示す。

# 屋上緑化(6P、74P、75P、76P、104P、116P)

都市の生活環境の向上を目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

#### か行

#### 街区公園(8P、30P、31P)

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に街区内(公園から約 250m以内)の居住者の利用を目的とする公園で、1箇所当たり面積 0.25ha 程度を標準として配置する。

#### 河川区域(7P、8P、10P、30P、35P)

「河川法」に基づき、堤防と堤防の間の河川としての役割をもち、河川管理者が指定した区域のこと。本計画においては、主に河川の水面と河川周辺の河川緑地のことを示す。

#### 河川緑地(8P、10P、30P、34P、77P)

河川区域のうち、河川周辺における草木が生い茂った緑地のこと。

#### 学校緑地(7P、8P、30P、34P、39P)

緑の防災機能を有することから、学校敷地全体を定義した緑地のこと。

#### 環境保全区域

良好な自然環境を有し、希少な野生動植物が生息する地域などを、「環境保全区域」として指定し、区域内における一定の事業に対して、事業者に届出を義務付け、環境への影響を

監視することによって、区域内の環境を将来的に保全していくもの。

# キタミソウ(22P、42P、83P、84P、114P)

北方のツンドラ地域を中心に広く分布しているが、国内では北海道、埼玉、奈良、熊本の各道県に隔離分布するとても珍しい植物。市内では、葛西用水瓦曽根溜井で見られる。埼玉県レッドデータ絶滅危惧種 I B 類。

#### 近隣公園(8P、30P、31P)

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に近隣(公園から約 500m以内)の居住者の利用を目的とする公園で、1 筒所当たり面積 2.0ha 程度を標準として配置する。

#### 景観協定(49P、75P、82P)

「景観法」に基づき、地区の住環境の維持・向上を図るため、土地の所有者等の合意によって、敷地内の緑化等の基準を定め、市長の認可を受けて、締結される協定のこと。

# 景観重要樹木(48P、68P)

「景観計画」に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

#### 建築協定(49P、50P、75P、76P、82P)

「建築基準法」に基づき、地区の生活環境の維持・向上を図るため、土地の所有者等の合意によって、地区ごとに道路沿いの生垣や花壇の設置などの制限を定め、市長の認可を受けて、締結される協定のこと。

# 公園緑地等(7P、30P、32P、33P、60P)

「都市公園法」に基づく都市公園とふれあい公園、緑道などの都市公園以外の公園緑地等を合わせた緑地のこと。

#### 工場立地法(43P、76P)

工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や準則等の公表を行い、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。緑化については、準則により、敷地面積の20%以上の緑化整備を指導している。

#### 荒廃農地(48P、70P)

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的 に不可能となっている農地のこと。

#### 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(79P)

トイレや園路広場などの公園施設をバリアフリー化することで、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、公共の福祉の増進を目的とした法律のこと。

# コシガヤホシクサ(42P、83P)

ホシクサ科の一年草で、ため池の岸辺や河原、水中でも生育し、8~9月に花茎を伸ばし、白い星型の小さな花をつける植物。越谷市の元荒川付近で発見し、新種であったので地名に因んでコシガヤホシクサと命名されたが、その後、越谷市周辺では見られなくなっている。環境省の維管束植物のレッドリストに野生絶滅種として指定されている。

#### さ行

# 市街化区域(23P、25P)

「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

# 市街化調整区域(23P、25P、106P)

「都市計画法」に基づく、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

### 児童遊園(7P、8P、30P、32P)

「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、開発者が開発行為等によって整備した面積 100 ㎡以上の規模の小さい公園のこと。

#### 市民環境セミナー(86P)

市民参加型の身近な環境調査や環境活動の内容を発表するセミナーのこと。

# 市民農園 (8P、30P、34P、42P)

土に親しみ、農作物を栽培することにより、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に、市が農地を借りて区画を市民に貸し出す農地のこと。

#### 社寺林

神社や寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている樹林。

#### シラコバト(11P、42P、83P)

市政 30 周年を記念し、昭和 63 年 11 月 3 日に制定された市の鳥。灰褐色の体に首の黒い線が特徴。「越ヶ谷のシラコバト」として昭和31年に国の天然記念物に指定され、昭和40年には県民の鳥に制定されている。

#### スポット広場(49P、64P、77P、78P)

憩いや休息の場として、緑道や道路で小さな空間を利用して整備した広場。

#### 生産緑地地区(7P、8P、30P、35P、42P、64P、70P)

「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定された農地のこと。

# 生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の 多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

# 総合公園(8P、30P、31P、92P)

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に市民の休息、散策、遊戯、運動などを総合的に利用することを目的とする公園で、都市の規模に応じて、1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。

# 総合振興計画(2P、11P、12P、52P、53P)

都市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるためのすべての基本となる計画のこと。

#### た行

#### 耐震性飲料貯水槽(72P)

水道管に接続され、通常時には水が循環し、災害時には遮断され、1 基あたり 100 ㎡の 水道水が確保できる貯水槽のこと。

# 多自然川づくり(77P)

河川全体の自然の営みを考慮し、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する河川の管理のこと。

#### 地区計画(49P、50P、75P)

「都市計画法」に基づき、個性豊かで魅力に満ちた市街地を形成するため、地区に応じた きめ細かいまちのルールを定めることができるもので、かき又はさくなどの構造の制限等を 定め、より良好なまちづくりを進める計画のこと。

#### 地区公園

「都市公園法」に基づく都市公園のうち、主に徒歩圏内(公園から約 1000m以内)の 居住者の利用を目的とする公園で、1箇所当たり面積 4.0ha 程度を標準として配置する。

#### 中核市(18P)

平成 6 年、「地方自治法」の一部改正により、創設され、人口 20 万人以上を有する都市のこと。

#### 鳥獣保護区(66P、67P、94P、98P)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護、繁殖を図るため、指定される区域のこと。

#### 特定外来植物(83P)

「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」により指定される、生態系、 人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす恐れがある植物のこと。

#### 都市計画マスタープラン(2P、11P、12P、53P)

「都市計画法」に基づき、「総合振興計画」、及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、都市づくりに関する基本的な方針を定めた計画のこと。

# 都市公園

「都市公園法」に基づき、設置された公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体が当該公園および緑地に設ける公園施設を含むもの。

#### 都市緑地(8P)

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。

# 都市緑地法(2P、3P、8P、12P、35P)

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律のこと。

#### な行

# 農業振興地域(7P、8P、10P、30P、35P)

総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域のこと。

#### は行

#### バリアフリー化(50P、79P)

社会生活をしていく上で妨げとなる障害(バリア:Barrier)を除去(フリー:Free)するという意味で、段差など生活環境上の物理的障害を除去すること。

# ヒートアイランド現象(3P、4P、37P、52P、57P)

アスファルト舗装、車の排気熱などの影響により、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。

# <u>ビオトープ</u>(48P、71P、72P、74P、84P、108P)

地域の生物群集の生息空間のこと。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語。

# フジバカマ(在来種)(22P、42P、83P、84P)

関東以西の本州、四国、九州の川などに野生する高さ1~1.5mの多年草。近年、河川 改修などの影響で自生地が減っている。市では、埼玉鴨場西側の元荒川沿いなどで確認でき る。

<u>ふれあい公園</u>(8P、30P、32P、33P、48P、79P、102P、104P、116P) 地域住民が多目的広場として利用することを目的に、市が設置する公園のこと。土地所有 者から市が用地を借り受け、自治会が管理を行っている。1 箇所当たり面積 1,000~ 3,000 ㎡を標準として設置する。

#### 壁面緑化(6P、74P、75P)

都市の生活環境の向上を目的として、建物の外壁物に植物を植え緑化すること。

#### <sup>ほじょう</sup> **圃場**(85P)

水田や畑地、樹園地、牧草地などのこと。

#### ま行

# **まちの整備に関する条例**(9P、49P、75P)

適正なまちづくりに必要な緑化施設を確保することにより、都市施策の継続及び計画的なまちの整備の推進を図ることを目的として制定された条例のこと。

#### 緑のカーテン(74P、75P、76P)

ゴーヤやアサガオなどのつる性の植物をネットにはわせ、窓の日差しを遮り、室温の上昇 を抑えてくれる自然のカーテンのこと。

#### や行

#### 屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

#### **遊休農地**(48P、70P)

農地であって、現に耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。

#### ら行

# 緑地協定(8P、30P、35P、75P、76P)

「都市緑地法」に基づき、土地の所有者等の合意によって、植栽する樹木の種類や場所など基準を定め、市長の認可を受けて、締結される協定のこと。

#### 緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、河川や水路等を活かして、遊歩道として整備している緑地のこと。

# 越谷市緑の基本計画(改定版) 平成 28 年 3 月

発行 越谷市都市整備部公園緑地課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL: 048-964-2111 (代表)

FAX: 048-965-0948

E-mail: 10105300@city.koshigaya.saitama.jp



水と緑と人をつなぐ 環境共生都市・こしがや

